

第七十七回国会 衆議院 社会労働委員会 議録 第四号

昭和五十一年五月六日(木曜日) 午前十時三十二分開議

出席委員

- 委員長 熊谷 義雄君
- 理事 住 栄作君
- 理事 戸井田三郎君
- 理事 山下 徳夫君
- 理事 村山 富市君
- 理事 伊東 正義君
- 理事 加藤 紘一君
- 理事 小林 正巳君
- 理事 高橋 千寿君
- 理事 野原 正勝君
- 理事 橋本龍太郎君
- 理事 山口 敏夫君
- 理事 田口 一男君
- 理事 森井 忠良君
- 理事 田中美智子君
- 理事 大橋 敏雄君
- 理事 小宮 武喜君

- 理事 竹内 黎一君
- 理事 葉梨 信行君
- 理事 枝村 要作君
- 理事 石母田 達君
- 理事 大野 明君
- 理事 瓦 力君
- 理事 田川 誠一君
- 理事 中山 正暉君
- 理事 羽生田 進君
- 理事 栗山 ひで君
- 理事 金子 みつ君
- 理事 中村 重光君
- 理事 八木 昇君
- 理事 寺前 巖君
- 理事 岡本 富夫君
- 理事 和田 耕作君

出席國務大臣

- 厚生 大臣 田中 正巳君

出席政府委員

- 内閣総理大臣官 島村 史郎君
- 房総務審議官 佐分利輝彦君
- 厚生省公衆衛生局長 石丸 隆治君
- 厚生省医療局長 山高 章夫君
- 厚生省援護局長 山高 章夫君

委員外の出席者

- 内閣総理大臣官 小林 功典君
- 房参事官 大演 忠志君
- 沖繩開発庁総務局長 瀬沼 勤君
- 沖繩開発庁総務局参事官 瀬沼 勤君

- 大蔵省主計局主計官 梅澤 節男君
- 郵政省人事局厚生課長 岩田 立夫君
- 社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

委員の異動

三月五日

辞任

- 山口 敏夫君
- 稲葉 誠一君
- 島本 虎三君
- 大橋 敏雄君

同日

- 阿部 昭吾君
- 堀 昌雄君
- 正木 良明君

同日

- 寺前 巖君
- 金子 満広君

同日

- 伊東 正義君
- 加藤 紘一君
- 中山 正暉君
- 稲葉 誠一君

同日

- 江崎 真澄君
- 瀬戸山三男君

補欠選任

- 森山 欽司君
- 阿部 昭吾君
- 堀 昌雄君
- 正木 良明君

同日

- 稲葉 誠一君
- 島本 虎三君
- 大橋 敏雄君

同日

- 金子 満広君
- 寺前 巖君

同日

- 瀬戸山三男君
- 江崎 真澄君
- 永山 忠則君
- 田中 武夫君

同日

- 加藤 紘一君
- 伊東 正義君

- 永山 忠則君
- 田中 武夫君
- 伊東 正義君
- 瓦 力君
- 小林 正巳君
- 小宮 武喜君

同日

- 奥野 誠亮君
- 倉成 正君
- 西村 直己君
- 小平 忠君

同日

- 伊東 正義君
- 加藤 紘一君
- 瓦 力君
- 森山 欽司君

同日

- 植木庚子郎君
- 小澤 太郎君
- 黒金 泰美君

同日

- 伊東 正義君
- 高橋 千寿君
- 天野 公義君
- 小泉純一郎君

同日

- 中山 正暉君
- 稲葉 誠一君
- 倉成 正君
- 西村 直己君
- 奥野 誠亮君
- 小平 忠君

同日

- 小林 正巳君
- 伊東 正義君
- 瓦 力君
- 小宮 武喜君

同日

- 小澤 太郎君
- 植木庚子郎君
- 黒金 泰美君
- 山口 敏夫君

- 稲葉 誠一君
- 中村 重光君
- 中村 重光君
- 稲葉 誠一君

同日

四月二十一日
身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)(予)

同日

四月二十二日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三号)(予)

同日

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

同日

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

同日

全国一律最低賃金制確立等に関する請願(清水徳松君紹介)(第六六五号)

同日

同(竹村幸雄君紹介)(第六六六号)

同日

同(塚田庄平君紹介)(第六六七号)

同(中島武敏君紹介)(第九八〇号)
同(野間友一君紹介)(第九八一号)
同(林百郎君紹介)(第九八二号)
同(東中光雄君紹介)(第九八三号)
同(平田藤吉君紹介)(第九八四号)
同(不破哲三君紹介)(第九八五号)
同(正森成二君紹介)(第九八六号)
同(増本一彦君紹介)(第九八七号)
同(松本善明君紹介)(第九八八号)
同(三浦久君紹介)(第九八九号)
同(三谷秀治君紹介)(第九九〇号)
同(村上弘君紹介)(第九九一号)
同(山原健二郎君紹介)(第九九二号)
同(米原昶君紹介)(第九九三号)
障害者の生活及び医療保障等に関する請願(加藤清政君紹介)(第九九四号)
建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願外二件(加藤清政君紹介)(第九九五号)

同月六日

戦時災害援護法制定に関する請願(土井たか子君紹介)(第一〇二六号)
療術の制度化に関する請願(大野潔君紹介)(第一〇二七号)
雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願(石母田達君紹介)(第一〇二八号)
全国一律最低賃金制確立等に関する請願(平林剛君紹介)(第一〇二九号)
同(美濃政市君紹介)(第一〇三〇号)
同(村山喜一君紹介)(第一〇三一号)
同(山本幸一君紹介)(第一〇三二号)
社会福祉制度の改善等に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第一〇三三号)
同(浅井美幸君紹介)(第一〇三四号)
同(荒木宏君紹介)(第一〇三五号)
同(新井彬之君紹介)(第一〇三六号)
同(有島重武君紹介)(第一〇三七号)
同(石田幸四郎君紹介)(第一〇三八号)
同(諫山博君紹介)(第一〇三九号)

同(石母田達君紹介)(第一〇四〇号)
同(梅田勝君紹介)(第一〇四一号)
同(浦井洋君紹介)(第一〇四二号)
同(小川新一郎君紹介)(第一〇四三号)
同(大久保直彦君紹介)(第一〇四四号)
同(大野潔君紹介)(第一〇四五号)
同(大橋敏雄君紹介)(第一〇四六号)
同(近江巳記夫君紹介)(第一〇四七号)
同(岡本富夫君紹介)(第一〇四八号)
同(沖本泰幸君紹介)(第一〇四九号)
同(鬼木勝利君紹介)(第一〇五〇号)
同(金子満広君紹介)(第一〇五一号)
同(神崎敏雄君紹介)(第一〇五二号)
同(木下元二君紹介)(第一〇五三号)
同(北側義一君紹介)(第一〇五四号)
同(栗田翠君紹介)(第一〇五五号)
同(小濱新次君紹介)(第一〇五六号)
同(小林政子君紹介)(第一〇五七号)
同(紺野与次郎君紹介)(第一〇五八号)
同(坂井弘一君紹介)(第一〇五九号)
同(坂口力君紹介)(第一〇六〇号)
同(柴田睦夫君紹介)(第一〇六一号)
同(庄司幸助君紹介)(第一〇六二号)
同(鈴切康雄君紹介)(第一〇六三号)
同(瀬崎博義君紹介)(第一〇六四号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第一〇六五号)
同(瀬野栄次郎君紹介)(第一〇六六号)
同(田代文久君紹介)(第一〇六七号)
同(田中昭二君紹介)(第一〇六八号)
同(田中美智子君紹介)(第一〇六九号)
同(多田光雄君紹介)(第一〇七〇号)
同(高橋繁君紹介)(第一〇七一号)
同(竹入義勝君紹介)(第一〇七二号)
同(津金佑近君紹介)(第一〇七三号)
同(津川武一君紹介)(第一〇七四号)
同(寺前巖君紹介)(第一〇七五号)
同(土橋一吉君紹介)(第一〇七六号)
同(中川利三郎君紹介)(第一〇七七号)
同(中路雅弘君紹介)(第一〇七八号)

同(中島武敏君紹介)(第一〇七九号)
同(野間友一君紹介)(第一〇八〇号)
同(林百郎君紹介)(第一〇八一号)
同(東中光雄君紹介)(第一〇八二号)
同(平田藤吉君紹介)(第一〇八三号)
同(不破哲三君紹介)(第一〇八四号)
同(正森成二君紹介)(第一〇八五号)
同(増本一彦君紹介)(第一〇八六号)
同(松本善明君紹介)(第一〇八七号)
同(三浦久君紹介)(第一〇八八号)
同(三谷秀治君紹介)(第一〇八九号)
同(村上弘君紹介)(第一〇九〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第一〇九一号)
同(米原昶君紹介)(第一〇九二号)
同(青柳盛雄君紹介)(第一〇九三号)
同(荒木宏君紹介)(第一〇九四号)
同(諫山博君紹介)(第一〇九五号)
同(石母田達君紹介)(第一〇九六号)
同(梅田勝君紹介)(第一〇九七号)
同(浦井洋君紹介)(第一〇九八号)
同(金子満広君紹介)(第一〇九九号)
同(神崎敏雄君紹介)(第一一〇〇号)
同(木下元二君紹介)(第一一〇一号)
同(栗田翠君紹介)(第一一〇二号)
同(小林政子君紹介)(第一一〇三号)
同(小野与次郎君紹介)(第一一〇四号)
同(坂井弘一君紹介)(第一一〇五号)
同(坂口力君紹介)(第一一〇六号)
同(柴田睦夫君紹介)(第一一〇七号)
同(庄司幸助君紹介)(第一一〇八号)
同(鈴切康雄君紹介)(第一一〇九号)
同(瀬崎博義君紹介)(第一一一〇号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第一一一一号)
同(瀬野栄次郎君紹介)(第一一一二号)
同(田代文久君紹介)(第一一一三号)
同(田中昭二君紹介)(第一一一四号)
同(田中美智子君紹介)(第一一一五号)
同(多田光雄君紹介)(第一一一六号)
同(高橋繁君紹介)(第一一一七号)
同(竹入義勝君紹介)(第一一一八号)
同(津金佑近君紹介)(第一一一九号)
同(津川武一君紹介)(第一一二〇号)
同(寺前巖君紹介)(第一一二一号)
同(土橋一吉君紹介)(第一一二二号)
同(中川利三郎君紹介)(第一一二三号)
同(中路雅弘君紹介)(第一一二四号)

同(中島武敏君紹介)(第一一三七号)
同(野間友一君紹介)(第一一三八号)
同(林孝矩君紹介)(第一一三九号)
同(林百郎君紹介)(第一一四〇号)
同(東中光雄君紹介)(第一一四一号)
同(平田藤吉君紹介)(第一一四二号)
同(不破哲三君紹介)(第一一四三号)
同(伏木和夫君紹介)(第一一四四号)
同(正木良明君紹介)(第一一四五号)
同(正森成二君紹介)(第一一四六号)
同(増本一彦君紹介)(第一一四七号)
同(松本善明君紹介)(第一一四八号)
同(松尾信人君紹介)(第一一四九号)
同(松本忠助君紹介)(第一一五〇号)
同(三浦久君紹介)(第一一五一号)
同(三谷秀治君紹介)(第一一五二号)
同(村上弘君紹介)(第一一五三号)
同(村上弘君紹介)(第一一五四号)
同(矢野詢也君紹介)(第一一五五号)
同(山田太郎君紹介)(第一一五六号)
同(山原健二郎君紹介)(第一一五七号)
同(米原昶君紹介)(第一一五八号)
同(渡部一郎君紹介)(第一一五九号)
予防接種による被害者の救済に関する請願(近江巳記夫君紹介)(第一一六〇号)
同(林孝矩君紹介)(第一一六一号)
保育事業振興に関する請願(土井たか子君紹介)(第一一六二号)
同月九日
療術の制度化に関する請願(大野潔君紹介)(第一一六四号)
同(大野潔君紹介)(第一一六五号)
社会福祉制度の改善等に関する請願(浅井美幸君紹介)(第一一六六号)
同(新井彬之君紹介)(第一一六七号)
同(有島重武君紹介)(第一一六八号)
同(石田幸四郎君紹介)(第一一六九号)
同(小川新一郎君紹介)(第一一七〇号)
同(大久保直彦君紹介)(第一一七一号)

同(田邊誠君紹介)(第二二五四号)
 同(村山富市君紹介)(第二二五五号)
 同(佐藤観樹君紹介)(第二三〇四号)
 同(田邊誠君紹介)(第二三〇五号)
 同(佐藤観樹君紹介)(第二三六六号)
 同(山田耻目君紹介)(第二三六七号)
 同(和田耕作君紹介)(第二三六八号)
 保育事業振興に関する請願(渡海元三郎君紹介)(第二三〇六号)
 短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願(渡辺惣蔵君紹介)(第二三六三号)
 日雇労働者の雇用、失業対策確立に関する請願(和田耕作君紹介)(第二三六四号)
 戦時災害援護法制定に関する請願(塚本三郎君紹介)(第二三六五号)
 医療保険制度の確立に関する請願(和田耕作君紹介)(第二三六九号)
 雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願(中野雅弘君紹介)(第二三七〇号)
 母性の社会保障に関する請願(石橋政嗣君紹介)(第二三七四号)
 同(石母田達君紹介)(第二三七五号)
 同(木下元二君紹介)(第二三七八号)
 同外一件(木原実君紹介)(第二三七八号)
 同(栗田翠君紹介)(第二三七八号)
 同(小林政子君紹介)(第二三七八号)
 同(斎藤正男君紹介)(第二三八〇号)
 同外一件(坂本恭一君紹介)(第二三八二号)
 同(島本虎三君紹介)(第二三八二号)
 同(嶋崎譲君紹介)(第二三八三号)
 同(庄司幸助君紹介)(第二三八四号)
 同(瀬長亀次郎君紹介)(第二三八五号)
 同(田中美智子君紹介)(第二三八六号)
 同(多田光雄君紹介)(第二三八七号)
 同(竹内猛君紹介)(第二三八八号)
 同(津金佑近君紹介)(第二三八九号)
 同(津川武一君紹介)(第二三九〇号)
 同(寺前巖君紹介)(第二三九一号)
 同(土橋一吉君紹介)(第二三九二号)

同(中川利三郎君紹介)(第二三九三号)
 同(中路雅弘君紹介)(第二三九四号)
 同(東中光雄君紹介)(第二三九五号)
 同(不破哲三君紹介)(第二三九六号)
 同(細谷治嘉君紹介)(第二三九七号)
 同(増本一彦君紹介)(第二三九八号)
 同(三谷秀治君紹介)(第二三九九号)
 同(三宅正一君紹介)(第二四〇〇号)
 同(米原昶君紹介)(第二四〇一号)
 同(和田貞夫君紹介)(第二四〇二号)
 同(渡辺三郎君紹介)(第二四〇三号)
 同(渡辺惣蔵君紹介)(第二四〇四号)
 母性給付に関する請願(林百郎君紹介)(第二四〇五号)
 四月六日
 乳幼児医療費の無料化等に関する請願(田中美智子君紹介)(第二四六七号)
 建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願(有島重武君紹介)(第二四六八号)
 同(小川新一郎君紹介)(第二四六九号)
 同(平田藤吉君紹介)(第二四七〇号)
 中国残留日本人孤児の肉親不明者の調査等に関する請願(木野晴夫君紹介)(第二四七〇号)
 同(伏木和雄君紹介)(第二四七八号)
 保育予算増額等に関する請願(石母田達君紹介)(第二四七一七号)
 同(庄司幸助君紹介)(第二四七二七号)
 同(田中美智子君紹介)(第二四七三三三号)
 同(村上弘君紹介)(第二四七四四号)
 母性の社会保障に関する請願(新井彬之君紹介)(第二四七五五号)
 同(石橋政嗣君紹介)(第二四七六六号)
 同(上原康助君紹介)(第二四七七七号)
 同(木原実君紹介)(第二四七八八号)
 同(佐々木三三君紹介)(第二四七九九号)
 同(斎藤正男君紹介)(第二四八〇〇号)
 同(島田琢郎君紹介)(第二四八一一号)
 同(瀬野栄次郎君紹介)(第二四八二二号)
 同(田中武夫君紹介)(第二四八三三三号)

同(竹入義勝君紹介)(第二四八四四号)
 同(長谷川正三君紹介)(第二四八五五号)
 同(松尾信人君紹介)(第二四八六六号)
 同(山田太郎君紹介)(第二四八七七号)
 同(山田芳治君紹介)(第二四八八八号)
 同(大野潔君紹介)(第二四八九九号)
 同(勝澤芳雄君紹介)(第二四九〇〇号)
 同(坂本恭一君紹介)(第二四九〇二二号)
 同(島田琢郎君紹介)(第二四九〇三三三号)
 同(瀬野栄次郎君紹介)(第二四九〇四四四号)
 同(山田太郎君紹介)(第二四九〇五五五号)
 全国一律最低賃金制確立等に関する請願(河上民雄君紹介)(第二四九〇六六六号)
 保育所の父母負担軽減に関する請願(山田耻目君紹介)(第二四九〇七七七号)
 同月八日
 看護婦制度廃止に関する請願(有島重武君紹介)(第二四九〇八八八号)
 同(鈴切康雄君紹介)(第二四九〇九九九号)
 全国一律最低賃金制確立等に関する請願(田中美智子君紹介)(第二四九一〇一〇号)
 障害者の生活及び医療保障等に関する請願(横路孝弘君紹介)(第二四九一〇二二二号)
 建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願(平田藤吉君紹介)(第二四九一〇三三三三号)
 同(井上泉君紹介)(第二四九一〇四四四四号)
 短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願(横路孝弘君紹介)(第二四九一〇五五五五号)
 雇用及び失業対策緊急措置法案の成立促進に関する請願(横路孝弘君紹介)(第二四九一〇六六六六号)
 社会保障制度改善等に関する請願(石母田達君紹介)(第二四九一〇七七七七号)
 同(浦井洋君紹介)(第二四九一〇八八八八号)
 同(木下元二君紹介)(第二四九一〇九九九九九号)
 同(柴田陸夫君紹介)(第二四九一〇一〇一〇一〇号)
 同(嶋崎弥之助君紹介)(第二四九一〇一〇二二二二号)
 同(東中光雄君紹介)(第二四九一〇一〇三三三三三号)
 社会福祉制度の改善等に関する請願外一件(村山富市君紹介)(第二四九一〇一〇四四四四四号)

同外一件(村山富市君紹介)(第二七五四号)
 保育所の父母負担軽減に関する請願(増本一彦君紹介)(第二七五五号)
 母性の社会保障に関する請願(井岡大治君紹介)(第二七五六号)
 同(石野久男君紹介)(第二七五七七号)
 同(岡田哲児君紹介)(第二七五七八号)
 同(金瀬俊雄君紹介)(第二七五七九号)
 同(小林信一君紹介)(第二七八〇号)
 同(斎藤正男君紹介)(第二七八一〇号)
 同(坂本恭一君紹介)(第二七八二二二号)
 同(横山利秋君紹介)(第二七八三三三三号)
 医療保険制度の確立に関する請願(石母田達君紹介)(第二七八四四四四号)
 同(庄司幸助君紹介)(第二七八五五五五号)
 同(田中美智子君紹介)(第二七八六六六六号)
 同(津川武一君紹介)(第二七八七七七号)
 同(中川利三郎君紹介)(第二七八八八八八号)
 同(平田藤吉君紹介)(第二七八九九九九号)
 同(山原健二郎君紹介)(第二八九〇〇〇号)
 同(柴田陸夫君紹介)(第二八九〇一〇一〇号)
 同(多田光雄君紹介)(第二八九〇二二二二号)
 同(平田藤吉君紹介)(第二八九〇三三三三三号)
 同(米原昶君紹介)(第二八九〇四四四四四号)
 社会保障制度の拡充等に関する請願(加藤清政君紹介)(第二八九〇五五五五五号)
 全国一律最低賃金制の確立等に関する請願(久保田鶴松君紹介)(第二八九〇六六六六六号)
 雇用及び失業対策緊急措置法制定に関する請願(津金佑近君紹介)(第二八九〇七七七七七号)
 母性給付に関する請願(金子みつ君紹介)(第二八九〇八八八八八号)
 同月十二日
 建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に関する請願外一件(大久保直彦君紹介)(第二八九〇九九九九九九号)
 同(佐野進君紹介)(第二九一〇〇一〇一〇一〇号)
 社会福祉制度の改善等に関する請願(村山富市君紹介)(第二九一〇〇二二二二二二号)

介(第三八一七号)

短期雇用特例被保険者の失業保険金改善に関する請願(大橋敏雄君紹介)(第三八一八号)

同(金子満広君紹介)(第三八一八号)

同(浦井洋君紹介)(第三八一八号)

同(梅田勝君紹介)(第三八一八号)

同(石母田達君紹介)(第三八一八号)

同(浦井洋君紹介)(第三八一八号)

同(金子満広君紹介)(第三八一八号)

同(神崎敏雄君紹介)(第三八一八号)

同(木下元二君紹介)(第三八一八号)

同(水元二君紹介)(第三八一八号)

同(唐沢二郎君紹介)(第三八二二二号)

同(外九十五件(高橋千寿君紹介)(第三八二二四号)

同(外百七十五件(谷垣専一君紹介)(第三八二二五号)

同(島村一郎君紹介)(第三九〇〇号)

同(外二十一件(福田篤泰君紹介)(第三九〇〇一)

同(森井忠良君紹介)(第三九〇二二)

同(河上民雄君紹介)(第三八二七号)

同(坂本恭一君紹介)(第三八二八号)

同(湯山勇君紹介)(第三八二九号)

同(横山利秋君紹介)(第三八三〇号)

同(河上民雄君紹介)(第三八三九七号)

同(木原実君紹介)(第三八九八号)

同(河上民雄君紹介)(第三八二七号)

同(坂本恭一君紹介)(第三八二八号)

同(湯山勇君紹介)(第三八二九号)

同(横山利秋君紹介)(第三八三〇号)

同(河上民雄君紹介)(第三八三九七号)

同(木原実君紹介)(第三八九八号)

同(河上民雄君紹介)(第三八二七号)

同(坂本恭一君紹介)(第三八二八号)

同(湯山勇君紹介)(第三八二九号)

同(横山利秋君紹介)(第三八三〇号)

同(河上民雄君紹介)(第三八三九七号)

同(木原実君紹介)(第三八九八号)

同(河上民雄君紹介)(第三八二七号)

同(栗田翠君紹介)(第三八四一四号)

同(小林政子君紹介)(第三八四二二号)

同(紺野与次郎君紹介)(第三八四三三)

同(柴田睦夫君紹介)(第三八四四四)

同(庄司幸助君紹介)(第三八四五五)

同(瀬崎博義君紹介)(第三八四七七)

同(瀬長龜次郎君紹介)(第三八四七七)

同(田代文久君紹介)(第三八四八八)

同(田中美智子君紹介)(第三八四九九)

同(多田光雄君紹介)(第三八五〇〇)

同(津金佑近君紹介)(第三八五一〇)

同(津川武一君紹介)(第三八五二〇)

同(寺前巖君紹介)(第三八五三〇)

同(土橋一吉君紹介)(第三八五四〇)

同(中川利三郎君紹介)(第三八五五〇)

同(中路雅弘君紹介)(第三八五六〇)

同(中島武敏君紹介)(第三八五七〇)

同(野間友一君紹介)(第三八五八〇)

同(林百郎君紹介)(第三八五九〇)

同(東中光雄君紹介)(第三八六〇〇)

同(平田藤吉君紹介)(第三八六一〇)

同(広瀬秀吉君紹介)(第三八六二〇)

同(不破哲三君紹介)(第三八六三〇)

同(正森成二君紹介)(第三八六四〇)

同(増本一彦君紹介)(第三八六五〇)

同(松本善明君紹介)(第三八六六〇)

同(三浦久君紹介)(第三八六七〇)

同(三谷秀治君紹介)(第三八六八〇)

同(村上弘君紹介)(第三八六九〇)

同(山原健二郎君紹介)(第三八七〇〇)

同(山本政弘君紹介)(第三八七一〇)

同(米原昶君紹介)(第三八七二〇)

同(和田貞夫君紹介)(第三八七三〇)

同(渡辺三郎君紹介)(第三八七四〇)

同(青柳盛雄君紹介)(第三八九〇三)

同(荒木宏君紹介)(第三九〇五)

同(梅田勝君紹介)(第三九〇八号)

同(浦井洋君紹介)(第三九〇九号)

同(金子満広君紹介)(第三九一〇号)

同(神崎敏雄君紹介)(第三九一一号)

同(木下元二君紹介)(第三九一二号)

同(栗田翠君紹介)(第三九一三)

同(小林政子君紹介)(第三九一四)

同(紺野与次郎君紹介)(第三九一五)

同(佐藤觀樹君紹介)(第三九一六)

同(柴田睦夫君紹介)(第三九一七)

同(庄司幸助君紹介)(第三九一八)

同(瀬崎博義君紹介)(第三九一九)

同(瀬長龜次郎君紹介)(第三九二〇)

同(田代文久君紹介)(第三九二一)

同(田中美智子君紹介)(第三九二二)

同(多田光雄君紹介)(第三九二三)

同(津金佑近君紹介)(第三九二四)

同(津川武一君紹介)(第三九二五)

同(寺前巖君紹介)(第三九二六)

同(土橋一吉君紹介)(第三九二七)

同(中川利三郎君紹介)(第三九二八)

同(中路雅弘君紹介)(第三九二九)

同(中島武敏君紹介)(第三九三〇)

同(野間友一君紹介)(第三九三一)

同(林百郎君紹介)(第三九三二)

同(東中光雄君紹介)(第三九三三)

同(平田藤吉君紹介)(第三九三四)

同(不破哲三君紹介)(第三九三五)

同(正森成二君紹介)(第三九三六)

同(増本一彦君紹介)(第三九三七)

同(松本善明君紹介)(第三九三八)

同(三浦久君紹介)(第三九三九)

同(三谷秀治君紹介)(第三九四〇)

同(村上弘君紹介)(第三九四一)

同(山原健二郎君紹介)(第三九四二)

同(山本政弘君紹介)(第三九四三)

同(梅田勝君紹介)(第三九四四)

同(浦井洋君紹介)(第三九四五)

同(金子満広君紹介)(第三九四六)

同(神崎敏雄君紹介)(第三九四七)

同(木下元二君紹介)(第三九四八)

同(栗田翠君紹介)(第三九四九)

同(小林政子君紹介)(第三九五〇)

同(紺野与次郎君紹介)(第三九五〇)

同(佐藤觀樹君紹介)(第三九五〇)

同(柴田睦夫君紹介)(第三九五〇)

同(庄司幸助君紹介)(第三九五〇)

同(瀬崎博義君紹介)(第三九五〇)

同(瀬長龜次郎君紹介)(第三九五〇)

同(田代文久君紹介)(第三九五〇)

同(田中美智子君紹介)(第三九五〇)

同(多田光雄君紹介)(第三九五〇)

同(津金佑近君紹介)(第三九五〇)

同(津川武一君紹介)(第三九五〇)

同(寺前巖君紹介)(第三九五〇)

同(土橋一吉君紹介)(第三九五〇)

同(中川利三郎君紹介)(第三九五〇)

同(中路雅弘君紹介)(第三九五〇)

同(中島武敏君紹介)(第三九五〇)

同(野間友一君紹介)(第三九五〇)

同(林百郎君紹介)(第三九五〇)

同(東中光雄君紹介)(第三九五〇)

同(平田藤吉君紹介)(第三九五〇)

同(不破哲三君紹介)(第三九五〇)

同(正森成二君紹介)(第三九五〇)

同(増本一彦君紹介)(第三九五〇)

同(松本善明君紹介)(第三九五〇)

同(三浦久君紹介)(第三九五〇)

同(三谷秀治君紹介)(第三九五〇)

同(村上弘君紹介)(第三九五〇)

同(山原健二郎君紹介)(第三九五〇)

同(山本政弘君紹介)(第三九五〇)

同(梅田勝君紹介)(第三九四四)

同(浦井洋君紹介)(第三九四五)

同(金子満広君紹介)(第三九四六)

同(神崎敏雄君紹介)(第三九四七)

同(木下元二君紹介)(第三九四八)

同(栗田翠君紹介)(第三九四九)

同(小林政子君紹介)(第三九五〇)

同(紺野与次郎君紹介)(第三九五〇)

同(佐藤觀樹君紹介)(第三九五〇)

同(柴田睦夫君紹介)(第三九五〇)

同(庄司幸助君紹介)(第三九五〇)

同(瀬崎博義君紹介)(第三九五〇)

同(瀬長龜次郎君紹介)(第三九五〇)

同(田代文久君紹介)(第三九五〇)

同(田中美智子君紹介)(第三九五〇)

同(多田光雄君紹介)(第三九五〇)

同(津金佑近君紹介)(第三九五〇)

同(津川武一君紹介)(第三九五〇)

同(寺前巖君紹介)(第三九五〇)

同(土橋一吉君紹介)(第三九五〇)

同(中川利三郎君紹介)(第三九五〇)

同(中路雅弘君紹介)(第三九五〇)

同(中島武敏君紹介)(第三九五〇)

同(野間友一君紹介)(第三九五〇)

同(林百郎君紹介)(第三九五〇)

同(東中光雄君紹介)(第三九五〇)

同(平田藤吉君紹介)(第三九五〇)

同(不破哲三君紹介)(第三九五〇)

同(正森成二君紹介)(第三九五〇)

同(増本一彦君紹介)(第三九五〇)

同(松本善明君紹介)(第三九五〇)

同(三浦久君紹介)(第三九五〇)

同(三谷秀治君紹介)(第三九五〇)

同(村上弘君紹介)(第三九五〇)

同(山原健二郎君紹介)(第三九五〇)

同(山本政弘君紹介)(第三九五〇)

同(梅田勝君紹介)(第三九四四)

同(浦井洋君紹介)(第三九四五)

同(金子満広君紹介)(第三九四六)

同(神崎敏雄君紹介)(第三九四七)

同(木下元二君紹介)(第三九四八)

同(栗田翠君紹介)(第三九四九)

同(小林政子君紹介)(第三九五〇)

同(紺野与次郎君紹介)(第三九五〇)

同(佐藤觀樹君紹介)(第三九五〇)

同(柴田睦夫君紹介)(第三九五〇)

同(庄司幸助君紹介)(第三九五〇)

同(瀬崎博義君紹介)(第三九五〇)

同(瀬長龜次郎君紹介)(第三九五〇)

同(田代文久君紹介)(第三九五〇)

同(田中美智子君紹介)(第三九五〇)

同(多田光雄君紹介)(第三九五〇)

同(津金佑近君紹介)(第三九五〇)

同(津川武一君紹介)(第三九五〇)

同(寺前巖君紹介)(第三九五〇)

同(土橋一吉君紹介)(第三九五〇)

同(中川利三郎君紹介)(第三九五〇)

同(中路雅弘君紹介)(第三九五〇)

同(中島武敏君紹介)(第三九五〇)

同(野間友一君紹介)(第三九五〇)

同(林百郎君紹介)(第三九五〇)

同(東中光雄君紹介)(第三九五〇)

同(平田藤吉君紹介)(第三九五〇)

同(不破哲三君紹介)(第三九五〇)

同(正森成二君紹介)(第三九五〇)

同(増本一彦君紹介)(第三九五〇)

同(松本善明君紹介)(第三九五〇)

同(三浦久君紹介)(第三九五〇)

同(三谷秀治君紹介)(第三九五〇)

同(村上弘君紹介)(第三九五〇)

同(山原健二郎君紹介)(第三九五〇)

同(山本政弘君紹介)(第三九五〇)

同(梅田勝君紹介)(第三九四四)

同(浦井洋君紹介)(第三九四五)

同(金子満広君紹介)(第三九四六)

同(神崎敏雄君紹介)(第三九四七)

同(木下元二君紹介)(第三九四八)

同(栗田翠君紹介)(第三九四九)

同(小林政子君紹介)(第三九五〇)

同(紺野与次郎君紹介)(第三九五〇)

同(佐藤觀樹君紹介)(第三九五〇)

同(柴田睦夫君紹介)(第三九五〇)

同(庄司幸助君紹介)(第三九五〇)

同(瀬崎博義君紹介)(第三九五〇)

同(瀬長龜次郎君紹介)(第三九五〇)

同(田代文久君紹介)(第三九五〇)

同(田中美智子君紹介)(第三九五〇)

同(多田光雄君紹介)(第三九五〇)

同(津金佑近君紹介)(第三九五〇)

同(津川武一君紹介)(第三九五〇)

同(寺前巖君紹介)(第三九五〇)

同(土橋一吉君紹介)(第三九五〇)

同(中川利三郎君紹介)(第三九五〇)

同(中路雅弘君紹介)(第三九五〇)

同(中島武敏君紹介)(第三九五〇)

同(野間友一君紹介)(第三九五〇)

同(林百郎君紹介)(第三九五〇)

同(東中光雄君紹介)(第三九五〇)

同(平田藤吉君紹介)(第三九五〇)

同(不破哲三君紹介)(第三九五〇)

同(正森成二君紹介)(第三九五〇)

同(増本一彦君紹介)(第三九五〇)

同(松本善明君紹介)(第三九五〇)

同(三浦久君紹介)(第三九五〇)

同(三谷秀治君紹介)(第三九五〇)

同(村上弘君紹介)(第三九五〇)

同(山原健二郎君紹介)(第三九五〇)

同(山本政弘君紹介)(第三九五〇)

同(梅田勝君紹介)(第三九四四)

同(浦井洋君紹介)(第三九四五)

同(金子満広君紹介)(第三九四六)

同(神崎敏雄君紹介)(第三九四七)

同(木下元二君紹介)(第三九四八)

同(栗田翠君紹介)(第三九四九)

同(小林政子君紹介)(第三九五〇)

同(紺野与次郎君紹介)(第三九五〇)

同(佐藤觀樹君紹介)(第三九五〇)

同(柴田睦夫君紹介)(第三九五〇

○熊谷委員長 これより会議を開きます。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣田中正巳君。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○田中國務大臣 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により健康診断及び医療の給付を行うとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により特別手当、健康管理手当、保健手当その他の手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持向上と生活の安定を図ってまいつたところであります。

今回、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律について改正を行うとするものでありますが、その内容について御説明申し上げます。

改正の第一点は、特別手当の改善であります。特別手当は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者に対して支給されるものであります。この特別手当の額について、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態にあるものに支給する特別手当の額を現行の月額二万四千円から二万七千円に引き上げ、その状態にないものに支給する特別手当の額を現行の月額一万二千円から一万三千五百円に引き上げるものであります。

改正の第二点は、健康管理手当の改善であります。

す。健康管理手当は、原子爆弾の放射能の影響に関連があると思われる造血機能障害等の特定の障害を伴う疾病にかかっている被爆者で特別手当の支給を受けていないものに対して支給されるものであります。この健康管理手当の額を現行の月額一万二千円から一万三千五百円に引き上げるものであります。

改正の第三点は、保健手当の改善であります。保健手当は、爆心地から二キロメートルの区域内において直接被爆した者で特別手当または健康管理手当の支給を受けていないものに対して支給されるものであります。この保健手当の額を現行の月額六千円から六千八百円に引き上げるものであります。

今回の改正は、これらの改善を通じて被爆者の福祉を一層増進しようとするものであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○熊谷委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○熊谷委員長 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。橋本龍太郎君。

○橋本(龍)委員 きょう私は、この援護法の審査に際して、主として二つの点について政府の答弁を求め、また政府の決断を求めたいと思っております。いままら同僚委員の各位に申し上げるまでもなく、すでに戦後三十年という歳月を経て今日なお遺族援護に関して私どもがこうの問題を取り上げなければならぬということ自体が、私は、きわめて残念なことだと思っております。ただそれだけに、今日まで残っておる問題は、それぞれにあるいは非常に心情的に気の毒だと思いがらも法律に乗りにくいとか、あるいは証明する資料が不足だとか、あるいは援護法と一般の問題との接点部分に当たるものだとかいうことで、政府として取り上

げづらい状況があることを私も知らないわけではありません。しかしそれと同時に、少なくともこれだけの歳月を経て、法律条文を理解する上できわめて厳正に運用を図ることだけが、私は、政府として好ましい態度だとも思いません。ことに戦争による犠牲者に対しての援護というよりなものについては、私は、ある程度弾力的な見解を政府にも持ってもらいたいと思っております。

きょう取り上げたい第一の問題は、すでに何回も本院において、あるいは参議院において質問がなされ、質問趣意書等も出されてきました対馬丸の問題についてであります。

これは、いままら私が細かく申し上げるまでもありませんが、第二次世界大戦中における大きな悲劇の一つとして、今日もなお当時を知る者の胸から去らない事件であります。要点は、この対馬丸に乗って海没し、死亡した学童たちを準軍属として処遇してやってもらいたいということであります。これは、いままら政府としてはたびたび拒否の回答をなされてきました。そして、それはそれなりの理由があったと思っております。しかし本年は、対馬丸事件が起きましてからちょうど三十三回忌であります。そして本土においてもこの風習は同じことでありまして、三十三回忌というものは、県内の人々には私どもが考える以上の大きな意味を持つていられるわけでありまして、それだけに何とかして本年この問題に解決をしてみたい、これは私、たまたまきょう質問に立たせていただきましたが、沖縄県出身国会議員団、党派を抜きにしてすべての方々の希望であることを最初には私は政府に対して申し上げたいと思っております。

簡単に事件の経過を振り返ってみますと、昭和十九年の七月七日にサイパンが玉砕をいたしました。それから、本土においても学童疎開が行われるようになりまして、東條内閣の緊急閣議の決定により学童疎開が行われたわけでありまして、沖縄県当局でこの閣議の決定を受けて七月十九日に、内政部

長名により宮古、八重山、那覇、首里、三郡の学校長あてに「学童集団疎開準備に関する件」という通達が出されました。その文章は左のとおりであります。「時局の現段階に対処して、一億国民総力を挙げて敵反攻にそなうる国土防衛態勢確立急務なるとき、人口疎開の一翼といたして県下学童を安全地区に集団疎開し、戦時と併せて県内食糧事情の調節を図らんがため、標記疎開につき、計画いたしましたきにつき、左記事項参照の上、速急に可然措置相成度くこの段通牒す」これに実施要綱がつけられ、現地軍との協力のもとに学童疎開が行われた、これがこの対馬丸事件の発端であります。

この「県内食糧事情の調節を図らんがため」というのは、東京においても大阪においても同じような内容の通達が出されました。私どもも、それで学童疎開をした一人でありました。しかも、沖縄県という地域を考え、その後の戦局の推移を考えたときに、当時沖縄県において「県内食糧事情の調節を図らんがため」という一言が、どれだけ県民の上に大きな心理的影響を及ぼしたかは、恐らく政府の皆さんにも御想像がつかうことと思っております。そして、その第一船が出発し、撃沈をされた。そして多くの学童が死にました。乗船人員千六百六十一名中、生存人員は百七十七名、戦没人員は千四百八十四名であります。その中には引率の教師、世話人あるいは学童の付添人もあります。しかし、ここで私が問題にしたいのは、この学童であり、七百三十六名の対馬丸とともに沈んだこの学童を準軍属にしてみたいという点であります。

今日まで対馬丸の問題が何回か議論をされてきました中で、昭和三十七年には疎開学童及び引率教師の遺族に対して政府は見舞金を支出され、また昭和四十七年には学童の付添者の遺族に対しても見舞金を支給された。また、昭和四十一年にはきわめて特異なケースであります。靖国神社に合祀がされました。また、昭和四十八年には叙勲が行われ、勲八等の勲記並びに瑞宝章が贈られております。そして昨年の八月二十二日には、

遭難現場において国が海上憲憲を執行され、東宮殿下御夫妻の献花等も行われました。

疎開船は、沖繩県内を考へてもこの一隻ではありません。また、南洋諸島等からの疎開船も多くあります。しかし、その中で対馬丸だけがなぜこうして特殊に扱われてきたか、政府自身が特別にお扱いになったか、それはただ単なる一般の疎開船とは違い、戦時協力の一環として行われた学童の疎開船であり、そして多くの犠牲者を出し、この対馬丸が沈んだために沖繩県における学童疎開が実質的には中止をされたという状況があったからだと思ひます。

今日まで政府がどうしてこういふふうに対馬丸だけを他の疎開船とは異なつて処遇をしてこられたのか、まず一番最初に、私は援護局長からその点を答へてもらいたいと思ふ。

○山高政府委員 御答弁申し上げます。ただいまの御質問の点でございますが、遺族等援護法によります援護は、国に勤務した者、すなわち国と一定の使用関係を持つてゐる者、あるいはそれに準ずる者に対して、雇用主としての国がいわば業務上の災害補償として援護を行つてゐるものでございます。

対馬丸の遭難の場合は、これは沖繩戦の始まる前のことでございまして、戦開から退避するために疎開する途上の事故であるということで、本土の学童疎開と同様の事情にあるものと考えられます。そういう点で、沖繩戦を目前に控へて国策に協力したというものであつたといつても、そういう身分関係があるとは認めがたいといふことで、従来、準軍属として処遇することは困難であるといふことでございまして。

○橋本(龍)委員 援護局長、それは私の聞いたことと答へていただけませんか。その経過は私も知つてゐます。ただ、それを言われるなら私は一つ申し上げたい。私は、初め山梨県の大月に疎開をしました。そして、その疎開先が空襲を受けました。現地で一たんまた東京へ戻され、その後今度は兵庫県の但馬海岸の方に疎開をやり直しまし

た。その途中、浜松で私どもの疎開列車そのものが銃撃を受けました。私どもの同じ学校で疎開をした子供たちの中で三人が死傷をいたしました。しかし、海の上で船が沈められて皆が沈むのと陸上で逃げれば逃げられる余地のあつたものと私は同じだと思ひない。私も自体が線路わきのみぞの中に飛び込んで機銃掃射から逃げたのです。私は、おかげさまでけが一つしなかつた。しかし、現実には私どもの列車の中で死んだ子供たちがいるのです。逃げられる場所のある陸の上と、海の上で船一隻が沈められる場合と機械的に一緒だと言ひ切つてしまつてそれでいいものだらうか、私はそう思ふ。

それと同時に、私が聞いたのは、疎開船といふものは、沖繩県からの場合でも、政府自身が四十七年に対馬丸と同じように特別の措置をされた第一千早丸とか第五千早丸の例もある。南方諸島から引き揚げ中に沈められた船も多くある。その中で対馬丸といふものを、特別にいままで何回か見舞金を出し、あるいは国の行為ではないが、靖国神社に合祀をされ、また四十八年には叙勲をした、その学童自体にも叙勲をされた、一体その理由は何なのだ。戦開協力をしなかつたといふ点であるならば、この子供たちは、ただ単に疎開の最中に船が沈められた犠牲者といふだけだ。なぜ叙勲をしたのか。

私は、ここに参議院において喜屋武委員が総務長官に対し、この対馬丸の事件で叙位叙勲したことの根拠等を質問したときの議事録も持つておりますが、総務長官の答弁自体でももう一つ漠然として、痛ましい事故だといふような言葉遣ひのまゝに、叙勲の理由は非常にあいまいにしてあります。痛ましい事故ならば叙勲をするといふことであるならば、痛ましい事故はいつぱいほかにもある。対馬丸だけが特別に痛ましいと政府が認定をされるには、それなりの理由があつたでしょう。

これは賞勲の方に伺つた方がいゝのかもしれないが、政府の中でどなたでもいい、責任持つて答へられる方からこの点は答へていただきたい。

なぜ特別扱いをされたのです。南方からの疎開船で、疎開船が沈められたために叙勲をされた例がありますか。

同じ沖繩から疎開船で出ていった、ただし、学童疎開ではない、一般の疎開船として出ていった第一千早丸、第五千早丸の諸君は叙勲をされておりますか。痛ましいという理由以外に何らかの理由がなかつたのですか。痛ましいといふことだけが理由で叙勲をされるならば、それで死んだ人たちが政府は全部叙勲されるのですか。私、質疑時間を大要制限されておりますので、その点はつきり答へていただきたい。だからでも結構です。

○山高政府委員 叙勲につきましては、一般的には国家または公共に対して功労のある者に対して行われるものであると思ひますが、対馬丸で遭難された学童の方々について叙勲された事情はつまびらかに存じておりません。総務府がお見えになつてゐると思ひますので、そちらで……

○大濱説明員 お答へいたします。この事件は、先生のお話しございましたように、当時といたしましては非常に痛ましい、胸を締めつけられるような思ひのする事件でございまして、当時、沖繩開発庁がまだ設置される以前の話ではございましたけれども、その当時からいろいろ関係省庁にもお願いいたしました。何か教育措置はないだろうかといふことで検討してまいつたわけでございますが、現行法上、この援護法上からいきまして、教育措置が困難であるといふことでございまして、私どももいたしまして、

当時の沖繩戦の事情等も考へまして、せめて何か、亡くなられた多くの方々、あるいは残された遺族の方々、特別の配慮をする必要があるのじゃないかといふふうなことをいろいろ考へまして、手続的には総務府の賞勲局の方へお願いしたわけでございます。

○橋本(龍)委員 それは、いま申し上げたように、参議院の喜屋武さんの質疑応答を見せたいのでありますから、その答弁ならよくわかつていま

す。ですから、そういう御答弁なら要りません。ただ、私がここで、大臣にもお考えをいただきたい、それから同僚委員の方々にもぜひ一緒にお考えをいただきたいと思ひますのは、現実にはこの対馬丸の沈没以来、沖繩からの学童疎開はとまったわけでありまして。そして沖繩戦の当時、ほとんどの学童は親たちとともに戦場を逃げ歩いたのであります。そして学童で、万をもつて教える子供たちが巻き添えを食つて死んだのです。そして、その子供たちに対しては、私はだれだとは言ひませんが、厚生省のある局長さんが沖繩県の現地へ行き、それまでは戦時協力、戦時参加で準軍属としての処遇をするのを中学生以上に限つておられたのを、現地の人々の声にほだされて、小学校一年生以上の学童を厚生省援護局は認定をして、現に準軍属として扱つてゐるのです。申請の出た子供たちは、もうすでに準軍属としての処遇をしておられる。私は、これがなければ、そのことがいゝ悪いは別です。そして対馬丸の死んだ子供たちを準軍属にしてくれといふお願いは、非常に無理なお願ひだといふことはわかる。しかし、

対馬丸が沈んだために後の本土への学童疎開が打ち切られて、結果的に戦場で巻き添えを食つて死んだ子供たちは、準軍属としてすでに政府は処遇をしておられる。しかも、これは援護法の改正等をした上で処遇をしたのじゃありません。厚生省の局長さんが現地に行かれ、現地の状況を見、そしてその心情を聞き、法律上の処置として、要求の出たものは準軍属としてその子供たちを処遇されてゐる。

そういう実情がある限りにおいて、対馬丸の学童を準軍属にしてくれといふ声が沖繩県内で関係者以外にも出てくることは、私は、あたりまえのことだと思ふ。同時に、ことしその三十三回忌に当たる年であるだけに、この国会の間に政府としてもう一度はつきりした方針を示してもらいたいといふ現地の気持があることも私は当然だと思ふ。陸上戦で巻き添えを食つて亡くなった子供たち、もちろん本当に気の毒であります。しかし、仮に引

き統いて学童疎開が沖繩から行われていたとしたならば、それは無事に本土に送り届けられた子供たちもあつたでしょうが、当時の戦況から考えれば、そのうちの何割かはやはり船とともに沈んだでしょう。第一船の対馬丸が沈んだために、実際の疎開作業はそれで打ち切られた。打ち切られた結果、戦場で逃げ惑いながら死んだその子供たちは準軍属として扱った。ならば、実際上沖繩の疎開作業となり、閣議決定に基づいた沖繩県庁の通達の第一船で送り出された子供たちに、なぜ準軍属という名を上げることができないのだろうか。法律というものは、それほど情がなく運用されないわけばならないものだから、厚生省はそれほど情のない行政をやることが厚生行政だと思っているのだろうか、私は、どうしてもその点が納得いかないのではありません。

ほかにもお聞きしたいことがありますので、私は、この問題これ以上言うつもりありません。ありませんが、この点に関して、いままでの議事録を何回読んでみても、また、いまお話のあった点を考えても納得するわけにはまいらない。私は、この点についてどうお考えなのかを大臣に聞かせていただきたい。

○田中中国務大臣 対馬丸遺難学童につきましても、心情的にまことに気の毒な状況でお亡くなりになったものであるという事は、先生と私も同感でございます。先生の御主張は、戦傷病者戦没者遺家族等援護法による準軍属として扱え、こういうことでございしますが、先生、これは法律上いかに温情をもってしても、この援護法における準軍属として扱うのには一体どの条項に当るはめたらいいだろうか、いろいろ苦心して考えてみました。一番近い条項というのは、現実の戦闘参加者という条項が一番近いのじゃないか。他の条項はほとんどは遠いものがあります。しからば一体、対馬丸遺難学童というものは戦闘参加者として扱えるものであろうかどうか。実態等をいろいろ調べてみますと、できるだけ処遇しようとしても、残った学童が戦艦の中でいろいろと軍に協力をし、弾

薬を運び、あるいは糧食等を運び、傷病者の手当て等をやったという実態もあるそうでございまして、これはある程度、いろいろ努力すれば戦闘参加者として観念することもできるかも知れません。また、そういう趣旨で戦闘参加者にしたものというふうにも思われるわけですが、何分にもこの対馬丸遺難学童というのは、亡くなられた状況というものがまことに気の毒であり、悲惨なものでございしますが、援護法による戦闘参加者ということにするには、どうも実態がなじまないというところには実は悩みとジレンマがあるわけでございます。

したがって政府は、今日までこの援護法によらずして、そうした状況に対応して見舞金を差し上げるということによって、この援護法外の措置をとっておつたものというふうなわけには解するわけでございます。しかし、いろいろな御意見がありますので、今後とも慎重に検討、研究を重ねてまいりたいというふうに思っているのが、今日の私の考え方でございます。

○橋本龍委員 三十分間でこれを議論することは容易じゃありません。ただ、それならば、軍属でもなく、もちろん軍人でもなく、準軍属でもなく、気の毒だということだけで、総理府あるいは沖繩開発庁が賞勲局に書類を提出され、叙勲をされたという一点について、それならば私は、もう一度当時の資料を洗いざらい出してもらいたい。ただ気の毒だということだけで、当時の状況が悲惨だったということだけで叙位叙勲の対象にできるならば、同じように叙位叙勲をすべき者はたくさんあるはずだ。だから私は、最初に、対馬丸をなぜ特別扱いにされたのか、政府はなぜこの問題だけは特別に扱われたのだというお尋ねをしているのです。

現行の援護法の中でできないと言われるのは、それはそのとおりです。だから私は、援護法を修正してもらいたい、少なくとも附則でこれが読み込めるようにしてもらいたいと思う。しかしそれ以前に、政府自身が処理をしないつもりで以前に、政府自身が処理をしないつもりで

今後とも繰り返すならば、何らこれは前進のできない問題だということも、私はあわせて申し上げておきたい。

そして私も、与党ですから、政府の提出した案件についてクレームなんぞはつけたくないが、内閣としての姿勢がそういうことで終始をされるということならば、われわれなりにやはり考えさせていたかなければならぬ点が出る。立法院の立場と行政府の立場と異なる場合に、立法院は立法院としての権限を行使しなければならなくなる。私は、一厚生省とは言いません。政府と願いたい。これは党派の問題ではないということだけは申し上げておきます。

これは、たとえば実例でいきますならば、昭和十二年七月七日、支那事変以降軍の要請に基づき、または軍と行動をとった匪賊討伐戦に参加して戦死し、あるいは戦傷病者となつた者、この大半は警察官であり、一部地理不察内の軍の道案内として郵便配達等に従事しておられた方があります。もう一つは、昭和二十年八月九日、ソ連参戦後の混乱時において、やはり同じように軍の要請に基づき、または軍と行動をとってソ連軍、当時の呼び方でいくならば中共軍、国府軍等と戦闘して戦死し、または戦傷病者となつた者、これも大半は警察官であります。また、郵便配達等に従事されていた方々、あるいは満鉄の職員の一部であります。それからもう一つは、二十年八月九日以降において関東州あるいは満州、または中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、まだ帰還をしていない未帰還者留守家族援護法がらみの部分になるわけでありまして、この中の具体例としては、二十年八月九日以降にソ連軍、それから当時の呼び名で言うならば中共軍、国府軍等に逮捕抑留をされ、人民裁判等

ただ当時、市町村役場の窓口の担当者がこの点について十分に理解ができず、そこで請求はしながらもそのままになってしまったというケースでございますが、こういった点につきましては、個々に具体的に調査して、審査の対象になるものは改めて審査の対象にまいりたいというぐあいに考えております。

○橋本(龍)委員 確認をしますが、その時効の中断を言う言わぬにかかわらず、そうすると、再審査の要求を出してその事実関係が明らかになれば、法律上の運用で救い得る余地があるということですね。間違ひありませんね。事実上時効の中断を立てることになりますよ。

○山高政府委員 時効の完成前に市町村役場に裁定請求を出しておいた、それが明らかに証明される場合というお話でございますので、そういうケースについては十分に検討してまいりたいと思っております。

○橋本(龍)委員 もう理事の方からやめると言われましたから、これ以上の質問はしません。ただ私は、最後にこの点だけは申し上げておきたい。

私は、この援護法という法律には個人的に非常な関心があります。私の父親が厚生大臣をみずからやめた原因の法律であります。そしてそのころは、この問題を取り上げたことが早過ぎたという世間の批判を浴びた。二十年たつて今日では、むしろどうやら政府は、忘れよう、忘れよう、援護法に絡む問題は、なるべくこれ以上拡大しないようにしよう、どうもそういうおつもりがあるような気がしてならない。そしてその中には、いろいろなケースがあることは私も知っておりますが、政府自身が特別な扱いをされたこの対馬丸のようなケースについて、法の適用を、あるいは現行法が運用できないならば修正しようという動きを抑えつけようとするのは、私は、政府として決して国民に対してはめられる姿勢ではないと思ふ。わが党の組織しておる内閣ではあります、私は情けない。そして党派を抜きにして、沖繩出身の田舎議員団みんなが、この問題の解決をどれ

ほど熱望しておるか、大臣もよく御承知のはず。関係者がどれぐらいこの解決を待ち望んでおるか、御承知のはず。しかも、むしろ私どもの先輩として、長年私どもを指導してこられた厚生大臣でありますから、この三十三回忌という、ことに沖繩の場合には、死者の霊が本当に安まるか安まらないかという民俗的な慣習を持つ土地で、ことし解決をしてほしいという気持ちがいかにか強い、か御理解がいただけると思う。現行援護法でできない、結構です。それなら、できるように修正しようじゃありませんか。しかし、修正までいかななくても何とか救う道があるのじゃないのか。われわれと違つて、国家公務員上級職試験を通られた方は秀才ばかりでありますから、そして、いろんな大きな知恵を出してくださる。この問題に限り、その知恵が閉ざされて一切出てこないとは思へない。もう私はこれ以上言いません。言いませんが、この問題についてのこれからの政府の対処の仕方を私は見せていただく、それだけは申し上げておきます。

終ります。

○橋谷委員長 次に、田口一男君。

○田口委員 遺族援護法の問題に関連をして、

○委員長退席、竹内(繁)委員長代理着席

第一は、今回の改正で附則第三条の俗に言う再婚の問題ですね。現行でいきますと、昭和二十七年四月二十九日までの間に、再婚をし、何らかの理由で離婚をし、死別をする、こういった遺族の方につきましても、援護法の対象にするということなんです。これも今回の改正で二十八年七月三十一日まで延ばした。いわゆる線を一年余り後に持ってきた。この理由は一体どういふ点にあるのか、まずそこから。

○山高政府委員 ただいまの御質問であります。今回、再婚解消の復活の日の前日に延ばした理由でございますが、これは援護法施行の日の前日まで再婚解消ということに現行法でしてあるわ

けでございます。婚姻解消の終期として援護法施行の日の前日を定めているわけでございますが、実態は、この日で婚姻を解消しているけれども、なお形式的な手続をとっていないというふうなケースも間々ございまして、これは援護法施行の前日ということになっていられるためであると思うわけでございます。そして、遺族に対する実質的な処遇措置が開始されたのは、軍人恩給が復活しました昭和二十八年八月一日以後と考えられるわけでございまして、したがって、そういう点を考慮しまして、再婚解消の期限もこの日より適切であるということで、今回お願いしているわけでございます。

○田口委員 いまお答えがあったように、俗に言う軍人恩給復活の前日ですね、そこに線を引いた。ここで私が言いたいのは、この法律の改正案が発表されてから、いろいろな方にお話を聞くのですが、たとえば正式に言う再婚解消といたしまして、か、こういう表現を使つてもいいからといたしまして、二十数年、三十年たちましたけれども、いわゆる孤閨を守つてきた――孤閨というのさびしいねやということですが、孤閨を守つてきたわかれわかれとしてはどうも釈然としない、こういう気持ちもわかると思つて、とところが一方では、戦後のあの混乱期、しかも大変生活にお困りになっておつたということから、生活保護法の対象にもなつておつたのですから、これはわかるのですが、好きこのんで再婚をしたのではない、生活上からそうなつたのだから、結局こういう法律ができたことを知つた――まあ無制限に延ばしては困るけれども、少なくとも子供が、当時の子供は新制中学以下の方が多かったと思うのですが、もう少し延ばしてもらえぬかという意見もあるのです。一方では、孤閨を守つていたのに釈然としないという意見もあれば、一方では、そういう事情があるのだから、少なくとも昭和三十年ごろまでには延ばすべきじゃないかという意見がある。

そういう点で、この問題を私は長々とは言い

ませんけれども、軍人恩給が復活した日をもって線引きをした。これはいつにしても前後でいろいろ問題がある。それじゃ八月一日のはどうなんだという意見も出ると思うのですけれども、そういう問題は別として、今後この線引きを、二十八年七月三十一日が二十九年になり三十年になりというふうなことが、いろいろな世論として、そういった該当者の声として強まってきた場合には、考慮する余地があるかどうか、この辺のところだけまず確かめておきたいと思つております。

○山高政府委員 ただいまのお話でございますが、先生のおっしゃるとおり、御遺族の中にもいろいろ意見がございまして、長らく孤閨を守つてこられた方が釈然としないという御意見もあれば、また別な御意見もあるわけでございまして。これは、そもそも再婚なさつた方というのは、本来援護法の適用の対象とはしてないわけでございましてけれども、軍人恩給が停止になつたために、生活上御遺族が非常に苦境に陥られて、やむを得ず再婚なさつたという方が、現行法で申し上げますれば、援護法の施行の前日までにその再婚を解消している場合には、再婚しなかつた者と同様の扱いをするという考え方にはなつておるわけでございまして。いま申し上げましたように、戦後軍人恩給が停止になつて生活上非常に苦境に陥られたという特殊な事態に対処する特例的な措置でございます。したがって、そういう特例的な特殊な事情のなくなつたと考えられる軍人恩給が、御提案申し上げております改正案で申し上げますれば、軍人恩給が復活した日以後のケースについては、ただいまのところ全く考えるあはれはないのではないかといたうぐあいに考えております。

○田口委員 私は、あえて線引きと言つては、この軍人恩給が復活をした日を境にして、いまの恩給法の定めからいって、厳格に区分すれば、一たん対象であつた遺族が再婚なり何なりをすれば、もう恩給の遺族年金の対象にはなりませんね、いまのところ。そういう意味合いからいって、この二十八年七月三十一日に線を引くということ

は、ほかに手がでないだろうという気持ちには、そういう考え方はわかりません。ところが、この線引きで、じゃ昭和二十八年八月一日に、何らか手続がおくられて再婚を解消した、九月に解消したとかいうことが、大ぜいの方ですからいぶんあると思うのですが、そういうものにまでこれをどんどん延ばすともう際限がなくなるだろう、だから、その辺での線引きは、ある程度冷徹な点を持たなければならぬというのではあるのです。しかし、いまから申し上げる点については、いまさっき橋本委員からお話もあつたようなことに関連をするのですが、援護法の中で考えられないものか。

たとえば、これは一つの例なんです、昭和二十年の八月十五日に戦争が終わつた、その二十年八月十五日以前に、戦争中いわゆる旧軍が各所にいろいろな陣地を構築をしたり弾薬庫をつくつたり、こういう工事にその地元の消防団員といますか、消防団員が町村長の指示によってその作業に従事をした、そこで不幸にして事故があつて死んだりけがをする、こういう場合にはいまの援護法で、一昨年あたりから改正されましたけれども、旧防空法云々ということから援護法の対象になる。ところが、二十年八月十五日以降、しかも、それは二十年中と言つた方がいいのですが、私が聞いておるのは、昭和二十年十二月一日ですが、旧軍の施設、弾薬庫を撤去するために、町村長の命令によって当時の消防団員が撤去作業に従事をした、ところが落盤、その落盤に起因して弾薬が破裂をして二人死んでおるのですが、こういった方については一体どうなるのかという意見がいまもつてあるわけですが、こういう点については一体どうなんでしょう。

○山高政府委員 たいだいまの昭和二十年十二月一日というお話でございますが、旧軍の構築した陣地、弾薬の整理中事故が起つたというケースでございますが、警防団とかそういうものが援護法の適用の対象になると申しますのは、実は援護法で、旧防空法の規定に基づきまして防空従事命令をもらつて防空に従事したという者について、こ

れは防空の実施に従事したということで、援護法の適用の対象にしているわけでございます。

それで、お話ししたケースでございますが、二十年十二月一日に進駐軍の命令によってやつたというケースでございますが、これについては旧防空法に基づく防空の実施に従事した事故とは考えられないわけでございます、いわば消防防災業務に従事した事故であるというふうには考えられませんが、したがって、援護法の援護の対象にはならない、なかなか対象にしたいというところでございます。

○田口委員 私は、さっきから線引き、線引きと言つておるのですが、いま私が申し上げた実例をやや詳しく申し上げたいと思つておるのです。

前文は省略しますが、「本村におきましても旧陸軍が各所に防空壕を設置し弾薬を格納致しました。これが為本村の警防団は空襲警戒のため防空団員として郷土防衛のため努めました。」これは戦争中というところで、ところが「終戦後マッカーサー司令部より格納弾薬の搬出処理が命ぜられ、昭和二十年十二月一日警防団員がこの作業に従事致しましたが、その作業中落盤により三名の犠牲者を生じ、村ではその内二名の遺族に対し遺族扶助料として旧軍人遺族扶助料を基準としてその七割を支給しております。」というのです。現にこの援護法に準拠してその七割を遺族に金を村独自で出しているわけなんです。ところが、以来ずっと経過を待たまいまして、先年、警防団員の防空作業従事者に関する犠牲者に対しても補償、救済されることになつた。そうしますと、当時の作業指令を受け、監督した村として、この十二月一日に事故によつて亡くなった遺族の救済措置が援護法の対象にならないのはどうにも納得できないということになります。これは厚生省としても御理解いただけるところでございますが、こういう問題について一体どこがこれを救済するのか。ただ単に二十年八月十五日という線を引かれたために——八月十四日にこれをやれば、旧防空法によつて当然に援護法の対象になると思つておるのです。ところが、二十年の十二月一

日というために、同じ仕事をやっておりながら、これが対象にならない。この陳情をしてきた村長の納得がいかないという気持ちは、私は無理からぬと思う。この辺の問題については何が救済をするのか、できないければ、援護法で何とかならぬのか、こういうことをお聞きをしたいわけなんです。

山高政府委員 どうもこういうお話については、気持ちの上でなかなか御答弁しにくいのでございまして、このケースの場合には、初めに申し上げましたように、戦時中のいわゆる防空業務と考へられないわけでございます。援護法の上からはどうにも適用できないと答へ申し上げるよりは、ほかに御答弁申し上げ得ないわけでございます。

なお、これは私どもの所管ではございせんが、この死亡なされた方の御遺族に対しては、連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律という法律がございまして、その規定に基づきまして処遇の対象にされておると聞いておるわけでございます。

○田口委員 私は、いまの十二月一日の件で、これは一件ぐらいかと思つていろいろ調べてみたのですが、昭和二十年の十二月三日に、やはり旧陸軍の爆弾等の投棄作業に従事中、積載中の爆発物に引火、船が爆沈をした、こういう例があります。その処理について見ますと、これは鹿児島県の大浦丸という船なんです、沈んだという船自体に対する補償、それから乗組員に対する補償、こういった問題について何らかの補償措置はしなければならぬ、こういった話を聞いておるのです。それをずっと調べてみますと、昭和四十七年六月二十九日、防衛施設庁長官代行が、全国的にあるかもしれないから調査を進めまふと言つておるのですが、いま局長が言つたように、その結果、占領軍云々というところで補償されておるか、もうそれっきりになつておるのか。ちょっと私は不勉強なんです、じゃ私がいま例に出した十二月一日の分も、その占領軍云々の補償措置に

よつて別個に措置をされておれば一件落着、こういう態度に政府は出ておるわけですか。

山高政府委員 先ほどからも御答弁申し上げましたように、このケースにつきましては、援護法ではないいわゆる防空従事者でないということでも適用にならないということをお答弁申し上げたわけなんです。

なお、これについては、先ほど申し上げました法律の規定によつて、遺族給付金とか葬祭給付金というふうなものも処遇の対象に、これは私どもの所管ではございせんけれども、なつておると申し上げておるわけでございます。

○田口委員 そうすると、大臣にお聞きをしたいと思いますけれども、いま局長が言つたように旧防空法の対象にもならない。そうすると、さっき私が申し上げたように、その村が独自でこの援護法の金額の七割を基準にすると支給をしてきておるのですが、最近の地方財政逼迫の折から、何だかんだと注文がついておるのですけれども、こういう問題に対して何らかの方法をとるとすることは考へられませんか、村自体に対して。

○田中事務大臣 本件につきましては、援護法でこれを読み込むことは法律上なかなか困難だ、援護法の「軍人軍属等」第二条の第三項の七ですか、旧防空法による規定による防空の実施に従事中の者の云々というふうになつておりました、これらの方々が業務に従事したのは、旧防空法によつたものではない、したがつて、この法律でそのまま当然読むというのではできないということから、いろいろと苦心をした結果、いわゆる連合軍占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律等で措置したものというふうになつておるわけでありまして、島ヶ原村というのが条例でたまたま援護法の金額の七〇%支給しているというの、一つの金額をなぞらえるための基準であつたというふうな思われるわけですが、もしこうした措置について十分であるということならば、これは、やはり何らか特別な手当てをしなければならぬというこ

とに相なるものだろうと思われ、けでありませう。そうしたことについて、いろいろともしどうしてやらなければならぬということならば、さらにこれ以上のことをやろうとするならば、何らかの法的根拠を見出さなければならぬというふうな現在のところ考えるわけでございます。

○田口委員 ジャコの問題は、ひとつ研究課題ということでお願いをしておきたいのです。時間がありませんから最後に一点だけ。

この援護法は、いまさら私が申し上げるまでもなく、いわゆる国と権力関係、雇用関係にあっては承知をしておるのですが、もう前々から一般戦災者、内地におる戦災者に対しても、これは当然、国の責任で官戦布告をし、また戦争終結をしたのだから、援護措置を講ずべきではないかというので、わが党から参議院を先議として戦時災害補償法なるものを提案いたしました。これは御存じだと思いますのですが、ところが、いろいろな問題でいまだに日の目を見ていない。

ところが、こういう例が昭和五十一年度の予算編成の過程に起こったのです。もう時間がありませんからざっと申し上げます。本年の一月十六日付の往復はがきなんですが、「昨年十二月十七日付にてご報告申し上げましたが、其の後自民党戦災犠牲者対策議員連盟の先生方のご努力にて年末十二月二十九日午後六時政策審議会の最終決定にて一応五十一年度予算案億七千万円也の予算化が承認されました事を報告致します。ついでに貴地区の戦災犠牲者の実態を把握する必要があると、送信ハガキにて大至急御回答下さるようお願い申し上げます。昭和五十一年一月十六日。」発信人は全国戦争犠牲者遺族会連絡協議会会長、会長は参議院議員の迫水久常氏。それから会長代行。これが戦災を受けた、たとえば名古屋、静岡の浜松、こういった市の福祉事務所を經由して、それぞれ代表者のところに行っておるのです。

そこで私は、七十五回国会におけるこの社労委の附帯決議として、御存じのように、昭和五十一年

二月二十七日ですが、「一般戦災者に対し、戦時災害によって、身体に障害を受けた者及び死亡した者の実態調査を行い、当時の救済状況を明らかにすること。」という附帯決議を付しておりますから、この一環としてこの一億一千万円ということになったのかというふうには理解をしておるのですが、その辺のところを御存じなんでしょうか。

○山高政府委員 たいだいま先生のお話の一億一千万円の話につきましては、私も存じておらないのでございます。恐らく総理府の関係かとも思います。一応総理府がお見えになっておりますので、総理府から御答弁申し上げるようお願いしたいと思います。

○島村政府委員 予算のときに、そういう話があったということは聞いておりますけれども、政府としては、現在のところまだそういうことを決定しておるわけではございません。

○田口委員 そうい話を、実は一月十六日、この手紙を私がもらったのはもう三月に入ってからなんです、総理府でもちょっと確かめたことがあるのですけれども、いま言ったように、話はあつたけれども予算化はしていない、そういう返事を私も地元に持って帰って、戦災のいろいろな会がありますから、返事をしましたら、いや予備費で組んである、こういう返事をこの連絡協議会からももらったというのですが、そういう申し合わせなり何なりというものは全然ないのですか。これは総理府なり援護局は知りませんか。

○島村政府委員 そういう話は聞いておりますけれども、私どもとしては、まだ正式には聞いておりません。

○田口委員 ということは、話は聞いておるが、まだ決まっていけないという意味ですか。そういう要求があるけれども、それをどういう方向に、いま言った一億一千万円ですから、どういふふうに使つか知りませんが、そのように使おうということには決まっていけないけれども、その話はいま煮詰めておる段階だ、こういうことですか。

○島村政府委員 その予算の話は一応別にいたしました

まして、要するに戦災者の慰霊祭をやるとかいうようなことにつきまして、厚生省等と私どもとで若干の相談はいたしておりますけれども、また具体的にそういう話が詰まっておりますわけではございません。

○田口委員 どうも私は疑問に思うのです、何回聞いても、一億一千万という具体的な金額まで出されて、それが戦災犠牲者対策というふうな、目か節か知りませんが、そういうふうになっていないけれども、予備費の中で組んである。いずれ、一億一千万というのは五十一年度中には支出ができるだろう、戦災犠牲者の方については、そういう受け取り方なんです。だから、やぶから棒にこの一億一千万という話が出てきたのではないだろうし、おたくの方との折衝の中で、実は慰霊祭とか金を使おうとか、これをもって調査費にしようとか、こういったような話まであるのですか。これをひとつさつきくばらんに答えてもらいたいです。

○島村政府委員 具体的にそういうことはまだ考えていないわけでございます。

○田口委員 そうすると、これは他の団体が出した文書ですから、政府の方でどういふことかと言えないにしても、ここで出されておる一億一千万の予算化が承認された云々ということは、これは事実でない、こう言いつつてもいいわけですね。

○島村政府委員 政府の方では、そういうことは全然関知をしないわけでございます。

○田口委員 ジャ、これはまだそこまで煮詰まっていけない、こういうことで理解をしますが、私は、これはけしからぬとかどうかという意味じゃないのです。

ここで大臣にお答えを願いたいのですが、前々からこういう話があって、七十五国会でも附帯決議が付された。この一般戦時災害そのものに対する、これは財産をどうするとかいふような問題が出てくると思うのですが、少なくとも戦後三十年たった今日なおこういう要求がある。しかも、け

がをしたり何かした人は相当年をとってきておる。ですから事を急いで、一遍全国的に調査をする必要があるのじゃないか。これは戦後、米國戦略爆撃調査報告ということによって、どれだけ死んだか、そういった調査があったらどうですか、これを政府自身としてやらないかと思うのです。だから、実態をつかむことが必要なんじゃないかと思うのです。その実態をつかんだ上に立てて、この戦時災害についてはどういふふうにしていくのか、もつと私はここで、一國との権力関係、雇用関係にある者だけを援護法が対象にするのだというには異論がありますけれども、一応それは横に置いておきまして、三十年たった今日、なお要求が強いこの問題について、政府としては前向きといえますか、積極的に対応策をとることが必要なんじゃないか、こう思うのですが、大臣どうでしょう。

○田口委員 一般戦災者の援護につきましては、すべてに於いて厚生省所管だというふうには決まっておりますけれども、戦災者中身体に傷を受けた者については、かねがねいろいろ御議論がございまして、私どもとしては、今年度に予定している身体障害者の調査の中に調査をいたして、その中で検討をするということをお聞きして、さような調査を今後続けるつもりでございますが、この調査についても、ある方面から非常に反対がございまして、私どもとしては、非常に難波をいたしたという実情があることは、先生御案内のとおりであります。私どもとしては、身体障害者の調査をやることによつて、この問題の今後の措置について考えていきたい。他の一般戦災について、財産上の問題について厚生省所管であるかどうかはわかりませんが、これらについては、私どもとしては、今日のところ、これをこれ以上やるといふことは、政府としては考えておられないというのが今日の実情だろうと思っております。

○田口委員 この傷を負った方についての調査中、反対の動きもあつたということは知っておる

のですけれども、一般的な、一般論としての身体障害者の中に含めるといふところに、この調査が難渋するといふ原因があったのじゃないかと思ふのです。ですから、やはり戦災によって傷を負つたり、または肉親を失つたり、こういった単独でそのことだけを、目的を限定して調査をするといふこと、これならば問題はそう起こらないのじゃないか、むしろ積極的に協力をするといふことが生まれるのじゃないかと思ふのです。こういったいろいろな団体があることから見ても、これはどうでしょう。

○田中事務大臣 調査の方法として、そういうカテゴリーに限定するのがいいのか、あるいは一般的に身体障害者の調査というものに広げてやることとがいいのか、方法論としていろいろ議論のあるところとございまして、この点については、さらに検討をいたしたいと思ひますが、政府としては、目下のところ、予算を計上いたしまして、一般的な身体障害者の調査を通じて本問題の今後の考究の糸口を見出したいといふふうに思つてゐるところとございまして、いろいろ今後の検討課題ではあるかと思ひます。

○田口委員 では終わります。

○竹内稔委員長代理 次に、森井忠良君。

○森井委員 会期末でございまして、時間がきわめて短縮をされておりますので、ずばりお伺いをしたいと思ひます。

二つございまして、一つは、旧通信省の雇用人の遺族の年金の問題、もう一つは、昭和四十九年に新たに旧防空法六条一項、二項によりまして、警防団、医療従事者等の準軍属の扱いにつきまして確認をされましたが、それに漏れてゐる問題、この二つについてお伺いをしたいと思います。

まず最初に、旧通信省の雇用人の遺族の年金に對する要望につきましては、もう昭和四十三年ころからずっと当委員会の問題になっておりました、先ほど自民党の橋本委員からも、戦後三十年たつた今日なおこういう問題があるという御指摘がございましたが、通信省雇用人につきましても、

本当にまゆをひそめて一日も早く解決をしなければならぬ問題だといふふうな理解をして議論が進められてきたと思つておられます。

そこで、まず郵政省にお伺いをしたいのであります。旧通信雇用人の年金化の問題についてどの程度進んでゐるか。特に昭和五十一年度予算の中にどのように盛り込まれておるか、お伺いをしたいと思います。

○岩田説明員 郵政省としましては、これまでの経緯いろいろありますが、これを踏まえまして関係の向きとも連絡をとりつゝいろいろ研究してきてたわけとございまして、現段階では年金を支給するといふのは非常に困難な情勢にありまして、しかしながら、郵政省としましては、旧通信雇用人で原爆に遭われた遺族の方で、しかも年金を支給されていないといふ方の置かれた特殊な立場と申しますか、これにつきましては十分理解ができるわけとございまして、郵政事業の使用と申しますか、この観点から何らかの措置はできないかといふこととございまして、これは五十一年度におきまして、これは五十一年度限りの措置ということにしようかと思ひますが、一人当たり六十万円の特別支出金を遺族に對してお払いする、それによつて原爆により殉職された方の霊を弔いた

い、このように考へております。

○森井委員 年金にしないで六十万円という要するに一時金を支給するといふこととございしますが、これは今回だけでいいか。前例があるように思ひますけれども……。

○岩田説明員 四十六年にも出した経緯はあります。

○森井委員 私は、ゆゆしい問題だと思つてゐます。いま答弁がありましたように、四十六年に一回すでに一時金として支給がされておる。そして、このたび五十一年度で今度は六十万円の一時金を支給する。二回にわたつておるわけとあります。これは、もちろん措置しないよりはるかに前進をした、いい措置だと思ひますが、当然評価を申し上げておるわけとありますが、率直に、極端に

申し上げるようでありませうけれども、遺族の皆さんは、お金の問題じゃない、亡くなった自分たちの子供の扱いについてなぜ差別をされるのであろうかといふことが、一番大きな遺族の不満になっておるわけとあります。

この問題につきましては、私は、同じような例でたとへば先ほども申し上げました旧防空法第六条の一項、二項によりまして警防団あるいは医療従事者、そういった方々の準軍属の扱い、具体的に年金化が実現したわけとあります。が、こういった方々も、かつて金額は違ひますが、これも一時金を支給されておる。そして昭和四十九年に年金化をされたといふ経過があるわけとあります。

そういったしますと、私は、余り前例のない二回にわたる一時金を支給をしなければならぬといふ状態は、きわめて異常な状態であるといふふうな思ふわけとあります。なぜ二度にわたつて一時金を出さなければならぬか。率直に言ひますと、もうすでに年金化をしなければいけない時期じゃないか、こういうふうに考へられるわけとあります。が、いままでもどこに隘路があつたのですか、郵政省にお伺いをしたい。

○岩田説明員 この問題は、先生も御承知のとおり、昭和二十年当時ですか、戦時災害に對してどんな措置をとるかといふようなことが発端となつておるわけとございまして、そういうこととございする関係の向きと折衝なり連絡なりをとりながら進めてきたわけとございしますが、やはり年金化するといふことについては、いずれにしても無理だらうといふようなことが、関係の向きといふいろいろ協議もした結果決まつたと申しますか、現段階ではそのような状況でございまして。

○森井委員 厚生省にお伺ひしますが、たとえば長崎医大生といふのがございましたね。これは現在、準軍属の扱いをされておるわけですが、当然、文部省所管の大学でございましたから、一時金に對しては文部省から出しておられる。それを後で受けて厚生省が準軍属の扱いをされたという形に

なつてゐます。警防団につきましても、一時金を出したときは、これは自治省から出してゐるわけですね。そして、これを引き取つて援護法の準軍属の扱いをして今日に来ておられます。したがつて出発点は、それぞれ関係各省からお出しになつたものを、やはり戦時災害といふことで最後は援護法の適用にしておられる経過があるわけとあります。一体、旧通信雇用人について、なぜ厚生省は援護法で引き取つて年金化をしないのか、また、その辺のお考えをお伺ひしたいと思つてゐます。

○山高政府委員 援護法は、御承知のように戦時中、旧陸海軍と身分的なつながりのもとに軍事業務に従事されていた方の業務上災害に對するいは補償制度でございまして、この通信雇用人の方々の場合でございまして、この方々は通信省の職員でございまして、旧通信省の共済組合の組合員になつてゐるわけとございまして、援護法でお話しの長崎の学生をこゝに對象にいたしてありますが、これは文部省、また警防団は自治省で一時金を出しておられるわけとございしますが、それに引き続いてと形の上ではそうなつておられますけれども、そういう方々は、旧防空法の規定によりまして、防空業務に従事しなされたものにとりまして、防空業務に従事したものと身分的な拘束を受けて防空業務に従事していた、したがつて、軍属に準ずるものであるといふことで對象にしているわけとございまして、旧通信雇用人の場合には、そういう身分関係がございせんので、これは對象にはならないといふふうな解するわけとござい

ます。

○森井委員 厚生大臣に私の資料を差し上げたわけとあります。戦時災害を支給事由とする遺族年金につき遺族が父母である場合における生計維持要件の有無に関する「一覧表」といふのをお見せいたしました。これをこゝらにいたたくとわかるのであります。本来、年金化をされなければならぬ人々の中で、旧通信共済組合の雇用人につきましては、生計維持要件が必要であつたわけとあります。一番右端にそれが出ておられます。

それから、その下の国鉄共済組合につきまして

は生計維持要件がなかった。あるいは専売局につきましても同じでございます。結局、生計維持要件があったのは、陸海軍雇用人、それから大蔵省所管政府職員共済組合、この二つがあったわけです。

それで、大蔵省所管につきましては、すでに国会でも確認をされて、該当者はほとんどいないということが言われております。陸海軍共済組合の雇用人につきましては、昭和三十八年まではなかったわけでありまして、他との均衡から復活をさせなければならぬということで、陸海軍雇用人につきましても、この表では生計維持要件があるようになっていますが、申し上げましたように、昭和三十八年に援護法を改正いたしまして、陸海軍雇用人については現在年金化をされておるわけでございます。

そういたしますと、これは戦時規定が違うからといって措置しないということは、法のもとに平等という憲法に違反をしておると私は思うわけでありまして、先ほど申し上げました国鉄や専売などの遺族と比べてきわめて均衡を失っておるものだというふうに思うわけでございます。

これは先ほど、援護局長が共済組合で措置をしておったからという言い方をしておりますけれども、なるほど表面上は共済組合なんです、この根拠になったのは、昭和二十年の勅令第四百七十八号「大東亜戦争ニ因ル戦時災害ニ関シ特別ノ給付ヲ為ス共済組合ニ対シ政府給与金ヲ給付スルノ件」したがって、これは業務上災害じゃなくて戦時災害ですから、共済組合から給付するのは無理だという判断で、申し上げましたような勅令が出されました、それぞれの共済組合で戦時災害を受けた遺族の年金を支給するような形になっておるわけでありまして、したがって、その当時の共済組合どれを調べてみても、費用の負担は、たとえば通信共済組合の場合も、第二十六条におきまして、戦災給付ニ要スル費用ハ総ヘテ政府ノ負担トシ政府給与金ヲ以テ之ニ充テル」と、こうなっておるわけでありまして、はつきり申し上げます。

すと、共済組合から支給をしたのじゃなくて、要するに一般会計から、国費からその当時戦時災害を受けた者に補償するという形になっておるわけでございます。したがって、先ほど援護局長が答弁をされましたように、いま郵政省や電電公社の共済組合があるから、これから支給をするというのはかなり無理がある、こういうふうに私は感ぜざるを得ないわけでございます。

したがって、これは、やはり当然援護法になじむものとして扱う必要があるのではないかと、こういうふうに考えるわけでありまして、まず最初に、援護局長からもう一度この件に関して、あなた方が援護法に入れない根拠を出してみてください。

○山高政府委員 これは繰り返して申し上げておりますように、旧陸海軍と身分的なつながりを持って軍事業務に従事していたということではないというところで適用にいたしていないわけでございます。

それで、いま先生からちようだいしましたこの表で申し上げますと、それじゃ何で軍属がなっているのかというお話でございますが、援護法は、そもそも軍人軍属の公務上の災害に対する補償制度として出てきておるわけでございます。当初から軍属は対象であったわけでございます。ただ、陸軍なり海軍の共済組合で年金等の支給がなされるというところで、重複支給を避けるために援護法の適用対象から除外していったわけでございます。

が、その後、内地の軍属の遺族のうち、戸籍要件とか生計維持関係で年金の給付を受けられない方がいるというところで、三十八年改正の際にこれを取り入れたというところでございます。また、これは軍事情務でございますので、内地勤務の軍属であつても、参謀本部とかあるいは連隊区司令部とかいいたような官衙に勤務している方は対象になつていない、そういうような関係にございまして、

○森井委員 ちょっと伺いますが、陸海軍雇用人が昭和三十八年に復活をしていますが、準軍属の扱いになっておる。これと旧通信雇用人との戦争中の扱いの違いがありますか、生計維持要件その他。

○山高政府委員 生計維持要件にしましては、先ほど御答弁申し上げましたように、ほぼ同様であるというふうに考えられます。

○森井委員 同様なら、あなた方は引き継ぎ官庁があるのだから郵政省でやりなさい、あるいはまた電電公社でやりなさい、こういう主張だと思ふのですけれども、郵政省や電電公社が戦時災害の問題を所管する役所だと思ひますか、あるいは企業だと思ひますか。もとは戦時災害なんですよ、これは。

○山高政府委員 遺族要件の問題だけに限って申しますと、形の上では同様でございますけれども、身分関係では違つておるということで、要するに、この生計維持要件の有無については、それぞれの共済組合の問題であつたわけでございます。

○森井委員 それでは伺いますが、軍人恩給は御案内のとおり、昭和二十一年のいわゆるボツダム勅令六十八号によりまして停止をされましたね。そして昭和二十七年に、戦傷病者戦没者遺族等援護法ができたときに、一たんこの援護法で復活をした。その後、昭和二十八年に今度は恩給法に引き継がれておる。筋が通らないと思ふのです。

本来あなた方は、引き継ぎ官庁がないところは、たとえば陸海軍のように引き継ぎ官庁のないところは厚生省が引き取つて援護法で見ました、こう言つておるのでしよう。軍人恩給の引き継ぎ官庁は戦後、現在恩給を所管しておるところですか。

総理府やあるいは大蔵省ですか。軍人恩給というサイドでいくなら、これは厚生省が引き継ぐべきでしよう。私は、筋が通らないと思ふ。軍人恩給がなぜ現在の恩給法に引き継がれたのか、明確な理論上の根拠を示していただきたい。

○山高政府委員 軍人恩給が復活して、軍人恩給が規定上優先するというところで、自然にそちらにいったというところであらうかと思ひます。

○森井委員 だめですよ、そんな答弁では、いいですか。旧通信省の雇用人を援護法で見なさい、

これは戦時災害だから。しかも、戦争中に共済組合の金から戦時災害の補償をしたのじゃないのです、先ほど指摘をしたとおり。一般会計、国の費用で、たまたま共済組合という名前をかりて戦時災害の補償をしてきた。だから、援護法で引き継ぎなさいと私がしばしば申し上げたら、引き継ぎの役所がありますよというのがある。あなた方の理論的な根拠でしよう。軍人恩給を引き継ぐ役所が総理府でしようか。私は、そこに一貫性がないと思ふ。

○山高政府委員 これは、援護法の趣旨そのものは、そういうことになっておるものですか、そういう結果になつたと思ひます。

○森井委員 それでは答弁にならぬじゃないですか。そういう言い方をされる前に進みませんよ。いままでは通信雇用人については、はつきり引き継ぎの役所があるから、したがって、その役所でとつてもらいたい、こういうことなんではしよう。

先ほど申し上げましたように、郵政省や電電公社は、戦時災害まで扱つておる役所あるいは公共企業体ではない。軍人恩給にしても、これは、はつきりしておるじゃないですか。旧陸海軍の軍人に恩給は支給されていた、引き継ぎ官庁がないからというところで一たんこれは援護法に入れたのでしよう。まさに筋が通らないけれども、その後恩給法の中に入れてしまった。厚生省、首尾一貫しないじゃないですか。

それじゃ、もう一つ申し上げます。例のいままで警防団や、あるいは医療従事者、長崎医大生、そういう方々に特別支出金制度というのがある。まして、つまり一時金を支給しましたね。しかし、当初は厚生省からじゃないのです。警防団については昭和四十四年九月、自治省告示百四十二号で死亡者については七万円、長崎医大生については昭和四十二年の八月、文部省告示二百二十六号で同じく七万円支給されておる。それが先ほど申し上げましたように、昭和四十九年に援護法で引き取つたわけでしょう。厚生省所管にされたのでしよう。引き継ぎ官庁というなら長崎医大生は私は明らかに文部省だろと思ふ。なぜ援護法に

入れたのですか。逆に言えば、なぜ旧通信雇用人が入れられないのでしょうか。

○山高政府委員 たいまのお話でございますが、これは、たとえば長崎医大の場合におきましても、引き取ったというふうなことでございませんで、旧防空法の規定によりまして、防空業務従事令書をもって身分的な拘束のもとに防空業務に従事したという観点から見て、これを援護法の対象にしたわけでございまして、通信雇用人の方々の場合には、これは身分的には通信省の職員でございますし、また身分的拘束を受けていない、そういう関係にあるわけでございます。

○森井委員 援護局長、あなたは具体的に去年あるいはおとしと議論をされた経過を踏まえていらっしゃるのでしょうか。当然、いまおっしゃったようなことでは、これは筋が通りませんよ、いま時間がないから議論できないわけでも、長崎医大生は明らかに文部省の所管なんですよ。だからこそ、一時金は文部省から出しているじゃないですか。そうして現在、援護法の中に含まれておる、今後がありますから、このことを明確に私は指摘をしておきたいと思っております。

そこで、お伺いしたいわけですが、去年の二月二十七日、衆議院社会労働委員会におきまして戦傷病者遺族等援護法の一部改正案の審議の際に、やはり旧通信雇用人の問題がその当時与野党でも問題になりました。結局同日、与野党理事が話し合いをいたしました。これは大蔵省も立ち合ったわけでありませうけれども、大蔵省はむしろ所管ではありませんが、大蔵省も立ち合いました。いろいろ話し合いました。結局言えませうことは、先ほど言われておりますように、二度も一時金を出さなければならぬ、つまり年金にしたいが、法律のどの法律を適用するか、あるいは単独立法にするか、少なくとも厚生省、それから郵政省、電電公社、さらに年金ということになりませうと、共済組合等がありますから大蔵省も入るわけでしょうけれども、非常に各省間の意見の違いがある。したがって、年金化の必要は当然

認めながらも意見が折り合わない。そこで与野党理事、社会労働委員長、それぞれその場で話し合いをいたしました。各省間の意見は、いまのところ統一できないけれども、年金化に向けて努力をしよう、私は、そのときこう言った。努力という形じゃなくて、具体的に五十一年度から実施をするためにやろうじゃないか、これは、その当時いた者が全員異議なく了承されて今日に至っているわけでありませう。

いまお聞きしますと、厚生省は厚生省で、郵政省は郵政省で、いまこれだけの見解の違いがあつて、結局年金化がまだ実現をしておられない。六十万円と言え、決して小さな金額ではありませんけれども、二回にわたつて一時金を出さなければならぬというところは、明らかに年金の必要を認められたものだと思う。したがって大蔵省には、先ほど申し上げました与野党理事、社会労働委員長の話し合いを承知しておられるかどうか、この点をお伺いしたい。

それから、厚生省と郵政省につきましても、一時金ではこれは承知できないわけでありませうから、したがって、もう五十一年度はどうにもなりませんけれども、予算もすでに衆議院では通過をしておる段階でありますから、新しい年度に向けて、長崎医大生あるいは陸海軍雇用人が準軍属の扱いにされたわけでありませうから、そういう方向で両者話し合っていたらいいかと思うのです。

○梅澤説明員 旧通信雇用人の問題につきましても、ただいま森井委員が御指摘になりましたように、五十一年度予算編成の過程で関係各省寄り寄り集まりまして、何らかの結論を出すということと、与野党の理事の方々お立ち合いの上でお話し合いがあったことは事実でございます。そういう話し合いの結果、先ほど郵政省から御説明がございましたように、五十一年度の処置といたしまして、旧事業主の立場から見舞金が、特例の二回にわたるわけでございますけれども、例の処置ということ、そういう処置をとるということになった

わけでございます。これを年金化する問題につきましては、時間が長くなりますので、御説明は省略いたしますけれども、厚生省の所管のいわゆる援護法の体系にはきわめて乗りにくい、恐らく無理であろうという結論がございました。共済組合の年金につきましては、これは先ほど委員が御指摘になりました二十年の勅令のものの考え方としては、あの勅令には、給与金として、なるほど財源的には政府が負担をするようになっておりますけれども、その支給要件は、それぞれの共済組合の支給制度によるのだ、こういうふうになっておるわけでございます。したがって、その支給要件といたつて、先ほど来問題になっております生計維持か、あるいは生計同一という要件でいいのかわからない問題でございまして、なるほどあの時点で確かに旧通信雇用人の場合、国鉄等と比べますと、若干支給要件が異なつておるといふ面があるわけでございますけれども、反面、たとえば配偶者の要件などを見ますと、旧通信雇用人の場合には事実上の婚姻関係でいい、一方、国鉄の方は法的な婚姻関係を必要とするというふうな、二制度の間では種々の違いがあるわけございまして、ある点を見ますと、いろいろ問題もあるかと思つてございませうけれども、そういう経緯もございませう。

で、現時点では現在の各種の共済制度、それから恩給制度はもちろんでございませうけれども、支給要件というのが生計維持ということで統一されておられます。そういう問題がございまして、いまの援護年金はもちろんでございませうけれども、共済年金はこの問題も非常に乗りにくい。これは私も、関係各省にもお集まり願ひまして、寄り寄り議論したのですが、どうもむずかしい。そういうことで、郵政御当局で旧事業主の立場から特例措置として今回の措置をとらうということ、五十一年度の予算を計上した、こういう経緯でございませう。

○山高政府委員 通信雇用人の問題につきましても、先ほど来繰り返して御答弁申し上げておるような理由で援護法では非常に困難であるというふうな考えられますが、必要があれば各省と相談してまいりたいと思ひます。

○若田説明員 郵政省としては、五十一年度の措置としてできる限りの措置をとつたつもりでございます。これ以上の措置というものは、現段階ではちょっと困難じゃないか、このように考えます。が、なお私たちが申しまして、通信雇用人の遺族の方々の置かれた立場と申しますか、これは十分理解できるわけございまして、関係の向きとも連絡をとりつつ、その動きには十分注意していきたい、このように考えております。

○森井委員 梅澤主計官、あなたはかなり中身にわたつてまでいま答弁がございました。議事録を調べてみないと、さだかにかかりませうけれども、あるいは所管をオーバした発言があつたかとも思つてはつたけれども、いずれにしても、そこでおっしゃるのなら、昨年二月二十七日に、ちよつとこの遺族援護法の審議をしておる真つ最中でありましたけれども、大野委員長立ち会ひのものと与野党理事で話し合いをして、五十一年度から年金化をしようじゃないか、そこにあなたはいらつたわけですか。いま約束したとは申しませんが、本来約束したと同じだと私、評価しておられますけれども、いまここで申し上げませう。先ほど橋本委員もいみじくも言われましたように、立法府の見解と行政府の見解が違つ場合に、やはり私は、諸制度等ありませうけれども、あなた方に聞いてもらわなければならぬ点はあつた。このことを明確に申し上げておきます。この点については厚生大臣からお考えを承りたい。

それから厚生省は、先ほど申し上げました二月二十七日の与野党の合意を受けて、具体的には先ほど梅澤主計官がおっしゃいましたから申し上げますけれども、関係各省に集まつてもらつていろいろ協議をなさつたということでありませう。したがって、当然あなた方は、自分の所管だけければいいということではなくて、郵政省とあるいは

○田中(美)委員 そうすると、昭和十六年前には出していませんか。

○山高政府委員 はい。

○田中(美)委員 そうすると、これは門司市の警防団ですよ。「班長ヲ命ズ」と書いてありますね。それからこういう人のもあります。これも「警防団部長ヲ命ズ 警視庁」こういうふう書いてありますね。こういう令書があるわけですね。こういうのは全部無効ということですか。

○山高政府委員 有効、無効ということじゃございませんで、警防団の団員に任命するという辞令であるかと思えます。私の申し上げておりますのは、旧防空法の六条の規定によりまして防空業務に従事するという令書を出して防空法にございまして、それによって初めて防空法による防空業務に従事した、何と申しますか、身分的な拘束を受けて従事したことになるわけでございます。その違いでございます。

○田中(美)委員 そうしますと、いまあなたのおっしゃっていることは——大臣もよく聞いていてください、現状をよく見ないとわからないのです。紙切れ一枚ですが、これは警防団となっていますから、これは警防団の班長ですから防空に従っていたことですから、そういう防空にという言葉がないとだめだ、こういう言い方ですが、第一、この人は、もうよく御存じのことだと思っておりますけれども、昭和十四年の四月二十一日の大阪朝日北九州版というのに「未亡人と遺児 涙誘ふ焼香 初の門司市警防団葬」、そしてこれは防空に従事していたというものはもう事実なわけです。そのときの写真もありまして、あなたは目が悪くてごらんになれないかもしれないけれども、大臣見てください、そのときの警防団葬をしてるわけですか。これが防空に従事してないと言われるのですか。それから、こういう「殉職ノ状況」というので、この太田一夫君は「警戒警報下命ノ為メ出勤任務ニ従事中特命ヲ受ケ団員百五十名ト共ニ」というふうにして、運搬作業中に事故を起こして亡くなられたわけですね。そうする

と事実としては、こうした証拠品が全部、防空業務に携わっていたということ、自分が勝手に好きで行ったのではなくて、こうした令状をもらって、そして携わっていたということは数々の証拠があるわけです。それからもう一つ、ここに弔辞というのがある。そのときの弔辞を写してきているわけですから、ここでは「謹んで英霊太田一夫君に告ぐ」というふうな、こういう弔辞が読まれている。

これだけの証拠品がたくさんあって、事実防空に携わり、そしてそこで殉職をしていらっしやる、それでも昭和十六年十二月二十日以後でなければ、以後防空に携わったという令書がなければ年金はもらえないということですか。大臣もはっきりそのところをあれしていただきたいと思うのです。机上の空論じゃないのです。事実、生きた人間なんです。お願いします。

○山高政府委員 現行の援護法の規定によりまして、警防団に属してその業務で亡くなった場合に適用するというたてまえじゃございませんで、旧防空法の規定によって防空従事令書なり何なりもらって、それで防空業務に従事した方を援護法の対象にするという仕組みになっておるわけでございます。

○田中(美)委員 あなたのお答えはもう結構です。大臣にもう一度聞きます。

防空に従事したという昭和十六年以後の令書がない限りは、その前は、防空に従事し、実際に殉職をなさり、そしてこういう数々の証拠品、そのときの写真から何からすべてあっても、それでもこれは該当しない。その上に、先ほどから言いましたように、大まかに網をかけますと三千人を超すこの援護法の対象者があるであろうというのに、この人たちは、PR不足であろうと思うのですけれども、そういうものを知らないためにたくさん落ちこぼれがあるわけですね。そういう者に対しては払わない。あなたの言う十六年以後の令書ももらった人がたくさん落ちこぼれている、それはもらわれない。これほどはつきりした人が、そして

もう奥さんが非常に老齢化して生活にも困るのだ、そういう人に対してそれを救うという道はないのですか。そのところを私は大臣に聞きたいわけですか。

○田中(美)委員 いま援護局長があるの申し上げていることは、援護法の二条の三項七号に該当するかどうかというのをいろいろ議論しているらしいのであります。七号じゃ私は無理だろと思えます。しかし、その他の条項を駆使して何とかなるかどうか、これは検討してみたい、かように思います。

○田中(美)委員 それでぜひ検討していただきたいのは、この太田一夫さんと、それからもう一人、小橋深さんという方がいます。これはもう御存じだと思いますけれども、この方も昭和十六年十二月八日以前に死んでいる。この人は一月二十二日に死んでいるのです。ですから、やはりいまおっしゃったような形でひっかからないわけですから、これも、そういう意味で断られているわけです。現在のこの奥さんの房子さんというのは六十二歳になつておられるわけですね。ですから、こういう境目のところでは何か救う道がないか。法律一本で紙に書いてあったか書いてないか、それが何カ月違つかという形でこういう人たちが出てきています。現に非常に本人たちは援護法を適用してほしいということでは、何遍も足を運んでいるわけですね。それはもうたくさん救えないわけですから、それくらいは救えるのではないかと、いうふうに私は思いますので、この二人の分をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

○田中(美)委員 よく実態を調べて研究をいたします。必ず出すという意味ではございませんで、聞く耳持たないという意味ではないのだというところで、ひとつ研究をさせていただきます。

○田中(美)委員 少しいやがらせというわけではありませぬけれども、同じあの戦争中に軍人であった人たちは恩給をもらっているわけですよ。同じように、国にいて警防団員として命令を受け

て出てきている人が、日にちのちよつとのずれによって、令書があったかないかということ、実際はちつとも変わらないのに、片方は恩給をもらい、遺族年金ももらっている。その上に、私としてはどうしてもおさまり切れないのは、戦争犯罪人です。戦争犯罪人が、岸さんのような人まで、これは二百六十万、二百八十万という大きな年金をもらっている。人によっては三百六十万円もの年金をもらっているわけですね。こういうことをして、一般の兵士はその十分の一、二十分の一というふうな少ないものです。いま私はこれをどうしてくれと言っているわけではありませぬけれども、こうした戦争犯罪人までもらっているながら、その犠牲者の人たちを、こういう問題がちょっと外れているからといってこれが救えないということ、これは、どう考えても私としては納得いかないし、本人たちも納得いきませんし、それから、戦災犠牲者遺族の会という会ができていますが、この会の人たちというのは非常にそれを言うわけですね、納得できない。もう少し愛情のある特例というものがあってもいいのではないかと、いうふうな思いをしておりますので、ぜひこれを検討していただきたいと思えます。

それから、これは太田さんの奥さんで太田アヤ子さんという人が私のところへ届けたんですけれども、「厚生大臣様」という長い手紙を書いておられます。いま私が話したようなことが書いてありますので、一度大臣みずからそれを読んでみていただきたい。そして、その基準に達していないのはみんな切ってしまうのだ、言つてこないのはみんな知らぬ顔をして払わないのだという形ではなくて、数が少ないのですから何とかひっかけてやろう、準じてやろうというぐらゐの考え方をぜひ持つて、この問題を慎重に検討していただきたいと思えます。

くどいようですけれども、大体いつごろまでかかりますでしょうか。いつごろにその結論がわかるでしょうか。

○山高政府委員 いまの太田さん、それから小橋

さんとか——小橋さんについては私どももたまたまよく存じませんが、十分調べて先生に御返答したいと思ひます。

○田中(美)委員 私の質問に答えていただきたいのです。何日ぐらいその検討時間がかかるか。また一年も二年も三年もというふうに検討されていまして、もうお年寄りですので、やはりできるだけ早くしていただきたいので、何日ぐらいあつたら検討していただけるでしょうか。

○山高政府委員 できるだけ早く、できれば来週にでも御返事したいと思ひますが、何分これはむずかしい問題であらうと思ひますので、中間にでも御連絡申し上げたいと思ひます。

○田中(美)委員 じゃお願いします。
その次に、沖繩開発庁の方にお尋ねしたいのですけれども、昭和四十九年に、那覇市の排水溝護岸工事をしているときに旧日本軍の地雷が爆発しまして、四人死亡、三十二人が重軽傷を負つたということがありました。このときにどのような対策をなさつたのでしょうか、簡潔にお話し願ひたいと思ひます。

○瀬沼説明員 お尋ねのたゞいまの事故につきましては、事故の後に政府の關係機関が集まりましていろいろその措置について協議をしたわけでございますが、結局、沖繩開発庁が災害の事情その他いろいろ調査をいたしまして、しかるべく適当な措置をできるだけ早くということ、結論的に申しますと、四十九年の末に総額で一億六千万余の見舞い金ということで、被災者の方々にお渡しをしたわけでございます。

○田中(美)委員 そうしますと、これと同じ事故ですが、相模原市の古川直繁さんという方で、いま相模原市で文房具屋をしていらつしやる方です。この方は那珂湊の海岸の旧日本軍の不発弾にやられました。障害者になられたわけですね。この診断書やそういう証拠などは全部そろつています。この人がこの新聞を見まして、事故としては自分と中身が同じだけれども、ここの那覇市で事故に遭つた方は見舞金をもらつているけれども自分は

もらつていないのだというので、どうしてなんだというふうに言つてこられてるわけですが、それで私はこの訴えを聞きまして、もつともだ、人数が多い場合には支払われるけれども一人ではだめだということでは、これはおかしいのであつて、そういうことから、なぜ沖繩県の場合に払われたのか、その根拠をお聞きしたいというふうに思うのです。それは大臣にお聞きしたいと思ひます。これは閣議決定をしているふうですので、大臣としてどういふ根拠でもつてこういう場合には見舞い金を出すとどういふふうに決定なさつたのか、その根拠をお知らせ願ひたい。

○瀬沼説明員 私からかわつて申し上げますが、実はこれは政府部内でも責任論をめぐりまして、法律的にどうかということである議論があつたわけでございます。国家賠償法による賠償責任があるかどうかというふうなことも非常に問題になりまして、あるいはこれは市の下水道工事でございますが、国あるいは市あるいは県、それぞれどういふ責任があるかということである議論が行われたわけでございますけれども、なかなかこれは政府部内でもいろいろ意見がございまして、そして国家賠償法をはつきり適用できるという結論を得るまでには至らなかつたやうです。それで、かたがたその被災者の状況などから、しかもそういう旧日本軍の地雷と推定されるという話があつたわけですが、そういうやうなことで、特に沖繩の方々は非常に苦勞をされておるわけで、こういう事故に遭つて、われわれとしてはできるだけ手厚い措置をできるだけ早く行いたいというところで、名前はそういうやうな経緯からいたしましたが見舞い金ということになつたわけでございますけれども、実質的にはただいま申しましたやうに……。

それからちよつと補足いたしますが、ただいま一億六千万余りと申しますが、これは物的な損害も含んでございまして、とにかく相当厚い、単なる見舞金ということじゃなくて、中身的には相当厚いものにしたというやうな次第でございます。

○田中(美)委員 私がいま根拠を聞いていますことは、先ほどの太田さんの場合にはこれだけのいろいろな、現状では間違ひなく防空に従事していつてけがをしたのだということがわかつていても、法的に令書がない、十六年以後の令書がないということとそれとだめになつた。しかし、この沖繩の場合には、沖繩開発庁のやつたことは非常にりつぱなことだと思ひますね。根拠がなくて、どうしたらいいか、いまの法的にはこれに對して見舞い金というか補償金を出すことができない、できないけれども、現状は余りにもお気の毒だということと、そして、そういう特別な措置をとつた根拠もはつきり出せなかつた、そのまま出したということ、これは政治として非常に人間的なやり方だと思ひます。私はそういうふうな政府のあり方であつてほしいというふうに思ひるのであつて、扱つたことがけしからぬと言つてゐるのはないのです。こういうふうな考え方で接していただきたい。これが本当に血の通つたやり方だと思ひます。いま、沖繩の方は非常に御苦勞もなかつたし、現場も非常にひどかつた、こういうふうな言われますれば、古川さんの場合も非常に重傷を負つていらつしやるわけですね。そういう点では私は同じではないかというふうに思ひます。そういう点で、この古川さんの場合をどういふふうにご考慮されるか。ぜひ沖繩と同じやうな考え方をしたいと思ひます。

○小林説明員 ただいまのお話の不発弾の事故による賠償あるいは補償という問題でございますけれども、この問題は、いまも答弁の一部にございまして、たゞとては砲弾がその当時どういふふうな状態に置かれていたか、またどういふ管理のもとに置かれていたか、あるいは被災者が事故に遭つた際に、どのような目的でどのような方法で取り扱つたかというやうな問題、あるいは仮に管理者の方に過失等の責任がある場合でございます。それと事故との間に相当因果關係が

あるかどうか、いろいろな法律的な問題がございまして。この問題は、お聞きするところによりまして、たしか昭和二十年八月、終戦直後のお話でございますので、私どもの方にも記録はございませぬけれども、やはりそういういろいろな要案を総合的に判断いたしまして、ケース・バイ・ケースで処理せざるを得ないだらうというふうに考えます。

先ほど沖繩の問題が出ましたけれども、沖繩の場合には、御答弁にもありましたやうに、地方公共団体が行つている下水道工事の最中に起つたという点、それから、沖繩は御承知のやうに全島が戦場になつたという特殊性も恐らく考慮されたいだらうと思ひますけれども、そういう問題とちよつとこの場合はケースが違つたのではなからうか。むしろ類似のケースとしましては、新島事件と申しまして、新島の海岸に打ち上げられた不発弾を中学生がたき火の中へ投入しまして、それで爆発事故を起したというケースがございまして、これと非常に近いだらうというふうに思ひます。ただ、これは現在東京高等裁判所で裁判が係属されておりますので、その訴訟の経緯等も見ながら研究をさせていただきます。このやうに思ひます。

○田中(美)委員 その新島の問題もよく存じておりますが、国は一番で敗訴してはいますね、その問題は裁判所でも、子供がいたずらをしたかどうかわかりませんが、いたずらできる場所にあつたということですね。この人の場合はいたずらでも何でもありません、そういうところにも不発弾が落ちていたわけですから、それにいたずらをしてやつたわけではありませぬ。そのときの証明書など何人もの連名で、そのとき診察した医者の診断書から、それを目撃した人のものもあるわけですね。そういう意味で、ケース・バイ・ケースとおっしゃいましたけれども、私は、沖繩県の場合とこの場合はそんなに変わらないというふうに思ひます。新島の場合も、確かにまだ裁判中のやうですけれども、一番では国が敗訴しております

ので、そういう点でこの問題を慎重に検討をして
いただきたいというふうに思います。大臣、お答
えいただきたいと思ひます。

○田中(美)委員 二十年八月二十四日の事件
はどういう状況で起こったのか、実は私知りませ
ん。よく事案を調べてみなければならぬと思ひま
す。同時に、不発弾の爆発事故問題は厚生省の所
管ではございません。したがって、事情をつまび
らかにいたしませんけれども、沖繩開発庁の方の
御答弁を聞きますと、沖繩という特殊な事情をか
なり政治的に加味したもののようでございますし
て、この措置が二十年の事件に直ちに援用でき
るかどうか、これは相当問題がある。いずれにい
たしましても二十年八月の事案について調べては
みます。

○田中(美)委員 十分にお調べいただきたいと思
うのですけれども、やはり大局から見れば、確か
に沖繩は全島で非常に激しい戦闘の行われたとこ
ろで、特殊な事情があるという事は十分にわか
ります。しかし、個人個人で考えた場合に、それ
では個人としてその人がどのように戦争のあれに
あつたかということを考えますと、これは必ずし
もそういうふうには言えないというふうに私は思
うのです。そういうことから見まして、この古川
さんの問題をも一度お調べいただきたいという
ふうにお思ひます。それはよろしいですね。十分
にお調べ願ひたいと思ひます。

○田中(美)委員 十分にお調べになって御返答を
いただきたいというふうに思ひます。

それから三番目に、これは前田和博さんとい
う方ですけれども、この人は国民学校の高等科、い
まは中学になっております。この高等科に在る時
に、校長からの指示で勤労働員の作業中、まき
を伐採しているときに非常にひどい障害者になつ

ていらっしゃるわけですね。これが結局申請しても
却下されてしまい、そして異議申し立てをしてい
るわけですけれども、今日、一年過ぎてはまだそ
れに対する回答がないという事が私の申します
第一点です。なぜ一年たつても放置しているのか
という事で、私はいましつこく、何日ごろに返
事をくれるのかと言つてはいるのですけれども、こ
れは異議を申し立てるのが間違つてはいるという
ならば、もっと早くこれを回答していただきたい
ということがまず第一点です。

それから第二番目は、これを却下している中で、
発令者が知事か文部大臣のいずれかでないため
だ、こう言つてはいるわけですが、この当時の
日誌が学校にあるわけですね。現在、その学校
の校長先生がはつきりと、これは勤労働員の作業
中に負傷し、身体障害者となつたものであるとい
うことを、いま熊本市立京陵中学校の塩津さんと
いう校長先生がそうした陳述書を書かれてはいる
わけですね。かつての写しを私のところに送つて
くれたわけですが、これに、昭和十九年十
月二十日から二十年一月二十七日まで勤労働員を
していたのだと、いまの校長先生は言つてはいる
わけです。そのときの日誌なんです。これに当時の
校長先生の判こも押してはいるわけですが、
この日誌の写しの中にメモが出てはいるわけ
です。これに、「勤労働員につき」ということが、朝会
の訓辞で校長先生が話してはいるということがメモ
として現在も残つてはいるわけですね。これをコピー
して私のところに送つてはくれたわけですね。そうす
れば、校長先生の指示でもつて、いまで言へば中
学一、二年の子供が山に伐採に行つた、勤労働員
として行つたということであれば、この準軍属に
適応するのではないかと、この準軍属に
すけれども、この点はいかがでしょうか。二点あ
ります。

○山高政府委員 たいだいまの前田和博さんのお話
でございますが、昨年の暮れに御本人が援護局に
来ております。そこでいろいろ異議申し立ての内
容についてお話を聞いたり、提出されてはいる資料

の十分な点、そんなところをお話してござりま
して、その結果、御本人が傷を受けられた当時、
学徒勤労令による勤労働員と見るにはなお資料が
不十分であつたわけでありまして、私どもの方は同
時に、熊本県を通じて昔の熊本国民学校に保管さ
れてはいる資料について照会して、いま先生の書類
も実は提出がござります。そういうものを現在検
討してござります。さらに文部省の当時の資料と
突き合せてみて、それでどちらになるか、いま
のところははつきりしませんが、裁定に持ち込む
ようにいたしたいと思つてござります。

○田中(美)委員 しつこいようですけれども、
きつちり何月何日と言わなくてもいいですけれど
も、できるだけ期限をある程度切つてお返事いた
だきたいのです。一年もまたずつと放置されな
いように、大体どれぐらいかければそういう突き合
わせやあれができるのでしょうか、おたくの方で。
○山高政府委員 これは不服申し立て、異議の申
し立てでございますので、援護審査会の意見を聞
かなければいけないことになってござりますので、
援護審査会は月に一回開かれてござりますので、援
護審査会にお諮りして、意見をちょうだいしてか
ら先生に御連絡申し上げたいと思つてござります。
○田中(美)委員 そうすると、月に一回というこ
とは、どんなに長くとも一カ月以内にはこれのお
返事をいただけるということでしょうか。

○山高政府委員 文部省との書類の突き合わせが
終わった後、援護審査会に諮ることになりますの
で、その辺御了承いただきたいと思ひます。
○田中(美)委員 それでは大体その見当でお待ち
してござりますので、ぜひお返事をいただきたいと
いうふうに思ひます。

それから最後に、太田さんの問題で、もしお入
り用な資料がありましたら、要請していただけれ
ば、写真なり弔辞なり全部私が持つてござります
ので、ぜひ要請していただきたいというふうに思ひ
ます。よろしくお願ひいたします。
これで質問を終わります。
○戸井田委員長代理 寺前厳君。

○寺前委員 戦傷病者戦没者遺家族援護法、私も
これで国会で何回か法案の審議に参加をしてきま
したけれども、どうもこの法律はよくわからぬと
いうのが、申しわけないけれども率直な私の実情
です。一体、この法律は戦後何回改正されたので
しょう。毎回毎回、単に数字が変わるだけではな
くして、制度の年限や部分的な改正がいっぱいあ
るので、要するによくわからぬようになるのです
よ。そこで、一体戦後何回改正があつたかとい
うことと、こういうものはわかりやすい手引きのよ
うなものをつくつてもらわなければ、私、国会に
六年半おつて、道で聞かれても、あるいは事務所
で聞かれても、ぱつと即答しかねる。そこで、す
ぐ相談に乗り得る、また、家族の方からすれば、
それを見て自分で整備して自分の持つてはいる権利
を行使することができ、そういうようなことを
親切に考えなければいかぬと、私は自分が勉強
不足だから言ひわけじゃないので、率直にそう思
うのですが、大臣いかがですか。むずかしい話
は別に、まず……

○田中(美)委員 大変同感するところが多いの
で、先生、六年と言つてはいるのですが、私、二十一
年、実はこんなことをやつてはいるのですが、やはりど
うもよくのみなめない部分が多い。大体、規定を
見ますと、いろいろあるようでございます。こ
の種の法律というのは、制度の骨子をなすものと、
例外規定みたいな、要するにレアケースをいろいろ
書いておるとごつちやになつてござりますもの
ですから、なかなかわかりにくいというところだ
うと思ひます。要するに、本當の骨組みについて
はそうむずかしいものではないようでございます
が、しかし、恩給法との関連もあり、のみみ
みが非常にむずかしい法律であることは事実であ
ります。私もかねがね援護局に対し、骨子だけ
もひとつ何とかこれがわかるようにできないかと
いうことを言つて、ある程度のものでござりませ
んが、使ひ物になるものはなかなかできないとい
うのが実情のようでございます。寺前先生のおつ
しやることは私にもよく腑に落ちますから、今後

とも努力してみたい、かように思います。

○寺前委員 大臣がああいうようにおっしゃっているのですが、局長さん、これ、早急に何かやらんとしたものをつくれませんか。何か計画でも持って、いつごろまでにこんなものをつくりたいというふうなものがあるのか、いや、いま大臣から言われたからこれから考えますというのか、ちょっと、どんなことを考えておられるのか、聞かせてもらいたいです。

○山高政府委員 だいま先生から、援護法が非常にわかりにくいというお話でございしますが、援護法は戦後、政令、省令合わせますと、恐らく三十数回の改正があったと思います。その都度いろいろ仕組みが追加されておりますので、非常にわかりにくい。これをまたわかりやすいようにすると、落ちがあつたり、事務上使えないようになりたりということ、実は悩んでおるわけでございますが、大臣もわかりやすい骨子をつくれとかねがね言われておりますので、概観できるようなものをひとつできるだけ早く整理してみたいと思っております。

○寺前委員 本場に役に立つように一日も早く改善をしてほしい。特に、戦後三十一年間たっているだけに、戦争犠牲者の方々も、家族にしてもかなり高齢化してきています。それだけに一日も早くお役に立つようにするために、さきの質問じゃございませんが、わかりやすいものを早急につくっていただくことを繰り返しお願いしたいと思います。

次に今度は、申請を出した場合、親切に扱ってもらおうという問題です。これがまた大変な問題です。さつきもずっと何人かの話を具体的ににお出しになっておりましたけれども、本場にそういう問題があると思うのです。

私のところによく手紙が来るわけです。いまここに持っておりますのは、岩手県に住んでおられる斉藤義雄さんです。昭和二十年に陸軍の研究所に勤めておられて、その工員として、軍属ですね、広島に八月六日に軍の命令で出張しておったとい

うのですよ。そこで被爆して障害を負って、昭和二十四、五年ごろ、公務上の疾病だということに障害年金を申請した。厚生省から、障害が軽過ぎるのでという理由で却下通知が来た。その後、斉藤さんは再び病状が悪くなって、昭和二十九年岩手医大に入院、生死の間をさまようという状態になった。これだけ病状が悪くなってもなお却下するのだろうか。昭和四十八年五月ごろに第二回の申請を出した。しかし再び却下通知であった。今度の却下理由は、さすがに軽いとは言えなくなつてしまつた。なぜかという、認定被爆者、肝機能の障害者であるわけですよ。ですから軽いということとは言えなくなつたので、次には軍との命令関係が明確でないという理由になつてき、岩手医大の病床日誌を持ってこいということになつてしまつた。

きわめて明確なことは、これは調べたらわかるのだが、本人が軍属であるということとちゃんと申しているのだし、公務で広島に派遣されているということも明確だし、障害の程度も、認定被爆者であるという事実から見てもかなり重いものであるという、いずれにしても要件はそろつてきていると思うのですよ。ところが問題は、あやこや言われて本当にいや気が差してしまつたという事態が生まれてきているというのが斉藤さんの率直な意見であるわけですよ。そういう意味では、こういう制度があつても、その制度がいろいろの理屈がついてあまいにさせられて長年放置されていく、こういう事態が生まれていく例というのがかなり多方面にわたつてあるのではないかと。ですから当然、認定被爆者でもあるこういう人々に障害年金が支給できるように、この対応をもつと親切にしなればいかぬのじゃないか、こういう手紙が私のところに通来しています。

それからさらに、ことしの四月十日付、広島県の人からも、一昨年旧防空法による防空従事者であるこの法の対象にするようになった。ところが、防空従事者であつた夫が昭和二十八年三月二十八日に死んだ、あるいは五月二十三日に死んだ、そう

いう方々の家族が裁定の申請を出したわけですが、遺族年金の支給の申請の裁定業務が非常におくれ了一年もたつという問題が手紙で来ているわけですよ。

一体、こういう裁定業務というものはどうなつていっているのだろうか。一年間も待たせておいて、そしてそのあげくの果てはだめだと言われたときの気持は一体どうなんだろうか。たとえば、県だつたら県で事前に必要最低限の書類をばつと指導してあげて、そして最短距離でもって審査するといふ体制をもつとまじめに研究しなければいかぬのじゃないだろうかといふことを、つくづくこれらの事態から感ずるのですが、そこで現在の法律の、行政のあり方の問題として改善点はないのか、あるいは改善するとすればどう改善したらいいと思つていられるのか。こういう事態に対して速やかに改善する方向をどうしようかと考えているんだといふことをひとつお述べをいただきましたと思うわけです。

このことは、昨年の七月に日本遺族会が「昭和五十一年度政府予算編成に対する戦没者遺族の処遇改善に関するお願い」の中でも、一番最後にこう書いてあります。「裁定手続きの簡易化をはかつていただきたい。とくに、軍務に服したことが明らかであるが、傷病等について、資料、証明等の入手が困難で却下されている遺族について、戦後三十年の実情を考慮し、特別措置により救済していただきたい。」全国の遺族の方々の声として、こういう要求で厚生大臣のところにお願いが出ている最後の締めくくりの言葉であります。

〔戸井田委員長代理退席、委員長着席〕
私は、現実にある法律がお役に立つようにするためには、行政機関が本場に真剣にこの声に耳をかすべきだと思つたのですが、このことに対してどういふふうな改善をされようとしているのかをお聞きしたいと思つた。

○山高政府委員 援護法の運用の問題になるわけでございますが、申請から裁定までの期間が非常に長くなる、この点については、私どももその

都度手続を簡略化するか、いろいろやっておりますが、何にいたしましても何らかの資料がなければならぬわけでございます。そういう点が一つの悩みの点でございます。お話のように都道府県なりなんの窓口で十分指導していただくのが一番いいわけでございます。そういう点からいまして、毎年法律の改正の都度、都道府県の職員に、ブロックごとに研修会をやるとか、そういう努力を積み重ねてきているところでございます。何分、援護法の関係の職員がすでに三十年、このベテランの職員の方々がそろそろ職場を去るような時期になつておりますので、そういう点も考慮しまして、先ほどのお話のしおり等も含めて、第一線において十分その辺、申請者にお手伝いできるような仕組みにしたいと思つております。

○寺前委員 一般論としてはそうなりますけれども、正直言つて、一年もかかっているというこの事実に対してはどうします。そんなことはあり得ない、問題はここにあるんだといふふうに明確にお答えできるのだったらその点を明確にされたらいいし、いずれにしても一年近くもかかるという事態が現実の事態だとしたら、少なくとも三カ月以内には解決するようにする、そのためにはこういう体制をやることによってできますかと、明確に改善方向が打ち出されなかつたならば、一般論、改善を検討しますだけではこの問題は解決しないだろう。現に遺族会の方々が提起しておられるのは、裁定手続きの簡易化という問題まで提起しておられるのですから、はつきりとこれに対する対応を言われるべきだと思つたのですが、改めてもう一度聞きたいと思つた。

○山高政府委員 一年という、いまの斉藤さんとかそういう具体的なケースについて私調べておりましたが、現在のところ、障害年金等につきましては、請求を受理してからおおむね三カ月ないし六カ月以内で裁定しておるところでございます。中には、現在の障害あるいは死亡原因の公務性について顧問の医師の判断を要するなどむずかしい

問題もあつたり、あるいは添付書類、これは簡便化しろというお話でございますが、重要な書類の整備のために時間を要するような場合もございませぬ。しかしながら、御遺族がだんだん老齢化してまいりますので、そういう点はできるだけ簡略化して早く裁定ができるように努めたいと思つております。

○寺前委員 できるだけという言葉でなくして、最低三カ月だつたら三カ月の間に解決するのを基本とするとか、そしてそれにふさわしい体制はこうするとか、きちんとひとつ検討してください。そして、こういうことが二度と批判の対象にならないようにしていただくことが私は大切だと思つたので、特に大臣にひとつ指導をよろしくお願いしたいと思います。

そこでその次に、これもよくわからぬ話なんです、今回の法改正で、再婚を解消した妻に対する再婚解消時期の延長がなされてる。改正前は昭和二十一年二月一日から二十七年四月二十九日までであったものを、二十八年七月三十一日まで延長した。これは何かと言つたら、軍人恩給の復活との関係だ、こういうお話でした。ところが一方で、養子縁組の場合には昭和三十年までということになつてゐる。離婚の話とこちの話とは何でこんな日が違つてゐるのか、その根拠は一体どこにあるのだ、よくこれも理屈がわからない。どうせするのだつたら全面的に同じように扱つたらいいのと違ふのか。なぜ同じように扱えないのだからか。

私はこういう手紙を京都の宮津市の字喜多、天神団地の三十七号の藤原さんという方からもらつた。「私は戦争未亡人でありながら、何の恩典も得ておりません。再婚したからお金はやらないといふことですか、他の再婚している人も恩典を得ている人がたくさんあります。私は腑に落ちません。私たちのような人が何百何千とおります。再検討していただくことを切に願ひします。私も神戸の県庁に訪ねて確認をとりましたところ、私のような者ばかり一緒になつて府庁へ行つて話し合つ

てもらえと教えていただきました。」というふうなことで、この人は要するにいま問題になつてゐます養子縁組の場合の三十年の段階に離婚をするという事態が生まれてゐる人なんです。そうすると、二十七年までだつたら、あるいは二十八年までだつたらその離婚の場合に対象にする。何で二十九年だつたらだめなんだ、養子縁組の場合だつたらいけるのだ。きつめて不合理な諸関係が生まれてゐる。社会生活の中で不合理はど気なますいものはないわけですか。そういう意味で、直すのだつたら何で同じようにできないものなんでしょうか。

それで、先ほども申し上げました遺族会の、去年の七月の厚生大臣に対する「戦没者遺族の処遇改善に関するお願い」の中にも、やはりそれに似たようなことが書いてあるのです。「再婚解消の妻に対する遺族年金等の支給についての期間を延長し、昭和三十年六月三十日まで再婚解消した場合にも、遺族年金等を支給していただきたい。」というふうな、やはり不合理の問題について指摘があるわけですか。何でそういう不合理の問題を解消されないのか。恐らく、地方でさえもこうやつて話か来ているくらいですから、あなたのところにはいっばい来ているだろうと思つた。私は、その辺は不合理でないとおっしゃるのだったら、どこに不合理性がないのかを説明していただきたい。

○山高政府委員 再婚解消の期限を援護法の施行の前日から恩給法の復活の前日までやりましたことは、実質的な戦傷病者、戦没者の御遺族の処遇がそのときをもつてはかられた一つの区切りであるといふことで、その日をもつてするのが再婚解消の実質的な処遇に当たるものであるといふことで今回お願いしておるわけでございます。また、養子縁組解消についてでございますが、これはお話しのとおり昭和三十年六月三十日でございますが、これは三十年の改正法附則第六項、この法律の公布施行の日でございます。公布施行の日までには解消された者といふやうなわけになっておるわけでございます。これは、子供の場合には戦没の当時非常に幼少であつて、いろいろの事情があつて

養子に行つて、その後解消された。解消されても、本来戦没者の子供であるといふことで法律制定の日までということにしたわけでございます。妻の方は、本来再婚した場合に援護法の対象にならないわけでございますが、軍人恩給の停止の際、非常に生活上困窮に陥られたといふことで、実質的な処遇の開始をされる前に再婚を解消しているという場合には、再婚がなかったものとしてこれを援護法の適用の対象にするといふことであつたわけでございます。日にちの食い違ふのはいまま申し上げたやうな理由でございます。

○寺前委員 時間が来ておりますのでやめますけれども、正直言うてようわからぬです。どうせめんどうを見なければならぬといふ法律をつくらうといふんだつたら、養子縁組であろうと離婚であろうと、同じやうなときまでやつたらいい。その時期は、そこがどういふ時期かといふそれなりの根拠は確立するにしても、一日違ひで、それでは何で私は一日であかんのですか、こう言われればならぬといふ話になると思つた。それなら、それも根拠のない話になると思つた。そういう意味では、一定のどこかで線を切らなければならぬといふ問題として処理をされるのでしようけれども、いずれにしろアンバランスがあるといふことは社会的に気まずい思ひがあるといふ問題について、遺族会の方々が提起してゐる問題について、よく研究をしてみらうといふことをもう一度提起したいと思ひます。

あわせて、私は最後に、これも遺族会の方々がこういう問題を提起してゐます。「特別弔慰金の支給される遺族の範囲について、三親等の親族まで支給されるよう範囲を拡大してください」といふ問題が来てゐます。これは遺族会の申し出の中にあります。私のところに請願書で来ている文書の中にも、私はきょうだいで墓守をやつてゐるんだ、せめてこのくらいのものは考へてもらえぬのかといふ形の請願書が出てきておられます。実際、戦死した諸関係の人々といへば、遺族の場合には必ずしも子供だけじゃなくして、あるいは親だけではなくして、そのきょうだいによつて墓守のめんどう

を見ていくという実態も現実には起こつてゐるのだから私は想像することができません。とすれば、この問題についても、遺族会の方々が真剣に提起しておられる問題に対して率直に検討すべきだと思ひますが、もう時間が来ましたので私はやめます。

大臣に、これらの昨年の夏に提起されてゐる遺族会の申し出について真剣に検討して下さるかどうかが、その点をお伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○田中國務大臣 いろいろ問題が提起されていれば、われわれは検討いたします。

再婚解消妻につきましての議論についてはいろいろあります。養子縁組の解消と同じにすべきか、違ふべきか、これはいろいろ問題のある点でございます。再婚した者については恩給法上これを遺族にしないということが明治以来の原則であつたものに、これはわれわれが国会議員になつてから例外をつつたわけでございます。いまの日本の法制上は相当思い切つた措置をとつたわけでございます。そして、そうしたことを踏まえてみると、いろいろ国民感情上の問題もあり、いろいろ検討はいたしますが、なお慎重に対処いたさなければならぬといふふうに思ひます。

○山高政府委員 特別弔慰金の問題については、遺族会のいろいろな御意見もございしますので、慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○寺前委員 終わります。

○熊谷委員長 次に、岡本富夫君。

○岡本委員 時間が非常に短かいから、率直に明瞭に答えていただきたいと思ひます。

最初に、これは四月二十九日ですか、ソロモン諸島のベラベラ島に二人ないし八人の旧日本軍人と思はれる人がいるといふやうな報道がございします。それについて、この報道によりまして、厚生省はあつと書いていますから三十日と思ひますが、連絡をとつて本格捜査をやりたいといふやうな報道でありますけれども、すでに御承知のやうに、人の命は大切で、小野田さんやあるいは横

井さん、こういう人たちが救われておりますが、このソロモン諸島の旧日本軍人と思われ人たちの救済、これに対してはどういうように厚生省は手を打つのか、これをひとつ局長からお聞きしたいと思ひます。

○山高政府委員 ソロモン諸島のベララベラ島に日本兵が生存しているという報道があったわけですが、昭和三十八年五月政府派遣団が戦没者の遺骨収集に参りました際に今回情報があった地域も入っておりますが、原住民の案内で地域を踏査しておりますけれども、生存情報は現時は全く得られていなかった、そういうような事情がございます。しかしながら、新聞によりまして、調査に赴いた方が幾つかの資料も、伝聞でございますけれども持っておりますので、そういうものについて十分に聴取し、また当時あの地域に行っていた方々の情報も聞きつつ判断してまいりたいと思っております。

○岡本委員 これは報道でありますけれども、当時、終戦直前、このベララベラ島に駐屯していた陸軍見上大隊、特に東海あるいは熊本出身者が多いらしいのですけれども、ここでブーゲンビル島への撤収作戦の指揮が出た。そういうことで、私はこの記事を読みまして、私たち、また当時の状況を知っておる者は、戦争中ですから、これは非常に可能性が多い、こういうふうに思われるわけです。あなたの方では四十八年に向こうに行つたときにはわからなかった。それからもう二年たつてはわかるわけですから、その後こういう情報があるからなら、率先して援護局の方でこの問題を解決していく、救済していくということが大切ではなからうかと私は思ふのです。腰の上げ方が非常に遅い。こういうことでは、前の小野田さんの救出のときももう一人亡くなつておられますね。ですから私は早急な対処が大事だと思ふのです。もっと早急な、急速な救済法、これを考えられませんか。いかがですか。

○山高政府委員 先ほど御答弁申し上げました今回の関係者、それから終戦時の関係者、そういう方の意見をきくから聞き始めておるわけでございます。それがある程度の確度を得られますれば直ちに外交ルートを通じて、一応生存情報の確認を求めようというふうに思ひたいと思つております。

○岡本委員 報道によると、二十九日に厚生省接護局の調査課長の話では、あすにも連絡をとつて事情を聞きたいというふうな、非常に機敏な態度に見えるのですね。いま聞くともたあしたからということですか。あすというのは毎日ありますけれども、私はできるだけこういつた方々の救出を早くすることが大事だと思ふのです。大臣はどう考えられますか、この点について。ひとつ最後に大臣にだけ聞いて……。

○山高政府委員 あすにもという気持ちでやっておるわけですが、当時の関係者を探すと、あるいは来ていただくのについてもおいでになる方の御都合もありまして、実はきょうから聞き始めるといふことになっております。決してぐずぐずしないように十分留意してやつてまいります。

○田中國務大臣 本件が新聞に報道されました、私としては非常に心配をいたし、直ちに援護局に對して事情を聴取いたしました、連休前でございますが、その結果、ある程度の心証を得まして、今日私の聞いたところでは、真実であるかあるいは誤報であるかわからないという実情でございます。速やかにまず本省において調査をいたします。その心証によつてはまた現地において調査をするということも遅滞なくやろうというふうにして、本問題についてはいま先生のおっしゃつたような実例もございまして、したがつて後日あれこれ申されぬように真剣に取り組みたい、かように考えております。

○岡本委員 次に、戦時中、戦傷で手術を受けた人たちが、私も野戦病院へ入つたことがありますけれども、エックス線用の放射性物質、すなわちト

ロトラストによる障害が問題になっておりますけれども、このトトラストの使用の経過をひとつ簡単に御説明願ひたい。

○石丸政府委員 トトラストはドイツのハイデ社が戦前開発したものでございまして、戦時中製造され、昭和五年ごろから昭和十七年ごろまで世界各国でこれが使用されたものでございまして、肝臓、脾臓、血管等の造影剤、いわゆるエックス線の造影剤として当時広く利用されたものでございまして。

○岡本委員 そこで、推定になるかわかりませんが、大体ドイツのハイデン社からの輸出記録、これから見ると負傷兵三万人に用いておる、こういうふうな推定されるというのですが、いまこのトトラストについて、政府は、使用した病院あるいは患者、こういうものを把握しておるのかどうか、これをひとつお聞きしたい。

○山高政府委員 戦争中、傷病によりトトラストを使用した患者については、これはただいまのところ全くわからない状態でございます。なお、これについてはかなり古い話でございますので、なかなかむずかしい問題であらうかと考えております。

○岡本委員 どうも消極的ですね。これは学会あたりでも相当問題になつたのでしよう。たとえはポルトガルでは国が調査をしておりますね。そして推定二千五百名です。そのうちわかつたのが二千四百三十三名。あるいはデンマークでは約千名から千二百名の推定の中で約千名、ドイツでは推定六千名から一万八千名、それに対して六千名の追跡調査をしております。ところが日本では学会で、森さんとおっしゃるのですか、この方が大体推定で一万七千から三万三千、ところが学会の皆さんのお力によつて百四十七名ですか、こういうことを見ますと、各国に比べてわが国では、国が追跡調査、また現在保有しておる人たちの症状、こういうふうなことに對して全然調査を行つていない。これはどういふ圧力によつたのか、あるいはまた厚生省の怠慢なのか、この二点についてひとつお聞きしたい。

○山高政府委員 この疾病の調査研究が私の所管かどうかわかりませんが、トトラストにつきましては、これは戦後、昭和四十九年、五十年、五十一年と、厚生省の研究助成金を先ほどお話の森教授を中心とする方々に出しまして、いろいろ研究を御依頼申し上げているところでございます。

○岡本委員 そこで医務局長、トトラストによるところの被害はこういうものが出ておるのか、ひとつ説明をお聞きしたい。

○石丸政府委員 先生御指摘のように、本物質は二酸化トリウムという物質が主成分でございます。アルファ線を放射する放射性物質でございます。特に、この薬品を使用いたしますと肝臓、脾臓等に特異的に沈着いたしました体外にはほとんど排せつされないという、そういう特異的な物質でございます。ただいま援護局長からお答え申し上げました、いわゆるわれわれの方で研究的にいろいろ調査いたしております範囲内におきましては、肝臓の悪性腫瘍、いわゆる肝臓がんというふうな腫瘍に生じます悪性腫瘍あるいは肝硬変、それから白血病等、そういう障害が生じておるという、これは世界各国の報告がございます。

○岡本委員 そうしますと援護局長、簡単に見分けがつかぬのですね。いまそうした一人の方の写真を持つてきておるんですけれども、これは大臣、胸部の写真を撮りますと、肝臓、脾臓、またまたすぐびしゃつと写真に出るわけですよ。こんな簡単に出来るもので、ときにはつきりするわけでしょう。しかも、戦時中に負傷してトトラストを注射された人はこういうふうにはつきりすぐ出るわけですから、私は、本当に国の方でやる気になれば全部出てくると思ふのです。なのに、ドイツやほかの国ではほとんどん国を挙げて調査をし救済しておるのに、なぜ厚生省はやる気にならないのか。あるいはまた何らかの圧力でやらざるやうにしておるのか。寝ている子を起さぬ方がい

いというふうな考え方を持っておるのか。これは

てひとつお聞きしたい。

私はぐあいが悪いと思うのですがね。しかも、森教授のどうか知りませんが、こういった学会の調査報告を見ますと、いまお話しのように、肝臓がんがあるいはまた胃がん、ちゃんとそういう答えが、症状が出てくるわけですね。それであるのに、なぜ真剣に取り上げて厚生省でやらないのか。ここがどうも腑に落ちないのですが、この点いかがですか。

○石丸政府委員 私から技術的な面について御説明申し上げたいと存じますが、ただいま先生、写真をお示しになったわけでございますが、やはり相当沈着いたしました症状の出た患者さんにつきましましては、ただいま先生のお示しのような写真、あるいはそのほか肝臓機能検査とか、そういった検査である程度わかるのでございますが、やはりこういった特異な物質でございまして、非常に線量の低い、そして長期間暴露した人のものでございまして非常に微量蓄積したものをさらに精密に検査するためにはホール・ボディ・カウンターというふうな特殊な機械を必要といたしました。現在わが国では科学技術庁の放医研と長崎医科大学が持っておりますのでございまして、そういった点でさらに今後精密に調査するという点にしまして、ただいま科学技術庁の方ともいろいろ相談をしておるところでございます。さらに精密な検査をいたしますには、やはり技術的な問題も今後さらに詰めていく必要があるかと考えております。

○岡本委員 この放射能は百四十一億年後にやっとな半減するということからね。この一つの例を見ますと、簡単にこれは出てくるんじゃないかと私は思うんですね、何かむずかしそうにしておりますけれども。それでは、現在どのくらいの方が生存をしておるといふように考えていらっしやるのですか。これは援護局長。

○山高政府委員 戦時中、陸海軍病院で手術を受けた患者がどのくらいいるかということも実は非常にわかりにくいわけでございます。戦傷病者の

の数は約十五万おります。

○岡本委員 戦傷病者の数が十五万いる。その中でこういったトトロラストの注射をされた経験のある、こう考えられる者、こういう人を聞けば簡単に、私はその注射を打ちましたというようにわかってくるんですね。であるのに、結局、進んでそうした人たちの調査を行わなかったということに問題があると思っております。

○山高政府委員 調査ということでございますが、戦時中の旧陸海軍病院は、中には廃止されたものもありまして、あるいは中には国立医療機関に移管されたものもあり、またその他の経路をたどっているものもあるわけでございます。いずれにいたしましても三十年以前のことでございますので、診療録の保存されていないところもかなりあると思われましてございます。したがって、対象をつかむことはきわめて困難であると思っております。関係の向きと相談しながら対処してまいりたいと思っております。

○岡本委員 この問題は、医務局長が言いましたように、いま二カ所しかそういっただけらしい機械がない、だからなかなかわかりにくいんだ、こういうことですけれども、やはり皆知らないと思わぬんですよ。ぼくも知らなかった、ぼくも野戦病院へ入ったことありますけれども、したがって、こういう症状の人は、あるいはまたこういう注射

を打った人は、そういった何らかのPRをし、そして救済していくというようにしなければ、本人は知らずに苦しんでおるといふこと、いつまでたっても救済がでないのではないかと、こういうように私は思っております。どうも援護局長さんの話を聞いてみると非常に消極的な、そういうのが認められませんでしたらということではぐあいが悪いと思っております。しかも、当時のカルテやいろいろなものを出せと言っても、これは出てこないんですよ。ですから、もう少し積極的な救済方法がないもんだらうか、あるいは考えていないのか、この点についていかがですか。

○山高政府委員 さしあたり先ほど御答弁申し上げましたようなことで実態を調査すると同時に、さしあたりは、トトロラストの有無にかかわらず、その障害の程度が増進した場合には、これは援護法なり恩給法で見なければいけない問題でございます。そういう点をむしろ積極的に見たらどうかということでも対処してまいりたいと思っております。

○岡本委員 しかもあなた、WHOとかそういう国際三機関から三十八年に調査を要請されておるのではないですか。ところがわが国の方では、追跡調査といいますが、これが非常におくれておる。これをやはり取り返す、あるいはまた今後精力的に救済していくということになりますと、相当予算もかかると思うのですが、そういった予算関係はどういうふうになるつもりなのか。いかがですか。

○山高政府委員 森教授の五十年度の調査研究の結果が出てまいりますので、さしあたりはそれを見て関係の向きと相談しながら対処してまいりたいと思っております。

○岡本委員 これはあなた、すでにドイツやデンマークやポルトガルあたりでは、やっているわけですよ。そうむずかしい問題では私はないと思わぬんですよ。なるべく救済をしないでということになればむずかしいかわかりませんが、私ども、救済しようという決意に立った場合は、私

はこの問題はじきに解決すると思っております。そこで、この森教授あたりの調査研究結果というもので、すでに発表されたのが一九七三年ですね。こういった人たちの研究をされたものを土台にして、これはすぐにやろうとすればできるわけですね。大臣、どういふふうにお考えになるか。また、今後の対策についてひとつ決意を伺っておきたいと思っております。

○田中国務大臣 トトロラストによって障害の起こった戦傷病者の扱いについては万遺漏なきを期するようになりたいと思っております。つまり、トトロラストによる障害というものは十分に着目して、今後戦傷病者の扱いをその角度からしきにながめる、また十分注意してなごめるということをおもはなければならぬというふうに思っております。これをあくまで追跡調査をいふこと、この事態を各人に知らしめることが一体いふのかどうかということについて、私自身は実は迷っております。その辺の事情は岡本先生もわかっています。ただ、その辺の事情は岡本先生もおわかりになっていただけるだろうと思っております。要は、国の措置、これに万遺漏なきを期しつつ、諸般の問題を踏まえて対処いたすべきものじやなからうかというふうなたいだいのところは思っております。

○岡本委員 そうしますと、どうも大臣はいままでと同じような姿勢と申しますか、本人たちに知らさずにとりかかるといふように、そして見つかつたら仕方がないから、というふうな感じに受け取れるわけですね。局長は、いま、予算措置をして、もっと研究をして、そういう追跡調査もできるようなしたいというお話だった。大臣、もう少しあなたの方が前へ引っぱっていかうように、実力ある大臣だから、あなたの方が後へ引くと皆そうなっちゃうんですよ。その点は……。

○田中国務大臣 トトロラストによる障害、これがないがしろにしてはいけないし、また、これによるところの障害というものは十分あり得るんだ、したがって、こういう障害についてこちらが十分な援護をすることは、この問題がこれだ

け浮き彫りにされた以上は、われわれとしては落ち度があつてはいけないというふうな態度で取り組むというのは、私は厚生省として当然のことであり、この問題が出てから特にそういうことを考えたということではございません。ただ、これをあくまでも各人についてフォローアップいたしましたし、おまへはトトロラストの注射を受けたんだ、したがってこういう問題が出てくるかもしれないぞということを一々本人に知らせるといふこと、これについての確な治療法があるならばこれはまた一つの方法だろと思ひますが、そうしたことに ついて、私、素人でございますが、なかなかそう いったようなことも考えられないときに、一休政 治の場でこれをそこまでフォローアップすること がいいのだからどうかというところについて、 岡本さん自身もいろいろ御感懐があるろうと 思われるわけでございます。そうしたことに ついてはさらに考究をいたしたいというふうに思ひ ます。

○岡本委員 私は、ただ静かにしておいて、そう して死ぬのを待つというふうなことでなくして、 やはりこの治療法も研究し、そうして進んでく りました人たちの救済あるいはまた、そういうた 治療——これは報道によりますと、いろいろ治療方法 もあるらしい。さらに、今日科学も進んでい るわけですから、治療法も考えていく。年いっ おるからもう死んでもいいというふうな考え方はい けない。大臣も余りよくと年は変わらぬわけです よね。あなたぐらゐりよまだ若い人がたくさんい るわけです。ですから、こういった病気で苦しんで おる人たちに對しては、あなた、こういうことが あつたんじゃないか、だからこういうところを氣 をつけてやっつけていかなければならぬぞ、またこ ういうようにしなければならぬというふうな、積極 的な救済方法が大事だと私は思うのです。政治的 に考へて、黙って知らぬ顔して抑えていくとい うような考え方は今日はいかない時代だと私は思 うのです。大臣、いまの答弁がちょっととまずか

たのであればもう一度。
○田中國務大臣 医学的な問題については医務局 長から答弁をさせます。

私は、ほうつておいて死ぬのを待つておるとい うことじゃないのですよ。戦傷病者援護法、それ から恩給法によるところの国の措置については、 こうした方々に対して十分の措置をとるのだとい うことではございまして、何も問題をひた隠しに隠 しておいたりあるいは死ぬのを待つておるとい う、 そんな不見識な考えは持つていないのです。そう いう不幸なことになつた人についてはできるだけ 積極的になんかどうを見るようにしようじゃない か、ことにこの問題が浮き彫りにされた以上はそ うしていかうじゃないか、こういうことでありま す。こうしたトトロラストを受けた人に対して、 何か医学上のいろいろなテークアができるとい うならば、それも結構だろと思ひます。研究は いたします。しかし、的確な方法があるかどうか、 私の乏しい知識ではわかりませんが、もしこれが どんびしやりというふうな確な方法がないとき に一体どう考へたらいいか、この辺は非常に複雑 な問題があるということをおし上げたわけであり ます。研究はいたします。

なお、医学上の問題については医務局長から答 弁をいたさせます。
○石丸政府委員 ただいま大臣からお答えになり ましたうち、研究費の問題について私から御説明 申し上げたいと思ひます。

このトトロラストの影響に關します調査につき ましては、先ほど先生御指摘のように、WHOの 方との関連もございまして、われわれの方といた しまして昭和四十九年度に名古屋大学の高橋教 授、それから五十年におきましては神奈川県立 衛生短期大学の森教授に對しまして、二百五十万 円の研究助成金を出したわけでございます。さら に、先ほど御説明申し上げましたように、本物質 が放射線物質という特殊な物質でございますの で、今後の研究の問題といたしましては、科学技 術庁等とも連絡をとりまして、特調費等さらに

研究を強力に進めてまいる所存でございます。
○岡本委員 大臣、幸いに、これは今後原子力発 電やいろいろなことが出てくるわけですね。です から、こういった問題で研究をし、こういうた人 たちを救済できるような治療方法、こういうもの も開発しておく、これは私は大事だと思ひます。 同時にわかつた者を救済するということでありま すけれども、積極的に、こういうた人たちはこ うだ、それから若干カルテがなくてもやはり法的 な処置をしてあげる、これをひとつ要請をしてお きます。

次に、いま申しました中で、戦傷病者あるいは 戦没者遺族等の援護法に對して、遺族の方々から いろいろの申請が出ておると思うのですが、認定 された分と認定されなかつたその割合はどのくら いになつておるのか、ひとつ援護局の方でわかる はずです。

○山高政府委員 例を障害年金にとつて申し上げ ますと、いままでの類型で申し上げますと初度申 請、初めて申請が出てきた件数が六万六千四百二 十三件で、そのうち認定されたものが六万三千百六 十二件、却下が五千五百七十四件であります。
○岡本委員 そこで、大体一割ほどの人たちが認 定をされておらないのでありますけれども、時間 がありませぬからあれですが、書類の不備とい う ことが非常に多いのであります。そこで、たとえはこ れは一つの例でありますけれども、淡路島に住む 押健一さん、この方は、昭和十八年の二月二十日、 川崎航空機にいて、微用工として入社中事故に遭 いて、頭蓋底骨折を受け、その後も後遺症に悩ま されておる。それで申請をしたのですけれども、当 時の診断書がなくなつておる。昭和十八年とい いますから大分前のことでもありますけれども、ち ょと日本に初めて空襲があつたころですね。こ う いった場合に当時の診断書がないということにな ると、今度新しく診断してもらつても、その因果 関係、後遺症であつても因果関係といふものはな かなかほかの医者ではこれは立証してくれない。 こ ういう場合とどういふように救済をしていくの

か、ひとつ検討をしていただきたいと思ひます。 が、いかがですか。
○山高政府委員 この押健一さんのケースにつき ましては存じませんが、一般的に申し上げます、 受傷当時の診断書が必要でございますが、それ に かわるべきその他の資料、たとえば病棟日誌とか 患者名簿とかいろいろの資料がございます。そ う いうものをあわせて総合的に検討して裁定をする ようにいたしております。

○岡本委員 これは川崎の診療所らしいのです が、その診療所も恐らくもうないと思ひます。 会社も變つておりますし。ですから、当時一緒に 働いておつた人たち、あるいはまた当時の会社の 在籍証明、こういうたものでやはり私は検討をし ていただきたい。これが一つ。
それからもう一つは、これは尼崎市に住む一婦 人の例でありますけれども、この方がお一人で住 んでいるところに、ちょうど家がなくて二階を借 りたというところによつて、市役所ではこれはもう結 婚したんだというふうな考へ方から間違つて住民 票に妻と書いてしまつたといふことで、戦没者等 の妻に對する特別給付金を請求したけれども認定 されずに、二年以上も調査という名目でたな上げ されておる。その前にこの方はすでに恩給をも らつておつたわけですから、このことについて、市 役所の方からこれは間違ひだつたんだ、同居人 だつたんだという証明が出ておるはずなんです が、これもひとつ御検討をお願いしたいと思ひま す。いかがですか。

○山高政府委員 ただいまのケースは非常に複雑 なケースのようでございますので、個別のケース について一般論でお答えしますと間違ひ可能性が ございますので、後ほどその方のお名前を伺つて 調査させていただきますと思ひます。

○岡本委員 これは一つの例でありますけれど も、今後もういふ面、調査という名目で一 年も二年もそのまま置いておるというふうなこと で、じゃ本當に調査しているのかと思へばなかな かそうではないといふことで、私はもう少し認定

に当たってはスピードアップをひとつ要求しておきたいと思うのです。そしてきょうの質問は終わります。

○熊谷委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○熊谷委員長 これより本案を討論に付するのではありませんが、別に申し出もありませんので、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

○熊谷委員長 この際、住栄作君、枝村要作君、石母田達君、大橋敏雄君及び小宮武喜君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○住委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表いたします。本動議について御説明を申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項につき、格闘の努力を払うべきである。

一 警防団員等に対する援護法上の取扱いは、戦後相当期間経過していることにかんがみ、その認定方法等について弾力的に運用するよう配慮すること。

一 最近の急激な物価の上昇及び国民の生活水準の著しい向上にみあつて、援護の水準を更に引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに手続等の簡素化を図ること。

一 戦傷病者に対する障害年金等の処遇及び原爆症等内科的疾患の認定基準については、更にその改善に努めること。

一 対馬丸遭難児童の遺族の援護についてなお検討を行うこと。

一 生存未帰還者の調査については、更に関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。

一 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図ること。

○熊谷委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○熊谷委員長 起立総員。よって、本案については住栄作君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められております。田中厚生大臣。
○田中厚生大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○熊谷委員長 次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○森井委員 きょうは、先ほどの遺族援護法に続きまして二回目のパツターになったわけでございますが、申し上げましたように、会期末でございますので、きわめて時間が限られております。本来ですと、私ども四野党は参議院に被爆者援護法を議員立法として提案しておる立場でございますから、本委員会におきましてもかなり時間をかけて被爆者問題全般について議論をしたところでございまして、先ほど申し上げましたように、会期末という特殊性にかんがみまして、はじょうてごく簡単に御質問を申し上げます。御了解いただきたいと思ひます。

【委員長退席、住委員長代理着席】
そこで、まず最初に、質問に先立ちまして厚生大臣にお伺いしたいわけであります。五月三日は憲法記念日でございますが、政府主催の祝賀会が憲法記念館で行われましたことは大臣御承知のとおりでございます。しかし、その二百メートルそばで、自民党の皆さんを中心といたしまして、政府主催の憲法集会糾弾集会というものが開かれました。私は、このこと自体につきましてもきわめて遺憾だと思ひますが、特に問題にしたいのは、その集会におきまして源田実参議院議員がきわめてゆゆしい発言をしておるわけでございます。速記録がありせんから、私どもの選挙区の五月四日付の読売新聞で申し上げるわけでございますが、源田参議院議員は、読売新聞の報道によりますと、この政府主催の憲法集会の糾弾国民大会におきまして、「原爆の一つや二つ、三つや四つ落ちても戦は何百年も続いただろ。それが陛下のお言葉で一遍に終戦となつた。本人の趣旨は占領憲法を破壊せよ」というところであつたようでございまして、申し上げましたように、原爆の一つや二つ、三つや、四つ落ちたところで云々というくだ

りにつきましては、被爆者や、平和を願う日本国民の感情を逆なでにするきわめて不穏当な発言であると私は思ひます。なかんずく、衆議院におきましてはついでに核拡散防止条約を附帯決議をつけて通過させたばかりであります。しかも、この中には明確に非核三原則というものが盛り込まれておるわけであります。私はここで伺ひたいのであります。自民党の閣僚として、また被爆者問題を扱われます主管官庁大臣として、一体この源田発言をどのように考えていらつしやるか、まず伺ひたいと思ひます。

○田中厚生大臣 与党議員である源田氏がどういふ趣旨でどういふ発言をしたか、私はつまびらかにいたしません。しかし、憲法九十九条に書かれておるとおり、国務大臣、国会議員その他、憲法を擁護する義務を負つておるわけでございまして、こうした趣旨で、私は憲法を尊重し、これにのつて行政をとり行つておるわけであります。私どもは、政府の方針として非核三原則を堅持いたし、また平和を希求いたし、人道に反する行為は、仮に戦争であつてもこれは許されぬというところでわれわれは国政に対処しておるわけでございまして、政府はそういう方針であります。わが党の一議員がどういふ御趣旨でどういふ発言をいたしたか、これは私、いま詳しく存じておりませんので、ここで軽率にあれこれ論評することは差し控えさせていただきます。

○森井委員 速記録はございませぬけれども、少なくとも読売新聞というわが国の大新聞社の一つが報道しておるわけでございます。もしあの発言が許されるなら、厚生省とされましても、今日まで長い間かけて被爆者援護の問題に取り組んでこられたという立場からすれば、私はきわめて憤りの多いことだと思ひます。論評を差し控えたいということでございますが、厚生大臣として、事実をお調べになつた上で問題を処置される御意思があるのかどうか。私はきわめて毅然としない。いまこつこつに政府提出の原爆関係の法案を審議するに際して、きわめて胸に

【報告書は附録に掲載】

つかえるものを感じますので、ぜひとも厚生大臣の責任において御調査の上、もしあの発言が事実とすれば、厚生大臣の置かれておる党内あるいは閣僚の地位の許す範囲内において適当な措置をとっていただきたい、こういうふうに思うわけですが、いかがですか。

○田中事務大臣 こうした一議員の発言を調べるとのが一体私の仕事であるかどうか、これはまあいろいろ議論があるところだろうと思います。しかし、私も原爆被爆者対策の一翼を担っている以上、原子爆弾の問題については問題のある発言があると思えば、これはやはり注目をしなければならぬと思えます。

ただ、森井さん、新聞の報道というものについては、私も経験がございます。私も閣僚ですからときどき記者会見をいたします。各紙に出るときには記者会見のような形でやるのですが、それでもときどき自分の真意とニュアンスの違つたものが出る場合があります。非常に困るのでございませぬが、一紙だけに出た場合には特にそういうことが間々あつたわけでございます。決して源田氏のために私は弁護するわけじゃございませんが、私の経験から申して、したがってよく調べてみなければならぬ、こういうことでございませぬので、ひとつよくその点については党の方と相談をいたしまして、与党の方に、よく事情等を聞かせていただきたいということはお約束いたします。

○森井委員 時間が限られておりますのでこの問題はこれ以上申しませぬけれども、同じ政治家同士として、源田実参議院議員とも、できれば厚生大臣ひざ詰めでも話をされて、発言の中身についてぜひとも明らかにされると同時に、重大な反省を求められる、そういう行動にお出になるように強く要求しておきます。

さて、今度の改正案でございますが、公衆衛生局長、目玉というか、たとえば昨年は保健手当を新設をされましたけれども、ことはそういう意味で一体どういうふうな受け取つたらいいのか。改正案の目玉と申してはなんでありますか、お考

えを承つておきたいと思つたのです。

○佐分利政府委員 御指摘のように、昨年の保健手当のような大きな目玉というものは本年度の予算においてはございませんけれども、ただ、たとえば広島市の原爆病院の改築費三億二千万円の補助、また広島、長崎の原爆病院の二億六千万円の運営費の補助、こういったものは、ほかの制度と比較いたしますときわめて画期的な補助金であると考えております。また、じみではございませぬけれども、手当の額の引き上げもやっておりますし、葬祭料の引き上げもやっております。また所得制限も、できるだけ所得制限を受ける方が少なくなるように、たとえば普通の手当で申しますと、従来前年の所得税額が十一万七千五百円であつたものを十八万三千八百円にするというような改善をいたしました。これは所得で申しますと二百九十六万円であつたものを約四百万円にしたというように、いろいろなところをいろいろな制度の改善を図つております。そういう関係から、本年度の原爆対策費の総額も三百六十九億というふうに約百十五億、伸び率にいたしますと四五%増額額されているわけでございます。

○森井委員 厚生省は私どもから言えはばまだ非常に歯がゆいのであります。先ほど申し上げましたように保健手当の新設をなさいました。また、健康管理手当の年齢制限の撤廃等も行われました。そう申してはなんでありますか、年々若干ずつでも厚生省の前向きな姿勢が予算なりあるいは法案なりにあらわれてきておつたわけでありませぬが、残念ながら、ことし期待をしておりましたのにそれができない。そういったし、もう現行二法の枠では、厚生省としてこの点を改善したいというふうなところはありますか。

○佐分利政府委員 やはり、制度の改善の基本になりますものは、手当てとか葬祭料の大幅な引き上げでございます。また、所得制限につきましても、この制度の性格、他の制度との均衡の関係から撤廃することは困難と思つておりますが、大幅な所得制限の緩和をしていきたいと思つております。そ

のほか、関連施設の問題でございますけれども、原爆病院あるいは養護老人ホームに対する国の助成についても、今後さらに改善をしていかなければならないと思つております。

なお、先ほどお答えいたしました中で、広島、長崎の原爆病院の運営費補助金二千六百万円を二億六千万円と申したものでございませぬが、一けた間違つておりますので御訂正いただきたいと思つております。

○森井委員 厚生省は、いま所得制限の撤廃の問題について考え方がありましたが、本来は所得制限を撤廃したいんでしよう。昭和五十年度も五十年年度も、大蔵省に予算要求をしていらつしやるべきには所得制限の撤廃という項目で大蔵と折衝していらつしやる。また厚生省の原案は所得制限の撤廃という態度が決定しておる。ただ大蔵省の関係があるから、結局査定をされて、一部まだ制限がついておるといふことだといふふうには私が見ておる。その点どうですか。

○佐分利政府委員 実は毎年所得制限撤廃という予算要求をいたしておりました。しかし、最近の財政状況等諸般の行財政の事情から考えますと、原爆二法の制度の性格からいたしまして、所得制限を完全に撤廃してしまふということは問題があるのではないかと申すわけでございませぬ。強いて申しますと、各種手当のうち認定患者に参ります特別手当とか医療手当だとか、そういうものについては所得制限を撤廃したかどうかという議論が残るわけでございますが、その際も、現在の二法は決して国家補償の精神に基づく援護法ではございませぬので、たとえば三井、三菱のように非常に多くの所得や財産のある方には御遠慮を願つて、いろいろの筋ではなからうかと考えるわけでございませぬ。

○森井委員 三井、三菱と、極端な議論を出さなくてもいいと思つたのですが、これは議論が長くなりませぬが、国際法違反のあの原爆投下、そして対米請求権を放棄した政府の立場からすれば、やはり国家補償の精神に基づくもろの補償をし

なければならぬ、所得制限というのはあつてはならない、こういうふうに感じていることを申し上げておきたいと思つたのです。将来にわたつてもこの所得制限の撤廃の問題については、いま公衆衛生局長は妙なことをおつしやいましたけれども、私もあなた方が大蔵省に要求をされた五十年年度の予算要求の原案についてはお見せをいたしました。いま持つておりますけれども、所得制限の撤廃というところで要求していらつしやるわけですから、まさか心にもないことを要求していらつしやるとは思へない。したがって、一層所得制限の撤廃について御努力を願いたいと思つた。

それから、現行二法の中でまだできる問題として、私は先ほど保健手当の問題を申し上げましたけれども、たとえば医療手当の支給範囲の拡大というふうなことはできないものだろうか。御案内のとおり、現在の医療手当というのは通院や入院をしていらつしやる被爆者の皆さんに差し上げるものでありますけれども、これはもう認定患者に限られておるわけですね。しかし、被爆者全般について申し上げますと、現にお医者さんにかかつていない人でなければ医療手当というものは出さな

いわけですが、被爆者のことをよく考えてみますと、たとえば第一に治療能力が非常に劣つていて、回復が一般の人よりも遅い、さらにまた、最近御案内のとおり被爆者の中に老人が非常に多く、もう認定制度だけではだめになつておるわけですから、そういう点から考えますと、被爆者の方で病気がかかつていらつしやる皆さんに、やはり医療手当というものを支給すべきじゃないか、認定患者に限るといふのは間違ひではないか、私は、こういうふうに思つておるけれども、この点、改善の御意思はないのか、御検討の御意思はないのか、お伺いをしたい。

○佐分利政府委員 医療手当を健康管理手当受給者等に差し上げるといふことは、現在全く考えておりませぬ。医療手当に当たるようなものが、当の障害を有する、疾病を持つ方々に対する健康管理手当ではないかと思つてございませぬ、そ

の健康管理手当がまだ低額過ぎるというのであれば、その手当をだんだんと引き上げていけばよろしいのではないかと考えております。

○森井委員 被爆者手帳を持ってお医者さんにかかっている方は、先ほど言いましたように、治療能力が非常に遅い方々なんです。また加齢現象もあるでしょう。そうしますと、昨年思い切った保健手当を新設されて、従来の医療法の考え方からすれば、当面健康な人にも手当が出るようになったわけでありまして、そういった点に着目をしていまして、医療手当の支給範囲についてもぜひとも再検討を願いたい。再度お考えを承っておきたい。これは新しい課題として厚生省はせめて検討される必要があるというふうに考えるわけです。

○佐分利政府委員 先生のように、医療手当を特別手当以外の手当の受給者に支給したらどうかという御意見もございしますが、一方においては、現在の原爆特別措置法は手当の教等が多過ぎるのじゃないか、統合したらどうかという御意見もあるわけでございます。要するに、そのような問題が起ってまいりますのは、現在のそれぞれの手当の額が低いから、そういう問題が起ってくるのじゃないかと思うのでございまして、この際、医療手当を認定患者以外の手当受給者にお払いするというような考えはございませ

○森井委員 この問題は、きょうは時間の関係からとて議論できませんので、改めて別の機会にじっくり話し合いたいと思っております。保健手当の問題についてお伺いをしたいわけでありまして、これは一年たちまして、現在何名くらい保健手当を受給しているのですか。

○佐分利政府委員 ただいま手元に資料を持ち合わせておりませんが、おおよそ四万三千人程度に支給していると思えます。

○森井委員 私は、昨年保健手当が新設をされましたときにも、例に引いたのでありますが、これは壁にきり穴をあけたような状態で、やがて保

健手当がもとになりまして手当を支給される皆さんがだんだんふえてくるのではないかと。もうおやめになりましたが、広島原爆病院の重藤院長は、在任中にこういうことを私どもに話しておられます。被爆者は平常の健康体の人の二倍の栄養を必要とする、しかも平常人の三分の二の労働にしかたえられない、これは、長い間被爆者を治療してこられた重藤さんの貴重な言葉だろと私は思っております。そういった被爆者に対して今回、先ほどの報告によりまして四万三千人、これは予算上の金額じゃないかと思うわけですが、実際にそうだとすれば、三十数万の被爆者の中で二キロ以内におられた四万人をこそこの方々に手当を差し上げる、これでは残りの被爆者に対しては、まさに分断差別をされたとしたか私には思えない。現に昨年の参考人の意見聴取でも、広島、長崎の被爆者の皆さんから、そのことは出されておりました。したがって、保健手当は、昨年の社会労働委員会でも議論をいたしましたように、二十五レムで切つていってしまいたければ、一体これでいいのだからどうかだろうか、非常に大きな疑問が投げかけられたことは、御承知のとおりであります。

この二十五レムというのは、もともと無理なんです。ICRPのいわゆる許容基準——放射線に許容限度というのはいずれも許容基準です。白血球と放射線を浴びた量とは正比例をする、そういう点からすれば、閾値は全くないわけでありまして、たとえ微量の放射線を受けた人でも、必ず何らかの障害が出てくる、こういう観点から考えますと、二十五レムというのが、いかに大きな数字であるか。御案内のとおり、一般人の許容限度というのは〇・五レムなんです。職業人でその十倍の五レムという形になっておるわけでしょう。二十五レムというのは、職業人が緊急時に立ち入るその限度なんです。したがって、二十五レムで基準を出していらつしやいますけれども、これは予算上の制約等がある、とりあえず二十五レムで切つたわけ、広島、長崎、二キ

ロで切つたわけでありましてけれども、本来、これは壁にあけたきりの穴なんだ。やがてそれをだんだん大きくしていく努力が厚生省になければならない。あなた方も、二十五レムでは無理だということ、もう重々承知のはずなんです。この二十五レムというICRPの基準について、もう一度厚生省の認識をお聞かせ願いたい。

○佐分利政府委員 二十五レムについてお答えいたします前に、保健手当の対象人員でございしますが、現在御審議願っております予算案では、約六万五千人を予定しております。昨年の十月から始まった新しい制度でございまして、いろいろPRに努力をいたしても、申請がそれほどたくさん出てこないという問題があるわけでございます。そういう関係で初年度五十年度は四万三千人、二年度は六万五千人を予定しております。

なお、広島、長崎で二キロ以内で被爆なさってまだ生存なさつていらつしやる方は、九万一、二千人ではないかと思っておりますが、多くの方々が特別手当や健康管理手当をすでにおもらいになっておられますので、そういった方々を除きますと、せいぜい七万人程度の方が保健手当の対象になるのでございまして、これも制度がまだ新しいのでございまして、初めから一〇〇%というわけにはいかないということ、六万五千人分予算を組んでおられるわけでございます。

次に、二十五レムの問題でございますが、これは、はつきり申しますと、先生の御議論と私どもの制度の考え方と、デメンションが違つたわけでございます。たとえば現在の一般人に対する許容限度〇・五レムと申しますのは、これは一般人の一生の許容線量でございます。少なくとも三十年以上の許容線量としてつくられているものでございまして、ところが、私どもが基本的な方針として採用しております二十五レムは、ただ一回の被爆の場合の最大許容線量でございますので、そのあたりがもうすでに出発点が違つたわけでございます。

そこで、昨年の第七十五通常国会でお答えいたしましたように、この二十五レムの基本的な基準に基づきましては、国際放射線防護委員会の勧告にも出るようございまして、その勧告を見た上で、そういった一生のうち一回の被爆の許容線量というふうなものの変つてくるならば、その際、私どもの方も再検討をいたしたいと思います。そのことを申し上げたわけでございますけれども、来年の初めぐらいには新しい勧告も出てくるようございまして、それをよく拝見をしたいと思います。

なお、保健手当の制度を考えるときに、ただいまの二十五レムを基本的な基準として採用したのございまして、制度といたしましては、昭和十五年の特別被爆者の制度になつて、爆心地から二キロで線引きをいたしましたので、広島の場合には四・四レム、長崎の場合が四・二レムとなつておられるわけでございます。

○森井委員 最初のくだりの〇・五レムの問題ですけれども、これはICRPがはじいた積算の根拠についてはお認めになるわけでしょう。一世代五レム、一世代というのは三十年で計算をしているわけですから、そうしますと、これは〇・五レムということじゃなくて、むしろアメリカが一九七〇年に決めたように、〇・一七レムになるんですよ。五レムを三十年間、一世代で割りますと〇・一七レムが正しい。しかし、これはアメリカで特別に決めたわけで、ICRPの基準は御案内のとおり〇・五レム。しかし、〇・五レムどころか、アメリカの資料によりまして、〇・一七レムでもやはり白血球、がん、そういったものがかなりふえるという具体的な指摘がされておられます。時間の関係で多くは申し上げませんけれども、放射能には、何回も言いましたように閾値はない。ましてや世界の常識として、二十五レムという大きな数字で、それ以下の人は放射線を浴びても、その影響はないだろう。逆に言えば、二十五レムで切つていらつしやるということは、直接被曝で

二十五レム以下については、そう影響ないだろう、
こういう発想で物を考えていらっしやるわけですか、それが一つ。

○佐分利政府委員 ただ一回放射線を浴びました
場合には、やはり二十五レム以上でないといふ心身の
障害はあらわれないであろうといふのが、現在の
医学の定説でございます。また、臨床的にもその
ような経験しか持っていないわけでございます。
そういう意味で、ただ一回の被曝のいわゆる許容
線量と申しますか危険線量と申しますか、そう
いったものは二十五レムが基準になっているとい
うことでございます。

○森井委員 それじゃ公衆衛生局長、あなた二十
五レム浴びてみますか。私は、大変なことと思
うんですよ。赤ちゃんがお母さんの胎内にあると
きに、エックス線をかけても白血病になる子供が
多い。ある資料によりますと、胎内にいるときに
レントゲンをかけただけで、かけない子供よりも
八倍白血病になる子供が多いという資料がアメ
リカで出されている。私は、厚生省が放射能に対
して、そういうふうな非常に安易なと申しますか、
きわめて不用心な発言をなさることに本当に大
きな抵抗を感じるわけです。

お伺いしますが、先ほどおっしゃいましたが、
今度の二十五レムというのは、ABCの資料を
とった。広島一七キロ、長崎二キロということ
で、いずれにいたしましても、二キロということ
になされた、こういう御説明ですね。これは、資
料によりますと、誤差が三〇%あるということに
ついてはお認めになりますか。

○佐分利政府委員 誤差が三〇%と申しますの
は、一九七五年のTR1-57の資料が三〇%で
ございますが、一九六五年の第二次推定資料TR
1-68、これは六八年に発表したから68になっ
ておりますが、そちらの新しい推計は、おおむね
一〇%強の誤差になっております。

○森井委員 誤差については、いまあなたが言
われた資料と私が持っている資料と違うのでし
ょうけれども、そのほかの数字については変わっ
てお

りませんか。
○佐分利政府委員 その後TR12-71という資料
が出ておりました、これが中性子の新しい推定線
量を出しておりますが、現在私どもが行政的に
使っておりますのは、全部最も新しい数字を根拠
にして計算しております。

○森井委員 それじゃ私が持っているものがど
れなのか、これはあなたの方から得た資料なん
で、ちょっと確認をしてくださいますか。私が持
っている資料は、いま公衆衛生局長が御説明にな
りましたもの一番新しいものであるということが確
認をされました。これによると平均誤差は、や
はりプラスマイナス三〇%と書いてある。この
点いかに。それが一つ。それからもう一つは、一
中性子線はガンマ線に直すと一体幾らか、これ
はどういうふうにお考えですか。

○佐分利政府委員 その資料には確かに備考に
三〇%と書いてございますが、これは先ほど申し
上げましたいわゆる中性子線の推定線量の場合
と、それから中性子線以外の、主としてガンマ
線の推定線量と二つございまして、それぞれ誤
差が違っております。私がおおむね一〇%強と
申し上げたのは、その中性子線以外の推定線量
の誤差でございますから、その資料の備考に若
干の不備があると考えております。

それから、平たく申しますと、中性子線のガ
ンマ線への換算値であります。RBEと申して
おりますが、これは五倍、中性子線を五倍に
ガンマ線に換算するというのが、現在の定説で
ございます。御案内のように、中性子にもエ
ネルギーの大きいもの、小さいものござい
まして、それによつて換算値が変わってくる
わけでございますが、広島、長崎の実測値
から考えますと、五として計算するのが一番
正しいとされております。

○森井委員 どこから出たのか知れませんが、
中性子線はガンマ線に直すと大体五倍、こ
ういふふうにあなた方はいまの説明でも言
われておりますけれども、少なくとも十倍から
十五倍というものが、私の知っています学
者に聞いた範囲では全部

そういう答えが返ってくる。あなたは定説だ
とおっしゃいましたが、どうも信用したい。こ
れを二中性子線を五ガンマ線と見るか、ある
いは十五と見るか、大分違いが出てくるわけ
ですね。ですから、この点はここで議論して
おきたいと思つて、私も宿題として残して
おきたいと思つて、もし中性子線とガンマ線
の計算の違ひで、私が申し上げましたように、
十倍なり十五倍に見るべきだということにな
れば、やはり二十五レムの計算が根本的に
変わってくるわけですから、定説とおし
ゃいしましたけれども、これは、まことに申し
わけありませんが、信用できません。したが
つて、中性子線の換算については、これか
らでも議論を進めていきたいと思つていま
まで、きょうはこの程度にはしらせていた
だきたいと思つております。

そこで公衆衛生局長、私は、いまここに「原
爆医療必携」というのを持っています。厚生
省公衆衛生局企画課の発行で、昭和三十
七年十一月、これを見ておられます。私は、
厚生省の考え方というものがほほ出てきて
おられると思う。この「原爆医療必携」
の中で、たとえば「原子爆弾被爆者健康
診断実施要領」というのがあります。これは
「昭和三十三年八月十三日衛発第七百二十
七号」各都道府県知事、広島長崎市長、
厚生省公衆衛生局長通知「三十七年発行
のものです。いま申し上げましたように、
通達は三十三年のもので、これは文字ど
おり「健康診断実施要領」であります。こ
れは「この要領は、原子爆弾被爆者の医療
等に関する法律に基き、被爆者の健康診断
を行うに当たつて考慮すべき事項を定め
たものである。」となつておられて、被爆
者に対する厚生省の認識も明らかにされ
ております。

こういふふう書いてあります。十五ページ
あります。被爆者のうちには、原子爆弾に
よる熱線又は爆風により熱傷又は外傷を
受けた者及び放射能の影響により急性
又は亜急性の造血機能障害等を出
現した者の外に、その当時の話であり
ますから、「被爆後十年以上を経過した
今日、いまだ

に原子爆弾後障害症といふべき症状を呈
する者がある状態である。特に、この種
疾病には被爆時の影響が慢性化して引
き続き身体に異常を認めるものと、一
見良好な健康状態にあるかにみえなが
ら、被爆による影響が潜在し、突然造
血機能障害等の疾病を出現するものと
があり、被爆者の一部には絶えず疾
病発生不安におびえるものもみられ
る。」これは三十七年でありま
すけれども、私は、厚生省がその当時、
被爆者の実態を非常に的確にとらえて
いらつしやると思つております。私の認
識では、いまこの言葉はすいぶん後に
下がっておりますけれども、これを
見ますと、その中に被爆距離の問題が
うたつてあるのです。十七ページであ
りますが、このところは非常に興味ござ
います。被爆距離は「被爆した場所の
爆心地からの距離が二キロメートル以
内のときは高度の、二キロメートルから
四キロメートル以上のときは軽度の放
射能を受けたと考えてさしつかえない。
もう一度言いますと「二キロメートル
以内のときは高度の、二キロメートル
から四キロメートルのときは中等度の」
障害を受けたものとみなしてよろしい、
こういうことなんです。

〔任委員長代理退席、委員長着席〕
厚生省の通達です。いまの保健手当の
基礎になつております二十五レム、二
キロというものと私は非常に大きな
矛盾があるように思つておられる
点どうですか。
○佐分利政府委員 この「健康診断
実施要領」を出したときは、先ほど
お話しいたしました第一次の放射能の
推計値しかわからなかつたときのも
のでございますから、その後新しい
推計値が出てまいりました現在にお
いては、やはりこういった技術的な部
分は考え直さなければいけないので
はないかと思つて、したがつて、新
しい推計値が申しますと、たと
えば原爆の直接放射線でございます
が、広島の場合には三キロになると
〇・〇一レムぐらゐになつてしま
います。長崎の場合が四・四レムぐ
らゐになつてしまつてござい

すから、やはりこの考え方は、新しい推計値その他に基づいて若干書き直さないといけないのではないかと考えます。

○森井委員 本場に時間がなくてこの議論はすれ違いに終わってしまいそうで、大変遺憾でありますけれども、厚生省の昭和三十七年当時の、あるいは昭和三十三年当時の考え方がいみじくも出ておるわけでありまして、私は、放射能という、たとえ微量でも影響を受けるという点から見れば、やはり二十五レムにこだわられるというのは、きわめて問題があると思えますし、そしてまた、残留放射能による影響、あるいは核分裂生成物、いわゆるアルファ線、ベータ線を混入している井戸水を飲んだり、ほこりを吸ったり、そういう体内照射の問題が依然として残っておるわけですから、時間があるから申し上げられないわけでありまして、二十五レムは、これはいわゆる成人の基準なんです。胎児はその百倍と言われておられます。あるいは百五十倍とも言われておるわけですが、一律に二十五レムを切るということについては、私は、大きな問題があると思うわけです。ですから、保健手当の改善につきましても、これから鋭意御努力をいたしておきたいと思っております。

時間がありませんから最後に一つだけお伺いしますが、四月の九日、原水禁や総評、被爆連の代表の皆さんが、厚生省で川野辺政務次官と被爆者援護の問題について話し合いをいたしました。そのときに明らかにしたのは、被爆者の皆さんと現地に赴いて、いろいろ話を聞いたり、あるいはまた実態を調査したり、そういうことをしたらどうかということに対して、それをお認めになりました。しかも、これは期限がついておりまして、八月六日までには現地に行きたい、こういうふうな私どもも、そばにおりまして理解をしたわけでありまして、これはいつ、どういう方法で具体的に実現をなさるのか、お伺いしたいと思います。

○佐分利政府委員 広島の実地に参りまして、被爆者と原爆対策、原爆問題について御懇談する件

につきましましては、昨年、山下政務次官が原水禁の方々にお会いしたときには、やはり大臣、政務次官はお忙しいので、私が参りまして、現地でいろいろ原水禁の方々と御懇談しようということになっておりましたが、四月九日の川野辺政務次官のときには、その点、いま先生からお話があったように、政務次官がいらつしやるというふうには、まだはっきりはしてないわけでございますが、だれかが必ず行つて、原爆記念日、慰霊祭の前に現地でお話し合いをしましょう、こういうことになっておるわけでございます。

そこで、今後の段取りでございますが、昨年、原水禁にお会いしたときにも申し上げたのでございますが、六月の中ごろに放射線影響研究所の理事会がございまして、そのときに私が広島に参りますので、その前後に現地で原水禁の方々を中心にして御懇談しようとして昨年申し上げたわけでございますが、現時点におきましては、国会の情勢等からまだはっきりお約束はできませんけれども、一応同じように来月の中旬ごろ私が広島に行つて、そのような懇談の機会を持ちたいというように考えております。

○森井委員 終わります。

○熊谷委員長 次に、中村重光君。

○中村(重)委員 いまの森井委員の質問に対して、現地に行つて被爆者と懇談をするというの、広島、長崎ともにおやりになるという御方針ですか。

○佐分利政府委員 ただいま森井委員からお話のございました件は、広島、原水禁の方々が昨年、ことし二回にわたつてお見えになったときのお話し合いでございます。また長崎の方にはお会いをしていないのでございます。したがって、長崎の方からも御要望があれば、それは広島にだけ行くというわけにはまいりませんので、十分その実現方について考慮をしたいと考えております。

○中村(重)委員 認定患者の問題について、認定患者の申請に対する改善についてお尋ねをしますが、最近、認定申請が却下される例が非常に

多いわけですね。当初は認定申請をいたしますと、ほとんど認定をされておったわけですが、最近の状況ですと、四十八年が申請に対して六〇・一五％、四十九年が四二・五〇％、五十年が三〇・五五％、十人の申請に対して三人程度しか認められない、こういうことなんですか、この認定の状況はどうなっているのか、まず、その点についてお聞かせ願いたいと思ひます。

○佐分利政府委員 被爆者の認定制度は、昭和三十一年度から始まつておりますが、それ以後現在までの総数では、約九千人の申請に対して七千二百人の承認を与えておりますので、八四％程度の承認率になっております。ただ、ただいま御指摘ございましたように、最近はやや認定率が下がつておりました。昨年の法案御審議のときには、これまでの総数が八五・二％であつたものが、総計としても八四％に下がつてきたわけでございますが、特に最近はやや認定率だといふふうになってまいりました。これは被爆後三十年を経過しておりますので、やはり事実の証明が非常にむずかしくなつてきているというのが第一の理由でございます。それから第二の理由は、昨年来たびたびお答えしておりますように、独特の原爆症といふものがないわけでございます。結局、普通の病気が原爆の放射線を浴びたためによく起こつてくるようだと、治りにくいようだと、いろいろなところから議論が始まりますので、医学的な判断そのものも非常にむずかしいわけでございます。そういう関係から、最近はやや書類不備で差し戻しをするようなケースもふえておりますし、また最終的に認定率といふものを見れば、だんだん下がつて、年間では三〇％ぐらいになるといふようになってきたわけでございますが、私どももいたしましては、原爆医療審議会の特別な御協力を得まして、いまでもできるだけ原爆症の患者と認定できる者は認定をするという基本方針で臨んでおります。

○中村(重)委員 いまのお答えは、内部疾患という場合にはわかるのです。確かに三十年たちますと、事実の認定といふものは非常にむずかしい。原爆症がないということについては抵抗を感じますけれども、なかなかむずかしくなつたということとは、考えられないではないか。ところが外傷の場合は、この二つとも当てはまらないですね。事実の認定といふのは、ケロイドである、あるいはガラスの破片が入つているとかいうようなことは、事実はずぐわかるわけですね。それから原爆症といふことは、これは外傷の場合には、熱線とか爆風とかいうような関係というのがありますが、明らかにわかるわけですね。問題は、当初は外傷の場合もさほど厳しくなかつたんですけど、最近はやや厳しくなつて、レントゲンに撮りますと、ガラスが全身に入つていて、それを一々ガラスを取り出す手術をしろという要求をする。それからケロイドであるとか、あるいは傷を受けて口がよく開かないとかいう不自由さ、ところがそれなりに固定している。不自由であつても、がまんするんですよ。ところが、それを手術しろと、こう要求するんだ。それからガラスも、全身を手術してガラスを全部出してしまえ、その手術を終わらなければ、認定の申請をしても却下をされると、こう言うわけだ。おっしゃるように、三十年たつた、一応固定している、不自由はあるけれども、手術をして治るか治らぬかわからないわけだ。もとの状態になるかわからない。指示のとおり手術をしたら、それじゃ認めるといふのであるならば、それは痛いのをがまんしてやるでしょう。あるいはガラスでも、あつちこつち切り刻んで出してしまふということだつてある。しかし、そうやつても果たして認定をしてもらえるからぬかわからない。そうすると、ちゅうちゅうするといふことは、私はわかるのです。だから、そのやり方自体に、そういう要求をされること自体に問題があるのじゃないか。認定といふものは、そういうわけなんですね。現在の外傷、それは非常に不自由なんだ、だから、それはそのままいかに認定をして治療してやると

いうことにならなければ、私は、認定患者を認定するということの意味がどこにあるのだろうかという感じがしてならぬ。だから、そういうやり方自体に問題があるのではないかと、私は指摘したいわけですが、その点はどうお考えになりますか。

○佐分利政府委員 原爆二法は、原爆の放射線の影響を受けて心身に障害を起して、いまなおそれで苦しんでいらつしやるという方々を対象にしているわけでありまして、特に認定患者の場合には、そういう障害でいまなお医療を受けなければならぬ状態にある方を認定患者にすることにしているわけでございます。そういう関係で、ただいまのお話のような場合には、ただ後遺症が残っているのだといった状態では認定患者にはできないのでございまして、その後遺症がもちろん悪くなったから、あるいは後遺症が激しいから何らかの医療を受けなければならぬという場合に初めて認定患者になるわけでございます。これは、現在の原爆二法の一つの基本ルールでございます。そして、そのあたりを動かさないと、やはり一般戦災者の問題等が起ってくるわけでございます。現行制度におきましては、これはやむを得ないことと考えております。

○中村(重)委員 それは、私が指摘したようなこととは当初はそれを通じていたわけですね。最近非常に厳しくなったということ、これが問題の一つなんだ。

それから、治療を受けなければならぬとある。この点をお考えにならないければならぬことは、当初はそれとおりで、手当にいたしまして治療を受けている者あるいは病気が進行している、これは当然のために治療を受けるわけですから、いまは治療をしても半分は支給されるということになつてはいるわけだ。だから、厚生省のこの問題に対する扱ひ方というものは変わつてきたわけですね。だから、この治療を受けなければならぬことになつてはいるのを、これはやはり削除するということが必要ではないかというふうには私は思つております。そうしなければ半額支給ということでは

どうしてしたのか、いまの答弁とは矛盾してくると思つて、したがつて、治療をした者に対して半額を支給するという制度を新たに作り出したと同時に、その運用の問題ということについても、内容を改めていくということにならなければ、私は筋が通らないような感じがする。その点に対してはどうお考えになつておられるか。

○佐分利政府委員 この認定患者が配慮を必要としなくなつた状態に達したときにも半額を支給するという制度は、四十九年の十月から始まつた制度でございますけれども、これは、やはり一人認定患者として非常に御苦労なされた方、この方は本当に戦後二十年、三十年というふうな苦勞なされた方でありまして、それからもう一つは、やはりそういうふうな医療を受ける状態にあつたけれども、幸い病気がよくなつて現在では医療を受けなくてもよくなつたということでございまして、医学的に見ますと、そういう長年医療で呻吟なされた方については、特に原爆被爆者の場合には、またいつ再発するかわからないという問題がございます。そういう特殊事情に着目いたしまして、四十九年十月から医療を必要としなくなつた場合にも、二分の一の特別手当を差上げることにしたわけでございます。ずっと以前にもう治つてしまつたという方々とはかなり性格が違つたものでございまして、

○中村(重)委員 それは違わない。全身にガラスがいつばい入つて、あるいはケロイドを受けて認定を受けてない、しかしながら寒くなつたら、何と云うのですか、俗にわれわれはすぶくと言つただけでも、神経痛の痛みという非常に痛みを感じる。それからいま申し上げたように、ケロイドで口が非常に不自由、三十年間苦勞して、認定を受けてない人は苦勞してないというのじゃないわけですね。同じように苦勞してきています。しかし、認定を受けた人には、やはり認定の手当というものが支給されている。認定を受けるだけの症状あるいは外傷を受けていながら、厳しい審査にひつか

かつて却下されている。したがつて、そういう手当も受けてない、認定を受けてない人の苦しみというものは、想像以上のものがあるわけだ。精神的にもいやされない。なぜに認定を受けないのだからか。肉体的、精神的な苦勞というものは、認定を受けてない人に私は最もはなはだしきものがあるという感じがいたします。

したがつてあなたが、三十年間苦勞したのだ、治療はしたけれども、苦勞したから何と云うのか、その代償という形で半分支給するということとは、何か認定を受けてない人に対して余りむご過ぎる。そういうこり固まつた考え方ではなくて、現在の審議会のその審議のあり方ということにやはり問題があるのではないかと、それから、いまあなたが後段お答えになりましたように、半額を支給するというにいたしましたのだから、その考え方をもう少し推し進めて、治療を受けていなければならぬというのであつたけれども、そういう特別の扱ひをしたのだから、したがつて、そういう気の毒な人に対しては、何とかひとつ認定をもう少し緩やかにして認定をしていく、そういう温情ある扱ひをしていくのでなければ、法のもとに平等でないということになるような気が私にはいたします。気がするということより、むしろ確信を持ってあなたにそのことを指摘したい。もう少し弾力的に、もう少し緩やかに、もう少し実情というものを見きわめてその認定をしていくということではなれないし、私も毎国会当委員会において、認定患者の認定の方法については緩やかにやりなさい、こういう附帯決議をつけてきた、院の決議を尊重するという立場からも、私は、もっと弾力的なやり方をする必要があると思つて、この点については大臣からひとつお答えをいただきたい。

○佐分利政府委員 二つの問題があると思つてございまして、一つは、現在の原爆二法の運用の基本方針でありまして、やはり現に医療を受ける状態にないといけないということでございます。それからもう一つは、やはり被爆後三十年たつて

まいりまして、ガラスの破片もまたケロイドも、原爆以外でも起こることがございますので、そのあたりの事実関係の証明が非常にむずかしくなつてくるわけでございます。このあたりは、本當の被爆者であれば、何十年たつても救うというのがやはり原則であるかと思つて、いろいろとむずかしいケースも出てくるわけでございます。そういう関係から、先生の御提案も一つの御提案でございますけれども、いま直ちにそのような方向に進むことは考えておりません。

○中村(重)委員 いまのお答えは、やはり半額を支給した人に支給するというにいたしましたということですね。しかし、そのことによって治療を受けなければならぬということを残していること自体に問題があるわけだから、やはりこれを削除していくということが私は筋であると思つて、それからもう一つは、最近原爆を受けた人ではない者がケロイドになつたり、あるいは外傷を受けたたりしている人がいるのだから、したがつて、事実の認定がむずかしいというふうなことでありましたが、私どもがこの委員会でも責任を持って質問し、問題を指摘しているのに対して、あなたとしては、そういう余り非現実的な答弁をすべきじゃない。明らかに原爆によってケロイドあるいは外傷を受けて、全身ガラスの破片が入つてい

る人があるんだ。そういう人は、いかにその人がごまかしても、周囲の柱がそういうことにはわかつていますよ。だから、それほど疑いがあるのだったら、原爆はいろいろな団体がある、あるいはそのために市であるとか県であるとか、広島、長崎の被爆都市あるいは被爆県から、明らかにこれは被爆者であるという証明をつけさせればよいでしょう。そうすると、少しも疑う余地はなくなるのだから、そういうこり固まつたお答えをするのでなくて、先ほどあなたがお答えになつたように、平均をすると申請八千六百四十に対して認定七千三百九人、八五%ということになつてはいる。ところが、最近三〇%程度に低下している。いかに厳しくなつたかということがはつきりしている。しかも

か、そういうこり固まつたお答えをするのでなくて、先ほどあなたがお答えになつたように、平均をすると申請八千六百四十に対して認定七千三百九人、八五%ということになつてはいる。ところが、最近三〇%程度に低下している。いかに厳しくなつたかということがはつきりしている。しかも

私は、外傷の例を挙げて申し上げているのだから、私の申し上げたことが一つの提議であるということをお認めになるならば、やはり審議会とも十分話し合いをされて、もう少し実情に即するような、何人も法のもとに平等だということ、被爆者の方々がいわゆる嘆かないようにおやりになる必要があるだろうと私は思います。もう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○佐分利政府委員 このあたりの問題は、医学的に申ししても、先生がお考えになつておられるのは、被爆者が多量の放射線を浴びたということ、そのあたりを緩めてまいりますと、一般戦災者の問題がすぐ出てくるわけでございます。そういう制度の本質論が一つございまして、もう一つは、先ほど来申し上げるうちに、被爆後三十年も三十二年もたつと、なかなか事実の認定が医学的にも、また社会的にもむずかしくなつてくるというございまして、そういうことで、私もいたしましては、できるだけ被爆者の方々のために運用しているわけでございますけれども、今後ともそういう点については、特別の配慮をしながら認定制度の適正な運営を図つてまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員 それから、先ほど私が申し上げた治療した人に対して半額を支給する、これは特別手当であることに変わりはないわけですが、そうすると、医療を受けていなければならぬというこの条項は削る必要があるだろうと私は思つておりますが、その点いかがですか。

○佐分利政府委員 先ほど来私の申し上げたことは全部申し上げたのでございまして、医療を受ける状態にない方に初めから特別手当の二分の一を差し上げるということになりますと、いわゆる純粋な外傷が特に問題になつてくるわけでございます。そうすると、これは一般戦災の場合も同じような方々がたくさんいらっしゃるわけござ

いまして、放射線の特殊な影響というところから離れてまいります。そういうふうな制度の本質にかかわるような重大な問題でございますから、先生御要望のように簡単に制度を改正するわけにはまいらないと思ひます。

○中村(重)委員 制度を改正するわけにはまいらないとおっしゃるのだけれども、明らかに治療した人に対して前は支給してはなかつた、それを支給するようにしたのだから、その事実の上に立つと、これは外していくということが当然であらうと思ひます。いまあなたは、放射能との関連性が認定の要素であるというふうにおっしゃつたのだが、三十年を経過した今日、なかなか認定がむずかしいのだということになつてくると、今後はほとんど認定被爆者というものはなくなつていくというふうなことになるのではございませんか。いかがですか。

○佐分利政府委員 そんなことはございせん。たとえばがんの場合も、いろいろながんがございまして、白血病については原爆放射線との関係がすでにはつきりしておりますが、そのほかの甲状腺がんにしても乳がんにしても胃がんにしても、そういうものについても、最近では原爆放射線との関係がだんだんとはつきりしかつておりますから、そういうふうなことは、はつきりして、つらつ医学の進歩があれば、新しい疾患が三十五年後でも四十年後でも認定疾患として認められるというものは大いにあり得ると考えております。

○中村(重)委員 医師が、診察を受けに行つたときに、あなたの答弁のようなことを言わなくて、ともかくガラスを出さない、ケロイドで外傷があるからこれを一度手術しなさい、放射能云々ということは言わない、ともかく手術をするのだ、ガラスを全部取り出すのだ、それを一応やらなければ、いわゆる治療を受けているという形にならないのだからと、こういうことを言うのだが、不自由なことに変わりはしないんだね、非常に苦しんでいることに変わりはしないのだから。だから、そういう手術を受けなさいという要求を今後はいま

せんか。治療を受けなければならぬという状態であるならば、いまあなたが答えになつたような放射能の影響ありというふうな判断だけでよろしいですか。

○佐分利政府委員 ガラスは入つておられるけれども、全く医療は受けないというのでは現行制度の対象になりません。ただ、その場合の医療には外科的療法もありましようし、内科的療法もあるかと思ひますが、いずれにしても医療を必要とする状態になれば、認定患者として扱われるのではなからぬと思ひます。

○中村(重)委員 ガラスが全身に入つておれば医療を受けなければならぬ状態にあることは明らかだから、受けなければならぬことは明らかだから、そのとおりなんです。ただ、私が先ほど申し上げたように、そういう無理な治療をしても、果たして認定をしてくれるかどうかかわらないということ、いろいろな不自由を忍んでそういう徹底した治療を受けない、治療は受けるのだけれども、徹底しないいわゆる治療を施さないというだけのことなんだから、いまあなたの答弁でそればかりでしたから、医療を受けなければならぬという状態であればよろしいということですから、今後はそういうことで徹底してもらいたい、こういうふうにおもひます。

それから、所得制限の問題について、先ほど森井委員の質問に対してあなたはお答えになりましたが、財政的な事情、それから二法との性格という点ですが、そのいずれにウエイトがかかりますか。

○佐分利政府委員 基本的には二法の制度の趣旨に基づくものであると思ひます。ただ、所得制限の緩和をどれくらいにするかというふうなことは、やはり財政的な事情も反映してどうしようかと思ひます。

○中村(重)委員 むしろ私も言つておられるように、二法の性格というものは社会保障なんだから、それを国家補償、これによって処遇をするというところに踏み切つたらいかですか。

○佐分利政府委員 原爆二法を国家補償の制度にするという考え方は、全然出てこないのではないかと思つております。これは制度論からしてそうなるのではないかと思ひます。またもう一つは、政策の実施面から出てくる問題でございますが、やはり一般戦災者との均衡というふうなものを考えなければならぬと思ひます。

そういう両方の面もあわせまして、やはり原爆被害者を国家補償の制度で援護するという考え方は出てまいらないと思ひます。ただ、被爆者の中にも国と使用関係にあつた方があつたわけでございますが、そういう方々については、すでに援護法でお世話をしているところでございます。

○中村(重)委員 制度上全然出てこないというのはどういふことですか。出てくるのがあたりまえで、出てこないことがおかしいと思ひます。これは森井委員もちよつと触れましたが、私もいつか申し上げたことがあると思ひますけれども、大体原子爆弾という、世界の法律によつて使用してはならない兵器を使つた。だから、アメリカが当然弁償する義務がある。それを講和条約の際に権利を放棄した。被害者に相談をして権利を放棄したのじゃないんです。日本政府が勝手に放棄した。それなら日本政府がアメリカにかつて補償する義務がある。それは当然国家補償じゃありませんか。出てこないけれども、これを無理に出さないように社会保障で処遇しているところの問題があるのであつて、全然出てこないということはおかしい。これは出てくるのがあたりまえだ。

これは事務当局としての答弁というのでは適當ではないと思ひます。この点は大臣からぜひお答えいただきたい。——大臣答弁ですよ、これは。だめだよ、大臣が答弁しない。

○田中事務大臣 昨年も中村委員お聞きになつたと思ひますが、例の国際法の法理からはこの問題は出てこないということについては、るる私から御説明を申し上げたところでありまして、東京地裁の判決、それをめぐる国際法理等々から、当然

これが国家補償の対象になるという帰結は出てこないというのであります。

ただ、そうした国際法理というものを離れてこの問題をどう考えるかということをおわれれば判断をしなければならぬということでございます。前の斎藤厚生大臣も御答弁申し上げておられますが、多分に単なる社会保護的な感覚からだけ見て律することのできない、そうした関係にある法律制度である、この問題はそういうふうになるというふうには私どもは思っているわけであり

ます。さて、所得制限問題については、私どもとしては、これを他の社会保障立法のように一律に扱うことはいかがいというので、制限撤廃の予算要求をしているわけであり。しかし政府部内において、この問題についての意見のコンセンサスをいまだ得ておりませんものから、これについては逐次改善はされているものの、全廃をいたしていかないというのが現状でございます。今後とも、これについてはやはり所得制限は撤廃する方向で努力をいたさなければならぬというのが、現在この所得制限問題についての法律制度の趣旨から見ての私どもの考え方でございます。

○中村(重)委員 東京地裁の判決は、私も承知しているのです。これは訴訟の趣旨が違うのです。しかも、あのときに論旨の中に、日本は経済は高度に成長している、にもかかわらず、被爆者に対するところの処遇はきわめて貧困であるということ、政治の貧困さというものを指摘しているというところがあったことは、御承知のとおりであると思っております。

それから、いまの所得制限の問題ですけれども、これは他の制度との関係上所得制限は問題がある、かといって原爆の問題については、所得制限の撤廃の必要があるであろうというので、厚生省としては絶えず要求してきた、こういうことなんです、どうなんです、現在の社会保障の趣旨によって制定されているこの原爆被害者に対

する処遇は——現在の二法というのは、社会保障によってでき上がっているものですね。これを性格を変えないで所得制限の撤廃ということは可能でしょうか。

○田中(重)大臣 この法律の立法の基底を流れるものは、社会保障的な考え方であり。しかし、これについての考え方は、単なる社会保障立法より第三の道を行くべきであるというのが、斎藤厚生大臣の御答弁であったようであり。私は、若干ニュアンスが違いますが、しかし、単なる社会保障立法でこれを律する、すべてを律するということについては、問題があるというのでござい

ますので、これをいかに表現するか、適当な言葉をとつきに見出しかねますが、少なくとも所得制限を撤廃するに値するような環境にある法律制度であるというふうには私どもは思っているのですから、したがって、所得制限の撤廃について予算要求をしているのですが、残念ながら政府部内でも主張が通っておられない、実現を見ていないというのが残念でございます。それについて努力が足りないというおしかりも、また甘受いたしますが、私どもは、そうした方向で今後とも努力をいたしたい、かように思っているのが現状でございます。

○中村(重)委員 そういったような考え方であるならば、私は、やはり戦争犠牲者ということを念頭に置いた考え方の上に立っておると思う。にもかかわらず、所得制限が社会保障の限度枠よりも低いということはいかかものであるか。さらに実施期日の問題に対しても、一般の社会保障の関係については所得制限の実施期日は五月から、被爆者に関しては六月からということになって

いる。明らかにいまのあなたの答弁よりもこれは矛盾している、おかしいじゃないか。○田中(重)大臣 これは支給時期の事務的な問題から出てきているわけでございます。別に被爆者であるから、時期がおくれる、それであるがゆえに、そうした考え方についてわれわれが軽視をいたしているということではございません。その

点については誤解のないようお願いをいたしました。

○中村(重)委員 誤解をするなどと言っても、一般の社会保障の場合、所得制限の緩和というものは五月から緩和することになっておるのに、被爆者に限って六月から緩和すること、これは一カ月被爆者の場合に制限緩和をおくらせている心ざりませんか。おかしいじゃないですか。

○佐分利政府委員 まず実施の時期でございますけれども、原爆対策の場合には伝統的に六月から実施をいたしております。五月中旬に申請、届け出をさせていただくわけでございます。この問題は、早いからどう、遅いからどうとは一概に言えない面があるわけでございます。高度成長の時代は遅い方がよかったです。現在においても、いまの御審議をいたしております予算案では、先ほど御説明いたしましたように、健康管理手当のような場合に従来十一万七千五百円であったものを十八万五千八百円にした、所得額にいたしますと二百九十六万円であったものを四百万円にした。これは標準四人世帯でございますが、そのように緩和をしております。いつも比較になりますのは、福祉年金あたりの所得制限と比較されるのではな

いかと思っておりますが、私どもの方は、そのような一本の基準で所得制限をやっておりますが、福祉年金の場合には本人に所得がある場合には本人の所得の基準というのがございます。これは二百七十数万円になっておると思っております。ただ、扶養義務者がございすような場合には、その所得が福祉年金の場合にはやはり八百二、三十万になっておる、そこが違っておりますが、これは、やはり対象の年齢構造によりましてかなり影響が違っております。被爆者の場合にも、被爆者の方がだんだんお年を召してまいり

ますと、老齢福祉年金のような所得制限の基準の決め方が有利でございす。まだお若い方には、やはり現在の原爆の所得制限の方が有利という面もあるわけでございます。一概にどちらが有利、どちらが不利と言えないという問題がございます。しかし、先ほども申し上げましたように、これについては四十三年に特別措置法をつくりましてから、昭和四十六年度以外は年々改善してきたわけでございますので、その点の私どもの努力は一応考えていただきたいと思います。○中村(重)委員 議論があるけれども、時間の関係があるから先に進みます。

原爆病院に対する運営補助が、予算要求に対して最終的な査定は額が非常に少ないですね。二千六百万円ということになっておる。これは広島、長崎で二千六百万円だが、広島が幾らで長崎が幾らかということ、それから補助額の算定基準といたしまして、これは五千万円要求をしたのか、二千六百万円になったんだが、これは、その算定はどういうことなんでしょうか。○佐分利政府委員 算定の詳細な根拠につきましては……(中村(重)委員「詳細でなくていいから、額が幾らかということですか」と呼ぶ)ただいま詳しい資料はございませんが、両方の病院合わせて二千六百万円が国費になっておるわけでございます。その分配が問題になってまいりますけれども、これは、長崎の原爆病院と広島原爆病院でベッド数も違っています。ただ、長崎の場合には一般患者も幾らか入っていらつしやいますから、それを除いた原爆被爆者の入院患者、こういったものを基礎に置いて考えるわけでございます。大体六割が長崎に行き、四割が広島に行く、そのような配分にならうかと考えております。

○中村(重)委員 そうすると、長崎の場合に一般の患者が入院しているからそれを差し引くんだ、こういうことですか、そうすると病院が対象になりますか、あるいは入院している患者の数が対象ということになりますか。どうなんです。

○佐分利政府委員 制度としては病院が対象になるのでございませぬけれども、やはり補助金を差し上げます場合にはどうしても被爆者たる入院患者の数がというものが基本になりまして、その入院医療を行うために医師が何人必要であるか、看護婦またその他の補助者が何人必要であるか、そういう計算をして配分をするわけでございませぬ。

○中村(重)委員 病院が対象である、だがしかし一般の患者が入っているからそれを差し引くという事は、やはり患者が対象というようにもまた考えられますね。長崎の原爆病院は被爆者が六〇%、それから一般患者が四〇%入院している。なぜに一般の患者を原爆病院であるのに入院をさせるのかという事については、それは採算上の問題ですね。理由を挙げて、あなたの方にも日赤の方から赤字の原因について書類を出されたと思はる。そうすると、長崎の聖フランシスコ病院は五〇%被爆者が入院している。これを患者を対象にするという事になってまいりますと、フランシスコ病院も私は補助の対象にしていくということにならなければ、補助をするという点からいって問題があるような感じがいたします。四〇%も一般の患者を入院させる。しかも一般患者の方がいつも患者の回りがよくて初診料ももらえらるから収入がある。国が補助をすることに私は反対じゃないのですよ。しかし、補助をするからには権威がある、いつでも被爆者が入院できるという病床を一つか二つはあけておくという事でなければいけないのだというような考え方の上に立って私は申し上げるわけなんです。ですから、今後どう指導するかということ、フランシスコ病院のように五〇%も常時被爆者を入院させているという、その病院に対して何とか補助の道を考えていく必要があるのではないかと、そういうようなことから申し上げるわけですが、いかがですか。

○佐分利政府委員 私どもは長崎の原爆病院に對しまして、もう一〇%原爆被爆者だけにしようという指導と申しますか、お願いを繰り返してはいるのでございませぬ。と申しますのは、確かに、一般患者の場合には年齢も低くございませぬから、病床の回転率も早くなりませぬ。また急性、重度の医療が行われるので一人当たりの医療費も高くなるかもしれませぬが、特に長崎の原爆病院の場合には差額ベッドなんかは全然してないのだから、一般患者であろうと原爆被爆者の患者であろうとそう大した違いはないと思っております。また、一般患者をお断りするとベッドがあいてしまうという事、起らないと思っております。周りの病院にたくさん被爆者が入っていらっしゃるわけでございますから。要するに、病院の事務的な面というよりもむしろ医学的な面からの要請があるのではないかとと思はれますが、病院の医療スタッフがもう少し考え直してくれば、あの病院もほとんど全部が被爆者になり、また被爆者がいつでもお入りになれるように運用できるのではないかと申すわけでございます。

また、運営費の補助の問題は、先ほども申し上げましたように、これは広島と長崎の原爆病院に對する運営費の補助でございまして、その補助金を分配する場合の基礎として、特に長崎の場合は一般患者が余りにも多くなり過ぎたものでございませぬからどうしてもそういうふうな方法をとらざるを得なくなつておるといふことでございませぬ。先ほども申し上げましたように、これは今後改善してもらいたいと思つておるのでございませぬ。したがって、ほかの病院がたまたま被爆者を二割取容なされた、五割入院させていらっしゃるという場合に、そういうものを対象にして補助金を差し上げるといふ考え方は全然持っておりませぬ。

○中村(重)委員 時間の関係がありますからこれで終わりますが、残留放射能の調査地域をどうお考えになつていらっしゃるかということ、地域拡大についての今後の方針についてお答えをいただきたいと思はれます。

○佐分利政府委員 残留放射能の調査につきましては、現在御審議いただいております予算案が通

り次第、正式に委員会を開いて方針を決めて、できるだけ早く実施に移りたいと思はれておりますが、方針をいたしましたら、爆心地から六方向に向けまして大体二十キロ、各方向百地点の土壌を採取いたしまして、セシウム等の放射能を中心に調査をする予定でございませぬ。なお、この調査の結果が九月までというわけにはまいらないわけでございますけれども、できるだけ早く調査結果を手に入れますと、今後の原爆対策、特に地域拡大の問題の参考にするようにしてまいりたいと思つております。

なお、本年の地域拡大の方針でございませぬが、これも現在御審議をいただいております予算案が通過いたしますれば、できるだけ早く、長崎につきましては爆心地から標準六キロ、場所によって七キロの地点まで拡大いたしまして、現在指定地域になつていないところあるいは健康診断実施地域に指定をいたしまして健康診断を行う予定でございませぬ。また、広島の場合には、広島市の隣接北西部に黒い雨が降りまして、これが二重の楕円になつておりますが、中の楕円形の部分、特に雨のたくさん降りました部分を対象に考へております。このため対象人員は、現在健康診断の実施対象者としたしましては時津、長与の四千名ぐらゐが従来指定されておるわけでございませぬが、新しい地域拡大によりまして約一万名の方々が新たに健康診断の対象になつてくるかと考へております。

○中村(重)委員 答弁は要りませぬが申し上げておきます。十二キロまで現に被爆地域に長崎市内については七キロまでということですが、いま一部にキロというところを聞いていたんだけれども、いすれにしても十二キロのところまで髪の毛は抜ける。歯ぐきから血が出るというふうな地域、たとえば長崎の伊王島といったようなところがあるんだが、そういうところは早急に地域の中に入らなければならぬというところを、私どもは調査の結果痛感しております。具体的な資料としてはあな

たの方にもあるはずなんだから、精力的にこの地域の調査をやつて、地域の拡大をやつてということにしてもらいたいというところを強く要求いたしておきます。

○熊谷委員 次に、小宮武喜君。

○小宮委員 昨年の七十五国会でこの各種手当の引き上げに際して、私から、やはり被爆者の生活の実態調査を行つて、その実態に沿うように各種手当の引き上げも行うべきではないか、こういう質問をいたしました。その際、公衆衛生局長は、十月前後に五十年度の原爆被爆者実態調査を行う予定である、その実態調査結果に基づいて原爆二法の改正、被爆者の福祉向上を図りたい、こういう答弁をされておるわけなんです。そこで、実態調査を行つたのかどうか。また、実態調査を行った結果、この被爆者の福祉向上にどのようになされたのか。また、この原爆二法の改正についてもどのように考へられたのか。その点、まずお聞きします。

○佐分利政府委員 昭和五十年度の原爆被爆者実態調査は、昨年も申し上げたかと存じますが、基本調査を九月一日に行つております。また、生活調査は十一月一日に行つております。また、特殊な事例調査は七月から十一月までの間に行つております。このような調査資料は十二月に厚生省に上がつてまいりまして、現在、電算機を使いまして集計中でございます。したがって、この結果がまとまり、さらに解析を行ひまして公表できるようにおはります。早くてことしの暮れではないかと思つておはります。そういう関係で、昭和五十一年度の原爆対策につきましては、昭和四十年年度の原爆被爆者実態調査の結果を使つていろいろな推計をし、分析をして予算要求をしたところでございませぬ。

○小宮委員 四十年に実態調査を行つて、その結果、四十三年に現在の特別措置法を制定いたしました。こう言つておはるわけですね。だから、四十年から四十三年という、三年間の間があるわけですから、今行つた実態調査に基づいて、

第一類第七号 社会労働委員会議録第四号 昭和五十一年五月六日

三九

そうすれば五十二年においては、実態調査に基づいた結果、この原爆二法の改正なりあるいは被爆者の福祉向上にこれを生かしていくというように理解していいですか。

○佐分利政府委員 たいま申し上げましたように、昭和五十年実態調査の結果は早くも本年秋になると思われますので、五十二年の予算要求にその結果を使うということは事実上不可能であろうかと思えます。ただ、非常にスムーズにまいりました場合には、五十年の実態調査の結果を、本年十二月末の五十二年予算編成の復活要求のときに一部活用させていただくことはあり得るかもしれないと思えます。

○小宮委員 それでは本格的な改正というか、いわゆる五十年の実態調査を法律面あるいは福祉の面で生かすということになれば大体五十三年度ということになって、ことは大臣の復活折衝あたりで少しも生かしていきたいというふうには理解していいですね。

御存じのように、原爆被爆者というのは、われわれがこれまで何回となく言っておるように、やはり普通の一般の戦災者とは非常に違った趣をもっておるわけですから、そういった意味でいつもこの原爆被爆者の福祉の問題あるいはそれぞれの各種手当の問題にしても、やはり厚生省としては、いまの被爆者に適用すると一般の戦災者に波及するというのを非常に恐れておるようでありますけれども、一般の戦災者も確かに言われてみれば戦争犠牲者には間違いございません。しかしながら、やはり被爆者というのは、これは何回もおっしゃいますように、いわゆる被爆者の人体実験によって戦争が終結されたので、もし戦争が継続されておつたとすればさらに何十万、何百万の生命を失われたであろうし、そしてまたさらに日本の現在の国体そのものの今日あるのは、これは大きく言えばやはり広島、長崎で原爆に遭われた方々の犠牲の上に立って残っておるというふうにも私は考えているわけですね。

爆被爆者に対するいろいろな措置を考えてみると、何かやはり一般的な社会保障的な考え方にどうも立っておるようでございます。いまの大臣の答弁では、まあ一般の社会保障的な性格から少しはよくしておるんだというふうなことを言われておりましたけれども、われわれも野党四党として被爆者援護法も出しておるわけですが、そういう意味では当然やはり国が責任を持ってこの人たちの救済をすべきだという論拠には一つも変わりはないと思えます。いまこういう人たちの一番訴えておるのはまあ非常につましい要求で、亡くなった方に対して弔慰金でも何とかひとつ支給してもらえぬか、あるいは財産だとか家だとかを喪失した人に対して幾らかでも見舞い金でも出してもらえぬかというふうな、決して無理な、むちゃなこととは言っておらないわけですから、そういった意味で少なくともやはり五十二年あたりには、あれもこれもということはいま言いませんけれども、しかしながら、少なくとも亡くなられた方に対する弔慰金ぐらゐは私は五十二年ぐらゐではもう踏み切ってもらいたいというのを考えるし、また被爆者の方々も非常に強い要請をしておるわけですね。この点について私、五十二年あたりでは弔慰金について何とかひとつ踏み切ってもらいたいというのを強く要請したいのですが、ひとつ大臣、いかがですか、この問題は。

○田中國務大臣 昨年も私からこの法律の審議に際して申し上げました。原子爆弾被爆者に対する対策というのについて他の一般戦災者とは違った立法制度をとっているという趣旨のものは、この方々が不幸にして原子爆弾を被爆されました多量の放射能を浴びておる、そのために健康上の特別の配慮が必要である、あるいはまた健康上特に損なわれるところが多い。他の財産的な損害ならばこれはリカバリーがきくわけでございますが、この方々はそういうわけにはいかないのだというところで、特殊な理由に基づいて特殊な立法をしているというのには厚生省関係立法としては珍しい例なのでございまして、原因のいかんを問わず現在の

実情をつかまえてやるというのが社会保障立法の普通の姿でございますが、これはそうしたような特殊な事情を考えて措置をしているわけでございます。こうした趣旨に基づく立法措置でございますので、したがって、現在やはり御存命の、放射能を多量に浴びて健康上支障があるとかあるいは御心配があるといったような方々に対しては、御心配を軽減するにやむを得ないというのが私どもの趣旨でございます。心情的にはわからぬわけでもございせんが、たとえば財産を喪失したとかあるいは亡くなった方、この方に対しての遺族が何らかの給付を受けるという制度、施策というものは、この制度の中からはほど遠いものがあるのではなからうか。よしそれが、そういう政策要請があるとしても、プライオリティーはこのシステムの中では劣るものではなからうかというふうには私は考え、もしそういう余地があるならば、現在御存命のこうした気の毒な方々にいろいろな措置を向上させていくといったような方向が、法律制度のたてまえ上、趣旨から見ても適当であるうかというふうな思つて今後ともこの問題に対処をいたしたいというふうには私は考えておるわけでございます。

○小宮委員 弔慰金といいますが、これはあくまで一時的な弔慰金ですから、その意味では遺族年金と若干趣を異にしておりますけれども、やはりそういった一時的な弔慰金ですから、それぐらゐは踏み切つていいんじゃないか、私はこういうふうには考えますが、いまの大臣の答弁もなかなかむずかしいようございまして、私は、援護法の中へ盛り込んでおる中のある一つの部分として、弔慰金ぐらゐは何とかひとつ考えてもらいたいというのを申し上げておるわけでございますが、ひとつそういう意味で再考をお願いしたいと思います。

これはこれくらいにしまして、では、全国の被爆者手帳所持者は何名で、それから認定患者は何名ですか。

すと、手帳の所持者は約三十六万名となっております。また認定患者は、累積で申しますと七千二百三十人になるのでございますが、中にはお亡くなりになった方もございますので、現在のこの制度の対象になっております方は四千三百人程度でございます。

○小宮委員 先ほども質問がございましたけれども、この認定患者の認定にかかわる審査規定の問題ですが、この審査制度というのは三十二年に制定された原爆医療法に基づいておるわけですが、この制度が実施された当時それと該当しなかったか、その後医療を必要とする人が出てきたり、あるいはその当時制度の趣旨が——原爆に遭われた場合に過去が散つてしまつたわけですから、そういう意味で趣旨が徹底しなかつたりしておる人がかなりたくさんおるのが判明しておるわけですね。ところが、こういうふうな人たちはいまごろ申請しても非常に審査が厳しく、それで却下される。もし三十二年当時であれば当然認定されておるであろうと思われる方々が現在認定できずに却下されておられる方々もあるわけですね。その意味で、それでは申請した方が大体何名で、認定患者として認定された人がどれくらいあるのか、御参考までにひとつ御説明願いたい。

○佐分利政府委員 本年三月末現在の数字でございますが、認定申請件数は八千六百四十、そのうち認定件数が七千三百九、認定比率と申しますか、合格率が八四・六%となっております。

○小宮委員 先ほど申し上げましたように、この認定基準が非常に厳しいということですが、このケースが多いわけですが、そういうような意味から見れば、この被爆による受傷というのが確認されて、そして障害程度が身体障害者の六級程度以上であればやはり認定患者として認定すべきじゃないかというふうなことを私は考えているわけですが、この点についての所見と、それから特別手当の問題にしても、これは治癒しておれば二分の一になるわけですね。しかし、治癒したとしてもやはりケロイドの問題とかいろいろあります

ので、これを二分の一に減らすという事はどうも酷ではないか。また、戦後三十年もたつていれば治療するというのが大体普通ではなからうか、そういうことになってまいりますと、特別手当のAランクをもらへる人は余りおらぬようになるのじゃないかと思ひますが、年度の改正による特別手当の該当者は大体どれくらいおられますか。

○佐分利政府委員 特別手当の該当者でございませうけれども、実際の支給件数というのはいま手元に資料がございませんで、予算件数になってまいりますけれども、大体全額お払いいたしますものと、それから医療を受けない状態になつたというので半額お払いいたします方が半々でございまして、約二千名ずつでございませう。半額の方が若干少ないという程度でございませう。

○小宮委員 合計四千名ですか。

○佐分利政府委員 三千九百一十一、正確に申し上げますとそのようになってまいりますが、これは予算上の数字でございませうので、正確な実施人員数ではございませう。

○小宮委員 それから、これも先ほどからいろいろ質問があつておりましたけれども、健康管理手当についても所得制限とか疾病制限がつけられてゐるわけですね。この制限を撤廃すべきだというのが私のいままでの主張でもあります。これは厚生大臣もかなり前向きで努力されてゐることは承知しておりますけれども、今度五十一年度で税額が十八万三千八百円になる。この税額の問題、これはやはり本人の所得税額とすべきではないか。これは扶養家族とか扶養義務者は除いて、これと無関係にただ本人の所得税額を十八万三千八百円というところで所得制限を設けるならばまだ話もわかるけれども、やはり扶養義務者等も入れてどうしようという事については問題があるし、また疾病制限についても、満五十五歳以上になつていますが、この制限についても撤廃すべきだ、こういうふうにも考えますが、どうですか。

○佐分利政府委員 ただいまの所得制限の場合の本人の所得とそれから扶養義務者の所得でござい

ますが、これは厳格に申しますとまた際限がないのでございませうけれども、世帯が遠く離れてゐるとかいろいろなきともありまして、その辺は現場においてよく御相談をしてやつてゐるのではないかと申しております。

それからもう一つ御質問のございました健康管理手当の病気の種類でございませうけれども、これも四十九年の十月から二つの疾患群をふやしたわけでございます。呼吸機能の障害、運動機能の障害という二つの疾患群をふやしたわけでございます。その際も、これは第一線の指定医療機関あるいは一般疾病担当医療機関の先生方の御意見を集約したような形で、原爆医療審議会にそういつた二つの疾患群を健康管理手当の対象にすべきではないかという御提案が委員からございまして、御審議の結果、ふやすことになつたものでございませうので、今後も、被爆者の年齢構造等の変化がございませうからそれによく合ったような健康管理手当の疾患群を考えていかなければなりませんので、ただいま申し上げたような手続に従つて新たに疾患をふやすかどうかの検討が医療審議会で行われるものと思つております。ただ、もうすでに十の疾患群を指定してありますので、残つたものといつたしましては胃腸等の消化器の障害と、それから皮膚の障害とか、こういったものしかないのではないかと思ひますが、胃腸障害、皮膚の障害といふのは被爆者以外の場合にも非常に多い病気でございまして、その点、原爆放射線との因果関係の証明がまだ十分でございませう。やつと最近胃がんと原爆放射線の関係というふうなことが論議されるようになってきたところでございませうので、ただいま御要望がございましたように直ちに疾患群をふやすという事は、現在の医学の経験では無理ではなからうかと思ひますけれども、今後とも引き続きその拡大について医療審議会では検討が続けられるものと考えております。

○小宮委員 これは所得制限が十一万七千五百円から十八万三千八百円に改正されたわけですが、この改正によって大体どれくらいの方がこの恩典

に浴するの。それでその支給率は大体どのくらいになるのか。その点いかがですか。

○佐分利政府委員 支給率で申しますと、健康管理手当の場合、五十年度の現在の所得制限では八三%の支給率になります。新しい基準でまいりますとこれが九〇%になると思つております。また、認定患者の特別手当の場合には、障害者加算がございませうので、現在の基準で八九%の支給率でございますが、新基準でまいりますと九三、四%に支給率になるものと考えております。

○小宮委員 保健手当の問題ですが、この手当は爆心地から二キロ以内の人ということになつてお

りますが、この二キロ以内というのは特に放射能の影響を受けておる人たちであり、また障害を受けながらも認定患者として認められなかつた人たちもかなりいるわけですね。そういう意味で、この手当の該当者に対してはやはりもっとと保健手当を引き上げるべきだ。そういうような意味では認定患者に次いで処遇をすべきじゃないのかということも考えまして、それを考えますと現行の保健手当というのは余りにも低過ぎるんじゃないか。少なくとも保健手当は特別手当と健康管理手当の中間ぐらゐに位置してもいいんじゃないか。せめて一步譲つても健康管理手当額までは引き上げるべきじゃないか、こういうふうにも考えますが、所見はいかがですか。

○佐分利政府委員 確かに、ただいま御提案のように、保健手当の支給者は二キロ以内の被爆者でございませうから、学問的に申しますと非常に重要な被爆者でございませう。そういう意味で今後とも保健手当の引き上げについては特別の努力をしなければならぬと思つてございませうが、一方におきましては、これまでの原爆対策がたどつてまいりましたように、地域拡大の問題がいつもついてくるわけでございます。私は、やはり狭く深く対策を立てるべきではないかと思つてございませうが、なかなか物事はそうまいりませんで、浅く広くというふうな経過をたどつてまいりました。そういうこともございまして、もちろん保健手当は

大幅に増額していかねければならぬと思つてございませうが、一方においてはまたこれが六キロとか十二キロになつてはかなわぬという問題がついて回つてございまして、その辺もよく考えながら制度の改善を図つてまいりたいと思つております。

○小宮委員 この家族介護手当の問題にしても、これは、病人の看護をするのは家族がするのはあたりまえだというふうな発想もあるかもしれませうけれども、やはりそのために、看護、介護に当たる人は外で働くこともできないというふうな事情もかなりあつたらうから何つておるわけですが、この家族介護手当にしても介護手当と比べれば非常に低いわけですね。その意味では、介護手当と家族介護手当を同列に扱ふということまでは言わないにしても、少なくともやはり介護手当の二分の一ぐらゐは支給すべきである。だから、介護手当を同じ基底に置いて、家族介護手当の場合はその二分の一にするとかいうように制度をやはり改正すべきだ、私はこういうふうにも考えるので、どうですか。

○佐分利政府委員 基本的には家族介護手当も今後大幅に引き上げないといけないかと考えております。ただこの場合には、実際に介護人を雇つていない、あるいは介護してくださる方に賃金、お礼等を払つていないというケースでございませうので、当然金額は介護手当の場合よりは少なくなつてくるわけでございますけれども、大きな問題といたしまして、これは他の身障者などの家族介護手当、つまり福祉手当と横並びになつておりました。つまり福祉手当だけを単独で引き上げていくという事は現在の情勢では不可能でございませう。そういう関係で、福祉手当の改善を待ちながら、またそれとの均衡を考えながら、今後改善していくべきものではないかと考えております。

○小宮委員 御参考までに伺ひますけれども、非祭料ですが、この制度発足以来非祭料を支払つた件数は何件ありますか。

○佐分利政府委員 ただいま累計が出てござい

ませんが、ここ数年は大体四千件から五千件、毎年お出ししているわけでございます。これも被爆者の年齢が上ってきたということもございませうが、ここには四十四年度からの実績がございませうが、四十四年度の二千六百件が現在では五千件近くになってきた、だんだんふえているということでございます。

○小宮委員 これは被爆者の方々がやはりどれくらい亡くなつていくのかというのを推定する資料にもなりますので、御参考のために聞いたわけですが、先ほどからこれも話がございましたが、被爆者指定地域拡大の問題ですね。局長が言われるように、いわゆる六キロぐらいで今度おさめたわけですが、私にはいろいろ理由は、言いたいことはたくさんあるわけですが、今度は何となく二キロまでというふうなわれわれも要求はしながらも、一挙には無理としても十キロぐらいまでは何とかいけるか。特にこれは局長、厚生大臣も一生懸命にやってくれておられるし、特にわれわれも信頼をしておるわけですから、そういった意味では十キロぐらいまでいくんじやないかと思つておつたところが、あにはからんや、われわれの期待に反して六キロに押さえられたという点について、若干経緯についてひとつ御説明をお願いしたい。

○佐分利政府委員 原爆放射線につきましては、大きく分けまして、原爆が爆発したときの瞬間放射線というのがございませう。もう一つは、核分裂生成物質がいゆる死の灰となりまして、その後方々に、また風向きによつてはある特定の方向に降ってくる。こんなふうに大きく分けられると思つてございませうが、地域拡大の場合にまず問題になりますのは、その第一のいゆる直接の瞬間放射線の強さが問題になるかと思つてございませう。これについては、先ほど申し上げましたように、過去二回推定線量が出されて、国際的にも承認されてはいるわけでございますが、その第二回目の一九六五年の推定線量を使いました場合も、たとえは長崎の場合でございますが、六キロというのは、

瞬間の原爆の放射線の量が瞬間の天然放射線の量と同じであるというのが六キロなんです。長崎の場合にも大体百三十ミリレム、つまり〇・一三レムぐらいの年間天然放射線があると思つてございませうが、それを瞬間の放射線に日数とか時間で割り戻しまして、その天然放射線と同じの原爆の瞬間放射線の地域というのが六キロでございます。また、七キロになりますと、もう原爆の瞬間放射線はゼロになつてしまふわけでございます。

そこで問題になりますのは、第二の死の灰がどういふふうな降つたかということでございます。これは広島の場合にはたまたま風が市の北西部の方向に向かつて吹きましたので、市の隣接北西部の部分に楕円形になつて黒い雨が降つた。そこで確かに当時の学術会議の測定データ等も一部ございまして、若干の放射能が証明されたということになつてはいるわけでございますが、長崎の場合はまだ西山区に灰が降つたということしか証明されていないわけでございます。また風向きも、被爆後三十年たちましたけれども、これまでではっきりしなかつたのでございませう。場合によつては北の方へ吹いたように言われたり、あるいは東の方へ吹いたように言われたりといふふうなことを繰り返してきてきたのでございませう。これは昨年の原爆慰霊祭、原爆記念日のときに長崎測候所が、なぞもつと早くそういう資料を持ち出さなかつたのかと思つておられますが、正確な風向きの測候記録を持ち出してまいりました。これによつて風向きははっきりしたわけでございます。しかし、やはりこういつた放射能灰のようなものは東西南北、あらゆる方向にまんべんなく降ってくるのが普通でございますが、それが特に風が強ければ特定の方向へ降ってくるというものでございませう。

そういう関係もございませうので、いま御審議をいただいております予算案で残留放射線の調査費というのを計上しております。予算が通れば、先ほど申し上げましたが、爆心地から六方向に向かつて二十キロまでの地点、約百地点の土壌を

採取して現在の残留放射能を調べて、これを当時の放射能に換算をしていくという作業をできるだけ早くやりたい。その結果を見て今後の地域拡大の貴重な参考資料にしたいと考えている次第でございます。

○小宮委員 その調査はいつになれば終わるので

○佐分利政府委員 予算の関係で実施も二カ月前からでございますので、この調子でまいりますと、先ほどの五十年の実態調査と同じように、早く年末ぐらいにその調査結果が出てくるかと思つて、ただこれも、土壌を採取しておけば、まず最初にスクリーニングの調査をやりまして、土壌を残しておいて後から精密調査をするという方法がございませうので、現在学者の方々と、まず行政的に特に必要な調査結果でも早くいただけないだろうか、国際的な文献として残すような精密調査は後でゆっくりやっていただけないかという御相談をしております。

○小宮委員 従来は町村単位に指定していたのが、今回は大字単位に指定をしたわけですね。したがって、いま地域は非常に開発されておるために、大字単位に指定をするというのは境界線がもうとにかく判然としておらぬということ、字単位にしていたためにかえつて混乱を招いておるわけですね。だから、すっきりするのはこれは旧町村単位で指定した方が一番いいわけ、その意味ではかえつていまの字単位に指定したということでは混乱を起すという問題も起きておるわけですね。これはいまの調査とも関連するでしょうけれども、やはり町村単位に指定するようにぜひひとつ御再考をお願いしたいと思つてございませう。ひとつ御意見を聞きたいと思つてございませう。

○佐分利政府委員 長崎の場合にも、たとえば西部の方の旧三重村でございますが、このあたりはかなり大きな村でございます。また、広島の場合には南観音町という一・五キロから七キロにわたるような大きな町があるわけでございます。やはり旧町村単位で指定するということはきわめて

大きな不公平を生みますので、むずかしいと思つておられます。できれば、大字の問題がございませうから、小字というのはないであらうかというふうな問題もありませんし、もういよいよよくなつてまいりませうと、最近内閣の統計局だとかあるいは建設省等が使つておられますが、全国をメッシュマップに地区をつくつておられるわけですね。小さな地区に割つておられるわけでございますが、そういうふうなものも採用する以外にないかもしれない。どうも字でも不公平が起る、町ではもつと不公平が起るということ、現在現地の県や市の方々と御相談をしております。

○小宮委員 被爆二世、三世の問題ですが、これも昨年七十五国会で質問した際に、答弁によれば、財団法人放射線影響研究所でも研究を続けており、厚生省も四十九年度から学会に調査研究を委託しておるといふ答弁があつておりましたが、その後この調査研究は大体どの点まで進んでおるか、その点いかがですか。

○佐分利政府委員 まず、四十九年度から広島市と長崎市で始めております被爆世帯の研究、その中に二世、三世の健康状態の調査が入つておるわけでございますけれども、これも四十九年度から始めまして、五十一年度はやはり一千万円程度の研究費で調査を継続したいと思つておられます。そのような普通の医学的な方法ではなかなか二世、三世の健康被害、健康障害は証明されないでございませう。これは旧ABCが昭和二十一年以来、被爆者の二世につきまして死産率とかあるいはその乳児死亡率、さらに白血病の発生状況、また男女の性比、こういったものを詳細に調べたわけでございますが、従来の方法ではどうも被爆してない方との間に有意の差がないわけでございます。そこで日米双方協議いたしまして、放射線影響研究所におきまして五十一年度から遺伝生化学的研究という、血液の中の化学物質を測定いたしまして放射線の影響を証明しようという調査を始めることにしたわけでございますが、そのような調査もやはり少なくとも三年はかかりま

す。学問的に申しますと五年間の調査が必要でございまいが、そういった新しい血液生化学的な方法等も駆使して、二世、三世の放射線による健康被害の状態を早く解明してまいりたいと思っております。特にこの問題は、二世、三世の方たちの就職とかあるいは結婚問題にも一部においては非常に大きな影響を及ぼす問題でありますので、できるだけ早く正確な調査結果を手に入れたいと考えております。

○小宮委員 近年、二世、三世の方で原因不明の疾病によって死亡する方とかあるいは生活能力に欠ける人がだんだんふえてきておるといふ現状ですが、こういった原因不明の疾病にある者については、何か難病と同じような取り扱いができないものかどうか。また、生活能力が極端に落ちた人に対してはやはり生活扶助の措置をするとか、そういった救済対策を考えてほしいと思っておりますが、どうでしょうか。

○佐分利政府委員 ただいま申し上げましたように、まだ原爆放射線の二世に対する影響が医学的には証明されておられません。したがって、原爆対策の一環としてそういう方々のお世話をすることは不可能でございますが、そういった方々につきましても、一般の社会保障制度あるいは難病対策、こういった関連制度の充実をまわしましてお世話をしたいらうかと思っております。

○小宮委員 これも原爆病院対策の問題ですが、被爆者の唯一の医療機関として原爆病院が存在しているわけですが、これは非常に赤字の連続で、しかも県、市、まあ国も助成をしておりますけれども、それでもなお赤字の連続で、このまま続けていけば原爆病院がどうなるのかというふうな心配がされるわけです。そういった意味で被爆者あたりも非常に心配しておられるし、その意味で、被爆者あたりが安心して療養ができるように、むしろ原爆病院を国営に移管して、そして被爆者の医療専門の機関としての国立病院にすべきじゃないかという意見も非常に地元では高

まっているわけですが、原爆病院の国営にいつてどのように考えておられるのか、ひとつ御意見を聞きたい。

○佐分利政府委員 原爆病院の国立移管の構想はかねがねからあるわけでございますけれども、私どももいたしましてはやはり日赤の運営する病院のよさというふうなものを最大限に生かしながら、国、県、市が十分な助成をしていって原爆病院を運営していく方法が現在においては一番よろしいのではないかと考えております。

また、具体的な問題といたしまして、広島市の原爆病院の場合には、全体が原爆病院でございますが、総体で五百床ぐらいの総合病院の中に原爆の病棟が百七十床あるという病院でございます。また、長崎の原爆病院の場合には、今度は全体が原爆病院でございますが、いろいろな関係で最近はどうも四割あるいはそれ以上一般患者がおいになりなっているというふうな状態になってまいりました。そういうこともございまして、いま直ちに国立にしようとしてもそういうふうな問題がございましてから不可能なことでございますが、そういった問題だけでなく、私は、ただいま申し上げましたように、日赤のよさというものを最大限に生かしながら原爆病院を運営していくのがまた被爆者のためにもなるのではないかと考えております。

○小宮委員 被爆者温泉療養保養施設の運営費の問題ですが、この施設も被爆者に健康と想いと安らぎを与えることによつて非常に貢献しておるわけですが、やはり被爆者専用施設という性格上、どうしても独立採算にしなければいけません。しかしながら、実際上はもう非常にこの運営に困っておりますという問題がありますので、いまは先ほど申し上げましたように被爆者の方々は非常に老齢化してきておるといふことを考えた場合に、これは特養、特別養護老人ホームあたりと同じような考え方で、少なくとも措置費ぐらいは助成してもいいんじゃないかというように考えておりますが、この点については局長としてどのようにお考えですか。

か。

○佐分利政府委員 そのような一種の保養施設と申しますか、本当の意味の福利厚生施設のようなものでございまして、そういうものに対して建物設備の補助をする、あるいは運営費の赤字を補助をする、あるいはいま御提案のように被爆者がお使いになったときに一人幾らという措置費を出すということは、現在の制度では不可能であると思っております。これは長崎にも広島にもあるわけでございますが、こういうふうな制度につきましては、やはり原則は利用者の被爆者の方に応分の負担をしていただく、またそのために私どもは各種手当等の引き上げをやつていく、それでどうにもならないところはまた地元の市とか県が何かの配慮をする、それでもどうにもならないようなときに初めて、国の方も何かしなければならぬいかなあという問題が将来起こるかもしれないという性格のものではないかと考えております。

○小宮委員 もう時間がございますから、最後に、原爆病院の国立移管というのが非常に困難であるというなら、これはやはり国は県なり市なりといういろいろ相談をして、この本格的な再建計画を策定させて、その計画に基づいて思い切った援助を行うべきではないか、こういうふうに考えているのです。具体的にいろいろ病院の実態を調査して申し上げるなら、国は原爆後遺症研究の費用に對しては助成を行つておりますが、この助成をまず増額するということが第一点。第二点は、被爆者の老齢化に伴う特別介護員費に対するいわゆる運営費に対する助成、これもことしから初めてついたわけでございますが、しかしまだまだ少な過ぎるという問題もあるもので、これをやはり大幅に増額するという問題。もう一つは、長期運転資金借入金金の元利償還について、これは現在県や市がただ利子補給だけをやつておるわけですが、そのために元金はそのまま残つていっておるわけですから、この元金あるいは利息を含めて計画的に償還できるように国としての助成を行うべきじゃないか。第四は、過去の施設整備

借入金金の元利償還についても、利子補給だけは県や市がやっておるわけですが、国は何にもやらないというところで、この助成についてもひとつ国として考えてもらいたい。大体こういうような四点について国として思い切った助成策を考えていただくならば、無理に国立に移管しなくても何とか再建できるというふうな見通しも持つておるわけですが、この原爆病院の再建についてひとつ技術的な対策を立ててもらいたいということも申し上げて、また厚生省からそれに対する見解を伺つて、私の質問を終わりたいと思つております。

○佐分利政府委員 まず、原爆病院助成の第一の研究費の助成でございますが、昨年は一病院二千二百五十万程度でございましたが、新年度の予算案では三千二百八十万程度に約一千万ふやしてございまして、これも今後できるだけふやしたいと思つております。ただ、研究費はそうやたらにふやすわけにもいかないわけで、研究で実際使える程度しかお出しはできないであらうと思つております。

第二は運営費の補助でございますが、先ほど来申しておりますように、両病院で二千六百万円国費を計上したわけで、これが三倍になつて両病院にいくわけでございます。五十年度の決算がまだ終わつておりませんが、長崎の場合で赤字が二千万円弱、広島の場合で一千万円強というふうなことはないかと思つてございまして。そういうふうな、やはり医療費の改定の方がよるしきを得れば病院の経営はかなりよくなるわけでございます。そのほかに、やはり職員の方々の労働管理、病院管理の適正化も図つてもらわなければならぬと思つてございまして、端的に申しますと、五十一年度予算案の二千六百万円の運営費の補助金を今後続けていけば、それによつて先ほどお話がございました第三の短期運転資金の元利償還の問題、また四番目の長期借入金金の元利償還の問題もおのずから解決してくるのではないかと考へてございまして、現在の経済情勢ではということでございますが、将来大きな経済的な変動でもあればまたこれは二千六百万を倍にすると三倍以上

するといふようなことも必要でありましようが、現在の情勢ではあの程度ですべての御要望にこたえられるのではないかと考えております。

なお、両病院とも日赤の病院でございますので、企業会計方式をとりまして、いわゆる償却費等を積み立てることになっております。そういう関係で累積赤字と称するものが非常に多目に出てくるわけでございますが、あの大部分は減価償却費でございますので、国公立の病院のようなセンスで言えば累積赤字もそれほど大きなものではないと思っております。また、建物設備の場合でございますが、これはやはり日赤の財産になるわけでございますから、まず長崎とか広島の日赤支部がいろいろと努力をしなければならぬし、また本社にしてもやはり何らかの応分の努力をしなければならぬと思っております。そういう関係で、本社から両病院に対する特別補助、これも原爆病院にしか出ておりませんが、そういうものもだんだんと引き上げられるような傾向にございますので、そのようなみんなの努力を合わせて両原爆病院の今後の経営の改善を図ってまいりたいと考えております。

○小宮委員 時間が来ましたので、これで質問を終わります。

○熊谷委員長 次回は、来る十日月曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時五十四分散会

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「一万二千元」を「一万三千五百円」に、「二万四千元」を「二万七千元」に改

昭和五十一年五月十三日印刷

める。

第五条第四項中「二万二千元」を「一万三千五百円」に改める。

第五条の二第三項中「六千元」を「六千八百円」に改める。

附則

- この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。
- 昭和五十一年九月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

理由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、特別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十一年五月十四日発行

社会労働委員会議録第一号中正誤

ページ	段行	誤	正
四	一	図るる見地	図る見地
六	一	家庭児童相談、	家庭児童相談、
六	三	いたしまして	いたしました

ページ	段行	誤	正
三	一	澄子	松本澄子
三	二	○遠藤政府委員	○藤縄政府委員

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W